平成２６年　第２回定例会

# 摂津市議会会議録

平成２６年６月１１日　開会
平成２６年６月２６日　閉会

摂　津　市　議　会

目　　次

平成２６年第２回定例会

○６月１１日（第１日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------1－ 2
開会の宣告 ----------1－ 3
市長あいさつ
開議の宣告 ----------1－ 3
会議録署名議員の指名 ----------1－ 3
日程１　会期の決定 ----------1－ 3
日程２　農業委員会委員推薦の件 ----------1－ 3
採決
日程３　議案第４０号、議案第４１号、議案第４５号、議案第４６号 -----1－ 3
提案理由の説明（総務部長、保健福祉部長、消防長）
委員会付託
日程４　報告第１号、報告第３号 ----------1－ 6
報告（総務部長、保健福祉部長）
質疑（山崎雅数議員）
採決
日程５　報告第２号、報告第４号、報告第５号 ----------1－10
報告（土木下水道部長、総務部長）
質疑（野口博議員）
日程６　議案第４２号 ----------1－14
提案理由の説明（総務部長）
質疑（野口博議員、木村勝彦議員）
採決
日程７　議案第４３号 ----------1－20
提案理由の説明（総務部長）
採決
日程８　議案第４４号 ----------1－20
提案理由の説明（総務部長）
採決
日程９　常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件 ----------1－21
報告（総務常任委員長、建設常任委員長、文教常任委員長、民生常任
委員長）
休会の決定 ----------1－22

散会の宣告 ----------1－22

○６月２５日（第２日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------2－ 2
開議の宣告 ----------2－ 3
会議録署名議員の指名 ----------2－ 3
日程１　一般質問
市来賢太郎議員 ----------2－ 3
大澤千恵子議員 ----------2－ 6
山崎雅数議員 ----------2－19
増永和起議員 ----------2－26
水谷毅議員 ----------2－35
東久美子議員 ----------2－43
嶋野浩一朗議員 ----------2－52
安藤薫議員 ----------2－62
延会の宣告 ----------2－71

○６月２６日（第３日）
出席議員、地方自治法第１２１条による出席者（説明員）、出席した
議会事務局職員 ----------3－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件 ----------3－ 2
開議の宣告 ----------3－ 3
会議録署名議員の指名 ----------3－ 3
日程１　一般質問
福住礼子議員 ----------3－ 3
上村高義議員 ----------3－ 9
森西正議員 ----------3－13
弘豊議員 ----------3－21
中川嘉彦議員 ----------3－27
木村勝彦議員 ----------3－32
藤浦雅彦議員 ----------3－36
日程２　議案第４０号、議案第４１号、議案第４５号、議案第４６号 -----3－46
委員長報告（総務常任委員長、文教常任委員長、民生常任委員長）
採決
日程３　報告第６号 ----------3－47
報告（土木下水道部長）

日程４　議会議案第７号～議会議案第１０号 ----------3－47
討論（弘豊議員）
採決
閉会の宣告 ----------3－49

☆添付資料

審議日程 ---------- 資料－ 1
議案付託表 ---------- 資料－ 2
一般質問要旨 ---------- 資料－ 3
推薦者名簿 ---------- 資料－ 6
議決結果一覧 ---------- 資料－ 7

# 摂　津　市　議　会　会　議　録

平成２６年６月１１日

（第１日）

# 平成２６年第２回摂津市議会定例会会議録

平成２６年６月１１日（水曜日）
午前　１０時　２分　開会
摂　津　市　議　会　議　場

---

１　出席議員　（２１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 森西　正 | ２番 | 木村勝彦 |
| ３番 | 上村高義 | ４番 | 福住礼子 |
| ５番 | 藤浦雅彦 | ６番 | 村上英明 |
| ７番 | 三好義治 | ８番 | 東　久美子 |
| ９番 | 市来賢太郎 | １０番 | 中川嘉彦 |
| １１番 | 増永和起 | １２番 | 弘　豊 |
| １３番 | 山崎雅数 | １４番 | 水谷　毅 |
| １５番 | 南野直司 | １６番 | 渡辺慎吾 |
| １７番 | 嶋野浩一朗 | １８番 | 大澤千恵子 |
| １９番 | 野原　修 | ２０番 | 安藤　薫 |
| ２１番 | 野口　博 | | |

１　欠席議員　（０名）

---

１　地方自治法第１２１条による出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森山一正 | 副市長 | 小野吉孝 |
| 教育長 | 箸尾谷知也 | 市長公室長 | 乾　富治 |
| 総務部長 | 有山　泉 | 生活環境部長 | 杉本正彦 |
| 生活環境部理事 | 北野人士 | 保健福祉部長 | 堤　守 |
| 都市整備部長 | 吉田和生 | 土木下水道部長 | 山口　繁 |
| 教育委員会教育総務部長 | 山本和憲 | 教育委員会次世代育成部長 | 登阪　弘 |
| 教育委員会生涯学習部長 | 宮部善隆 | 監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長 | 井口久和 |
| 水道部長 | 渡辺勝彦 | 消防長 | 熊野　誠 |

---

１　出席した議会事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 藤井智哉 | 事務局次長 | 川本勝也 |

１ 議　事　日　程

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1, | | | | 会期決定の件 |
| 2, | | | | 農業委員会委員推薦の件 |
| 3, | 議 | 案 第 | ４０号 | 平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号） |
| | 議 | 案 第 | ４１号 | 平成２６年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| | 議 | 案 第 | ４５号 | 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | ４６号 | 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 4, | 報 | 告 第 | １号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件 |
| | 報 | 告 第 | ３号 | 平成２６年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）専決処分報告の件 |
| 5, | 報 | 告 第 | ２号 | 訴えの提起専決処分報告の件 |
| | 報 | 告 第 | ４号 | 平成２５年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件 |
| | 報 | 告 第 | ５号 | 平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件 |
| 6, | 議 | 案 第 | ４２号 | 工事請負契約締結の件 |
| 7, | 議 | 案 第 | ４３号 | 工事請負契約締結の件 |
| 8, | 議 | 案 第 | ４４号 | 工事請負契約締結の件 |
| 9, | | | | 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件 |

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程９まで

（午前１０時２分　開会）

○村上英明議長　ただいまから平成２６年第２回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

（森山市長　登壇）

○森山市長　おはようございます。

平成２６年第２回定例市議会を招集させていただきましたところ、議員各位にはお忙しいところ、ご参集賜りまして大変ありがとうございます。

ただいま伝達式がございましたが、元市議会議員の柴田繁勝さんにおかれましては、このたび永年勤続４０年ということで、全国市議会議長会総会において、特別表彰をお受けになられました。まことにめでたく、改めまして心よりお祝いを申し上げます。どうか今後とも健康にご留意をされ、大所高所から何かとご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件ほか４件、予算案件といたしまして、平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）ほか１件、条例案件といたしまして、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか１件、その他の案件といたしまして、工事請負契約締結の件３件、合計１２件のご審議をお願いいたすものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たり、ご挨拶といたします。

○村上英明議長　挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び三好議員を指名します。

日程１、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から６月２６日までの１６日間とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程２、農業委員会委員推薦の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、配付の名簿のとおり推薦することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

日程３、議案第４０号など４件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　議案第４０号、平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回、補正の内容としましては、歳入は中小企業処遇改善支援事業に係る緊急雇用創出基金事業補助金などとなっています。歳出は市たばこ税大阪府交付金などの追加補正となっています。

まず、補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７，１５３万８，０００円を追加し、その総額を３３４億１，５６５万３，０００円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入の内容ですが、款１５府支出金、項２府補助金は、スクール・エンパワーメント推進事業費補助金など６１４万８，０００円を増額しています。

款１８繰入金、項２基金繰入金６，５３９万円の増額は、今回の補正財源を財政調整基金繰入金によって調整しています。

続きまして、歳出ですが、款２総務費、項２徴税費６，３７２万８，０００円の増額は、平成２５年度市たばこ税収納分のうち、地方税法の規定に基づく大阪府に対する交付金です。

款３民生費、項３生活保護費８１万円の増額は、生活保護制度の改正に伴う生活保護システム改修委託料です。

款６商工費、項１商工費４００万円の増額は、緊急雇用創出基金事業に伴う中小企業処遇改善支援業務委託料です。

款９教育費、項１教育総務費３００万円の増額は、スクール・エンパワーメント推進事業に伴う報償金及び保険料です。

以上、平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　議案第４１号、平成２６年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な予算の内容につきましては、地域密着型サービス施設整備に伴う施設等開設準備補助金の増額でございます。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９万円を追加し、歳入歳出予算の総額を４７億９，６９４万１，０００円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款３国庫支出金、項２国庫補助金１，０２９万円の増額は、地域密着型サービス施設の施設等開設準備補助金を新たに計上するものでございます。

款５府支出金、項２府補助金１，０００万円の減額は、当初、府支出金で計上いたしておりました地域密着型サービス施設の施設等開設準備補助金を国庫補助金に振りかえすることに伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費２９万円の増額は、地域密着型サービス施設等開設に伴う補助金が消費税改正に伴い増額されたことに伴うものでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。

○村上英明議長　消防長。

（熊野消防長　登壇）

○熊野消防長　議案第４５号、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料（条例関係）の１５ページに新旧対照表を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成２６年政令第５６号）が平成２６年３月７日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、非常勤

消防団員に係る退職報償金支払い額を一部改正し、消防団員の処遇改善を図るものでございます。

改正の内容につきましては、勤続年数、階級の全区分でおおむね５万円の退職報償金の引き上げを行うものであります。

なお、附則といたしまして、第１項は、この条例は公布の日から施行し、第２項は、経過措置として、平成２６年４月１日以降、退職した消防団員に適用いたすもので、第３項は、内払いに関する規定でございます。

以上、議案第４５号、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４６号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。なお、議案参考資料（条例関係）の１６ページから２１ページにかけ、新旧対照表を記載しておりますので、あわせてご参照願います。

今回の改正は、平成２５年８月に京都府福知山市で発生した福知山花火大会の火災を踏まえ、対象火気器具等の取り扱いに関する基準を強化するため、消防法施行令の一部を改正する政令が公布され、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものであります。

改正の内容につきましては、第１８条第１項第９号の２では、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、消火器の準備をすることを加えるものでございます。

第４２条の２では、消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものを指定催しとして指定しなければならないことや、指定したときは、その旨を主催する者に通知するとともに、公示しなければならないことを加えるものでございます。

第４２条の３は、指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならないことや、指定催しによる計画を消防長に１４日前までに提出しなければならないことを加えるものでございます。

第４５条第１項第６号は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等を開設する者は、あらかじめ消防長に届け出なければならないことを加えるものでございます。

第４９条第１項第４号は、第４２条の３第２項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することとしたことを加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成２６年８月１日から施行するものであります。ただし、経過措置といたしまして、この条例の施行の日から起算して１４日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の摂津市火災予防条例第４２条の２及び第４２条の３の規定は適用しないこととするものであります。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

本４件については、議案付託表のとおり常任委員会に付託をします。

日程４、報告第１号など２件を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　報告第１号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成２６年３月３１日付で公布されました。本件は、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、同法律の中で平成２６年４月１日から施行される部分を平成２６年３月３１日付で専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

それでは、議案書の本文の順に沿って改正内容をご説明いたします。議案参考資料（条例関係）の１ページから１４ページの新旧対照表もあわせてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、附則第６条及び第７条の改正は、単に課税標準の計算の細目を定めるもので、地方税法の規定にあれば条例で重複して規定するものではないとして、国が整理した規定を削除するものでございます。

附則第１０条第１項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を３年延長するものでございます。

附則第１２条第２項の改正は、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替えに関する引用条文の整備でございます。

附則第１２条の２の改正は、引用文の整備と地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例の対象となる事業用償却資産とそれに係る課税標準の特例割合を追加するものでございます。

附則第１３条の改正は、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設に伴う手続規定を整備するものでございます。

附則第４０条第１項及び第２項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を３年延長するものでございます。

附則第５１条の改正は、一般社団法人または一般財団法人に移行した旧民法第３４条法人が設置する施設に係る固定資産税の非課税措置が廃止されたことに伴う規定の整備でございます。

附則第５１条の２の改正は、旧民法第３４条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例に関する引用文の整備でございます。

最後に附則でございますが、第１項、施行期日につきましては、この条例は平成２６年４月１日から施行するものでございます。第２項は、個人の市民税に関する経過措置の規定でございます。第３項から第９項は、固定資産税に関する経過措置の規定でございます。第１０項は、都市計画税に関する経過措置の規定でございます。

以上、専決処分報告の説明とさせていただきます。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　報告第３号、平成２６年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分の報告につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の専決処分は、平成２５年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出予算におきまして、府内保険者で実施いたしております共同事業の交付金が拠出金を下回ったこと、また療養給付費負担金の過年度精算金が生じたことなどにより、単年度で約３，７９３万円の赤字が見込まれ、累積では約４億１，６３６万４，０００円の不足が見込まれますことから、その補填措置として、平成２６年度当初予算で計上いたしております３，０００万円を除く不足額、３億８，６３６万４，０００円の補正をいたしたものでございます。

本件につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により平成２６年５月３１日に専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりご報告を申し上げるものでございます。

それでは、補正予算書の１ページをご覧いただきたいと存じます。

第１条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億８，６３６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１１６億６，９８８万７，０００円といたすものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款９諸収入、項１雑入で、３億８，６３６万４，０００円を追加いたしております。

次に、歳出でございますが、款１１繰上充用金、項１繰上充用金で、３億８，６３６万４，０００円を追加補正いたしたもので、補填金でございます。

以上、専決処分報告の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長　報告を終わり、質疑に入ります。山崎議員。

○山崎雅数議員　それでは、報告第３号、国民健康保険特別会計の補正専決処分について、国保会計の健全化について一つ伺いたいと思います。

国民健康保険は、自営業とか年金生活されている方、最近は非正規で社会保険に入れない方など、比較的低所得の方々が多くて、保険料の負担が大きいというのは、もう構造的な問題だということを繰り返し訴えておりますけれども、公的な負担をもっとふやさなくてはならないと私たちは考えております。

医療費のこの決算というか、この結果というか、増大は、ジェネリックの勧奨とか予防とか、健康推進で医療費の増大を防ぐ努力を医療機関の皆さんや職員の皆さんも頑張っていただいておりますけれども、そして保険料の納付も市民の皆さんにご協力いただいておりますけれども、しかしながら、病気もされる所得の低いところにあっては、なかなか黒字会計を続けるというのは難しいということが言えると思います。

そこで、昨年は、一般会計からの繰り入れもふやしていただいておりました。それで、国保の繰上充用が専決されたわけですけれども、このまま決算となれば単年度で３，８００万円ほどのマイナスとなるということです。

これまで私たち日本共産党議員団としては、国保会計の赤字は先延ばしするべきではない、単年度で結果としての一般会計からの繰り入れもふやすべきだという立場で反対もしておりました。

昨年は、６年連続の保険料据え置きで１億円の繰り入れを行うこと、それから単年度で黒字が続き、需要額の減額もあるとい

うことで不問としておりましたけれども、ことしは大幅な保険料の増額に踏み切られました。繰り入れの減額予算となりました。

国保の都道府県単位の広域化も予定されているのでというような話もありました。大きくかじを切りかえられました。この繰上充用は、累積赤字にも通じるもんですけれども、あくまで医療給付と保険の会計で結果としてできたもので、全て被保険者に責めを負わせるべきではありません。

将来、それから後年度の被保険者の負担にすることは適正ではないと思っております。ですから、今後の国保会計の健全化方針についてお考えを伺いたいと思います。

国に公的負担をふやすよう求めるのは当然と考えますけれども、市が一般会計からの繰り入れもふやして、繰上充用額、これを減らしていくというお考えはありませんか。この１点だけお聞かせください。

○村上英明議長　それでは、答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　山崎議員さんのご質問でございますけれども、国保特会の赤字は先延ばしすべきではないということでございます。

今年度の保険料改定に当たりましては、医療費分は、保険料を若干ですが下げさせていただいております。今回、料率改定の主なものは、後期高齢者に対する支援金及び６５歳以上の介護保険の介護給付費のための保険料、介護納付金の増額についてお願いをしたものでございます。

今後の予定でございますけれども、いわゆるプログラム法案では、保険者を都道府県化するだけでなく、移行の前には国保の財政の基盤の強化も図ることになっております。

第１段階といたしまして、平成２６年度は、低所得者の方の保険料軽減の拡充が実施されております。第２段階としましては、保険料の抑制効果がある保険基盤安定制度の保険者支援分の拡充が実施されることになっておりまして、本市におきましても、早期実施を要望しているところでございます。

次年度以降は、そういったものを活用しながら、適正賦課を行いながら、平成２９年度の都道府県化に向けて、ソフトランディングを図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、プログラム法案の実施に当たって、詳細につきましては、この夏に中間報告が出るという予定になっておりますので、その段階で見定めながら、今後の都道府県化に向かってかじを切ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長　よろしいですか。山崎議員。

○山崎雅数議員　私は、基盤強化のためにと言ってあります。基盤強化のためには赤字は繰り越していくべきではない。繰り入れをふやすべきではないかと伺っておりますけども、いかがでしょうか。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　繰り入れをふやすべきではないかという山崎議員さんのご質問でございますけれども、原則といたしまして、特別会計の趣旨からも法定外繰り入れを行わず、財政運営を行うというのが原則となっております。

平成２６年度は、これまで法定外の繰り入れについて行ってまいりましたとおりの法定外繰り入れをさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたように、平成２７年度以降につきましては、保険者の都道府県化に伴う国の財政支援の強化等、法定である基盤安定の繰り入れの増も予定されておりますことから、状況を見ながら、原則に基づいた運営に近づけてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○村上英明議長　よろしいですか。では、山崎議員。

○山崎雅数議員　それこそ国の基盤強化のための補強は当然要求をして使っていただきたいと思いますけれども、摂津の国保でいうと、この赤字ベースというか、財政大変だという状況はどうしても後年度負担、保険料負担ということになってきませんか。繰り入れをしないということなら、そういうことになるんではないかと思うんですけれども、そこが納得できないです。

○村上英明議長　じゃあ、保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　先ほど申し上げましたように、世代間の支え合いという部分がございます。その部分につきましては、２０２５年問題に象徴されるように、団塊の世代の方が２０２５年度には７５歳以上になられるという状況がございます。１人当たりの医療費は、７５歳以上の方につきましては年間平均１００万円を超えている状況でございます。

そういう形で、国保財政につきましては、山崎議員さんもご指摘のとおり、市町村で持っていく、運営をしていくのが非常に難しい状況になっております。そういったことから、今回、プログラム法案で都道府県化がされているというふうに考えております。

ですから、先ほども申し上げましたように、この夏に中間報告が出ることになっております。それを見ながら、今後の方針を考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、２６年度につきましては、従来どおりの法定外繰り入れをさせていただいているところでございます。

以上です。

○村上英明議長　じゃあ、ほかございませんか。（「１点だけお願いします。何回、３回ですか」と山崎雅数議員呼ぶ）

いや、既にもう３回されておられますので、はい。

では、ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　では、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件２件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をしました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　討論なしと認め、討論を終わります。

報告第１号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　起立者全員です。

よって、本件は承認をされました。

報告第３号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　起立者多数です。

よって、本件は承認をされました。

日程５、報告第２号など３件を議題とします。

報告を求めます。土木下水道部長。

（山口土木下水道部長　登壇）

○山口土木下水道部長　報告第２号、訴えの提起専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、本市が吹田簡易裁判所へ支払督促の申立てを行った水洗便所改造資金貸付金返還請求につきまして、連帯保証人から督促異議の申立てがあり、民事訴訟法第３９５条の規定によりまして、支払督促の申立日にさかのぼって、市の訴えの提起があったものとみなされることになりますので、地方自治法第１８０条第１項の規定により平成２６年４月７日に専決処分し、同条第２項の規定により報告するものでございます。

訴えの相手方、請求額、支払督促申立日、異議申立日、訴えの提起の専決処分の日は、報告第２号に記載のとおりでございます。

訴えの提起に至る経緯でございますが、借受人は、平成８年１１月に水洗便所改造資金４７万９，０００円を借り入れておられます。これを平成８年１１月から平成１１年１０月の３６か月で毎月返済することになっておりましたが、その後、借受人が死亡し、返済が滞っておりましたので、連帯保証人と面談し、平成１６年１２月に新たな分割納付約束を行いました。

しかし、平成１７年５月を最後に返済がなく、催告を繰り返すも納付がございませんので、平成２４年１１月に配達証明郵便にて法的手続をとる旨の最終催告文書を送付いたしました。

しかしながら、これに対しましても何の連絡もございませんでしたので、本年３月７日に簡易裁判所に未返済額２６万２，２００円の支払督促申立書を提出いたしました。

その後、４月４日に吹田簡易裁判所より、４月２日に連帯保証人から異議申立書が提出され、訴訟に移行した旨、連絡がございましたので、専決処分を行ったものでございます。

以上、訴えの提起専決処分報告の内容説明とさせていただきます。

続きまして、報告第５号、平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件について、その内容をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成２５年度補正予算（第２号）で繰越明許費の設定をお願いしたところでございますが、このたび翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告するものでございます。

その内容につきましては、款１下水道費、項２下水道事業費の公共下水道整備事業で、設定金額３，５５０万円に対し、その一部１，７００万円を翌年度に繰り越しするものでございます。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金５８０万円、地方債１，０３０万円、残り９０万円が一般財源でございます。

以上、繰越明許費の繰越内容の説明とさせていただきます。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　報告第４号、平成２５年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件について、報告します。

本件について、平成２５年度補正予算第

３号、第５号及び第７号で、繰越明許費の設定をお願いしたところでございますが、今般、翌年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものです。

内容につきましては、款３民生費、項２児童福祉費、子育て総合支援センター遊戯室耐震補強等事業で、設定金額１億１，４２８万５，０００円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、地方債８，４９０万円、残り２，９３８万５，０００円が一般財源です。

款７土木費、項４都市計画費、ＪＲ千里丘駅エレベーター設置事業で、設定金額４，５００万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、地方債２，２５０万円、鉄道運輸機構からの負担金１，５００万円、残り７５０万円が一般財源です。

同じく、吹田操車場跡地まちづくり事業で、設定金額３，５５２万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、地方債３，１９０万円、残り３６２万円が一般財源です。

同じく、新在家鳥飼上線道路整備事業で、設定金額１，０００万円に対し、８９０万６，２００円を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金４８９万５，０００円、地方債３６０万円、残り４１万１，２００円が一般財源です。

次に、款８消防費、項１消防費、地域防災計画策定事業で、設定金額８６４万円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源は全て一般財源です。

次に、款９教育費、項２小学校費、小学校耐震補強等事業で、設定金額３億７，４８１万６，０００円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金１億１７２万２，０００円、地方債２億７，３００万円、残り９万４，０００円が一般財源です。

項３中学校費、中学校耐震補強等事業で、設定金額６億７，４８３万４，０００円に対し、その全額を翌年度に繰り越しするものです。

財源の内訳は、未収入の特定財源として、国庫支出金１億８，７６０万４，０００円、地方債４億８，７２０万円、残り３万円が一般財源です。

以上、繰越明許費の繰り越しの内容につきまして、ご報告させていただきました。

○村上英明議長　報告が終わり、質疑があれば受けます。野口議員。

○野口博議員　報告第２号について、幾つか質問させていただきます。

事前にちょっとお尋ねしますと、和解も成立したということでありますけども、４年前に議会のほうの提案で、専決処分に、この支払督促と少額訴訟については、追加でその範疇に入るということで、４年たったわけでありますけども、今回いろいろ経過説明ありましたけども、件数は確かに少ないと思うんですけども、まずこの間の支払督促なり少額訴訟でかかわった事案、これについて説明をいただきたいと思います。

二つ目は、今回のように、いろんな滞納分に対して市が対応する手段として、裁判

所の手をかりる場合と市独自で裁判所にかかわらず滞納処分の催促もできるという２種類ありますけども、今回支払督促ということで裁判所の手をかりてやったわけでありますけども、いろんな公共料金があるかと思うんですけど、改めて、こうした裁判所の手続を経なきゃならない公共料金、使用料について、どういうものがあるのかということをちょっとこの際聞いておきたいと思っています。

いろんな資料では、上水道料金いわゆる水道料金ですね、公営住宅家賃、公立学校の授業料、公団家賃などいわれていますけども、たくさんの公共料金、使用料がありますので、一度支払督促なり少額訴訟にかかわる公共料金についてどんなものがあるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

三つ目には、４年前のこの専決処分に入れるというときに、野原議員が提案して説明されましたけども、そのときの精神が生きているのかという問題について、３点目はお尋ねしたいと思うんです。

そのときに、債権回収に当たっては、市民の該当者の実態に見合わせて当たるべきだという趣旨の提案理由説明をされたと思いますけども、この間、ご承知のとおり、私が問題にしている税・保険料の滞納処分の問題がたくさん出てきました。そうした問題に対して、４年前のこの精神が生かされているのかということについて、この際聞いておきたいと思います。

以上３点、お願いいたします。

○村上英明議長　それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長　債権のうち、市税等の租税、一般的に法的に私どもで権利を持っているもの、それと今、市債権のほうで二つに分かれると。この主なものが下水道の使用料、保育料、これは自力っていうか、できます。ちょっと手元に資料がないので、それ以外にも、今回の水洗便所の貸付金のように、そのものが公債権ではございますが、私どものほうで自力でそういう執行できないもの、水道料金でありますとか、こういうものがあります。

そういう仕分けがありまして、三つ、もともと公租公課に係るようなもの、これは自力で国税徴収法なり、あるいは地方税法なりで規定されております。種類としては、この３種類に分けております。

手元に資料がないので、その詳細の内訳については、また後日、議員の皆さんには３種類あるということでお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長　では、総務部長。

○有山総務部長　ほかにどのような例があるかということでございましたか。

私ども、この分につきましては、現在、下水のほうが例になっている、過去には水道でこのような手続をしたことがございます。

それと、それに当たっての私どもというのは、対応につきまして、当然、それは私どもが自力執行を持っているもの、あるいは先ほど申しましたように二つの、公債権の中でも２種類あるという中でいいますと、それぞれについて、その方々の状況等を把握してその運営というか、執行に当たっているところでございます。

以上でございます。

○村上英明議長　では、野口議員。

○野口博議員　３点目の質疑に対する答弁なかったわけでありますけど、２回目、ちょっとします。

今回の支払督促を含めて２件だというふうに認識しておりますけども、これから第５次行革に向けて、いろいろこの収納率の向上という欄で、この問題に対して、いわゆる少額訴訟なり支払督促について、どんどん活用していくんだというような方針を定めておりますので、その関連で今回も確認を含めて質疑をさせていただいております。

その対象については、後日、資料を出すということでおっしゃっていますので、去年いただいたこの使用料の一覧では８８の使用料があるわけですわね。この中には、一般的に言うこの公共料金も当然ありますけども、きちっと、今回第５次行革でされようとしてますので、材料を出していただきたいと思います。

それで、先ほど申し上げた４年前の、野原議員が議会を代表して専決処分の対象に該当するということで提案理由の説明をされた文章、少し披瀝をさせていただきますが、市債権の回収に当たっては、地方自治法及び同法施行令の規定にのっとり、遺漏なく事務手続を経るとともに、支払いが滞っている方への誠意ある対応と諸事情をしんしゃくした上で、それでもなお司法対応が必要となる場合のため、本件において指定事項の変更を行うものであると。いわゆる実態をちゃんと見ていただいて、滞納したから即裁判の手で押さえていくんだということではなくて、中身をきちっとしんしゃくして対応すべきだという立場で提案理由説明をされておりますので、この精神をぜひ税金にしても国民健康保険料にしても生かしていただきたいと思うわけでありますけども、先ほど答弁なかったもんですから、再度ご答弁求めておきます。

その上で、第５次行革では、皆さんもご承知のとおり、六つの改革の柱と２２の分野と８８項目の施策を定めております。改革３の財政の改革の４の分野で、収納率の向上というところで三つ出しています。一つは、債権管理に対する共通認識を図る。二つ目には、納付催告コールセンターの充実。３点目は、少額訴訟、支払督促制度を活用するという、こういう３項目を定めているわけであります。

というのは、これまで２件だったけれども、これからはどんどん数をふやす方向になるだろうと思っておりますけども、それで改めてこの際お尋ねしとるわけで、この第５次行革で少額訴訟、支払督促制度を活用ということをおっしゃってますけども、どういうふうなイメージを持っているのか、この際簡単に聞いておきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長　では、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長　支払い能力があるにもかかわらずというところが、私どもの５次行革のところに書いてあったというふうに思います。まず、支払い能力があるということが前提になります。それと、著しく誠実性を欠く場合において、これらの法的手段に訴えるということで、そのときに少額訴訟なり支払督促制度を利用させていただくということでございます。明らかにその部分というのは、生活実態というのがわかるということでございますので、その状況を判断の材料にしたいというふうに考えております。

それから、２２年３月に議会のほうで、このような手段ができるということで専決処分をしていただきました。私たちとしましては、市民に対して公平あるいは公正に

対応するということで、もともとの提案の趣旨の中にもあったかと思いますが、他との公平性を著しく欠くというようなことがないようにということで、これらの権限はいただいたと思っておりますので、そこのところに私たちは努力をしてまいりたいと思います。

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　ちょっと今の総務部長のご答弁で、いわゆる公平性の問題に触れましたけども、私が言うてるのはそういうことだけども、やっぱり実態をちゃんと見ていただいて、最初答弁されたああいう視点で対応していただきたいという趣旨で質問させていただいてるわけで、だからそういう気持ちを受けとめていただいて、こういう提案もさせていただいているわけですから、わざわざそこで公平性の問題を言わなくても僕はいいと思いますけども、きちっとご答弁いただければすぐ終わりますので。

○村上英明議長　では、副市長。

○小野副市長　今、総務部長から言いましたように、確かに少額訴訟、議決を経ずしたということで、誠意ある対応をするということ、それから滞納者の実態なり、十分なるその中身を聞いた上でということでございました。

　それに違背するような形があるんではないかということのご指摘もあったと思うんですけども、私も過日それにかかわりました。それで、市としては、その未収金等については、一方ではできるだけ納めていただく努力をせよと言っておりますから、担当のほうとしては、それはもう当然行きます。ただ、そのときに問題が起こったのが、今言われたような形がありましたので、私どもも担当者も呼び、２２年にもらったのはこういうことなんだと。だから、そういうことを十分理解をして進めないと、いわゆる滞納者が悪がごときと言ってこられましたから、そういうことになってしまうから、その辺のことに十分な説明をということを申し上げてまいりました。

　今後そういう形が、全課が動いてまいりますから、今、野口議員言われたことにつきましては、もう一度そういうことをきちっと私のほうから、部長会、担当の中身を聞いて、そのことは示していきたいと。呼んだときに、「それであれば、滞納処分はしなくていいんですか、副市長」という言葉が出てまいりました。ですから、そういう気持ちと、それから納税者の方たちのことがありますから、そこのところはきちっといただくものはいただく、中身は中身で誠意ある対応ということをもう一度、日々動いてまいりますから、指示徹底してまいりたいというふうに思っております。

○村上英明議長　では、それでよろしいですか。（「はい」と野口博議員呼ぶ）

　では、ほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　では、以上で質疑を終わります。

　日程６、議案第４２号を議題とします。

　提案理由の説明を求めます。総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　議案第４２号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。なお、詳細については、議案参考資料１ページから１０ページをあわせてご参照願います。

　本議案は、摂津市立第三中学校耐震補強等工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

　契約の内容は、摂津市立第三中学校耐震補強等工事です。契約の方法は指名競争入

札で、契約金額は３億２４０万円です。契約の相手方は、摂津市東正雀２番３号、株式会社永商興産、代表取締役高原紀夫です。契約の内容は、校舎耐震補強工事及び施設改修工事です。耐震補強工事は、外壁面に耐震補強ブレース２６構面、耐震スリット６か所、渡り廊下に鉄筋コンクリート耐震壁を新設します。施設改修工事は、老朽化の進んでいる棟に外壁改修工事及び屋上防水改修工事を行います。配膳室設置工事は、普通教室１棟１階英語ルームを配膳室へ、管理棟２階多目的教室を英語ルームへ改修します。また、普通教室棟１階から４階のトイレを改修します。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○村上英明議長　説明が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員　今回、今提案説明された第三中学校も含めて三つの学校の耐震補強等の工事の請負が出ています。ちょっと関連しますので、絡めての質問になりますけども、その点ご配慮よろしくお願いいたします。

一つは、わざわざ今回、市内の業者を指名し、競争入札にされています。その辺の理由といいますか、なぜそういう入札制度にしたのかということ等。資料を見ますと、３件とも、その中で３事業所が辞退されています。確かに、この東日本大震災後、またこれからオリンピックもありますので、どんどんそういう公共事業分がふえていくので、わざわざ摂津の仕事までということもあるかもわかりませんけども、こういう入札における事態の状況から、いわゆる市内の建設業界などの状況についてどう整理したらいいのか、その辺のお考えを１点目はお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、工事費に関する落札の問題等々です。最近は、予定価格、いわゆる最高価格の公表を事前にするということで扱っていますけども、従前は改善に改善を重ねて、最低の価格も含めて両方事前に公表させていただいて、それで最低価格で抽せんでたくさんの仕事が落札をするという状況もありました。今回、最高価格を設定されて、それで入札したということでありますけども、この予定価格、最高価格の従前に比べてのこの金額といいますか、建築資材の高騰なり工事従事者の状況などの影響もあると思いますけども、その辺の費用についてどういうふうな状況なのかということと、落札率、これを２点目として示していただきたいと。

三つ目には、今回、工期３件とも１１月２８日となっております。大体５か月ということでありますけども、その辺の工期の設定についてということで、ちょっと改めて補足説明を求めておきます。

四つ目には、いつも資料には連帯保証会社ですね、いつもついています。今回ついていません。ご承知のとおり、何かあった場合に、それのかわりに仕事をしていただくということで、そういう制度をつくっていますけども、今回ありません。もしそういうことがあった場合に、どういう対応につながっていくのかということですね。４点目です。

五つ目には、今回３校の分が出ておりますけども、来年度中に小・中学校全て耐震補強工事を完了するという方針であります。その点からして、残っている学校がどういう学校が残っているのかということと、その見通しについて、以上５点、最初にお願いしたいと思います。

○村上英明議長　総務部長。

○有山総務部長　私のほうで答える分と、まず工期の設定と、それから小・中学校の残りの状況というのは、私のほうで所管しておりませんので、これを除いた分を答弁させていただきます。

まず１点目というか、ちょっと番外編であったのかもしれないですけど、市内の指名業者、今回指名業者をしたその理由なんですが、一番大きな理由は、私ども一般競争入札と比べまして、指名競争入札のほうが時間が短くて可能であるということがございます。これが指名競争に至った一番大きな理由でございます。

これは、国費の事業でございまして、去年、業者のほうの不都合がありまして、工期が延長されるというようなケースがありました。そういうことがありましたので、一番、工期内で終わるということで、できるだけそこのところでいうと、前の処理としての期間が短い指名競争入札の手順をとらせていただきました。国費を飛ばすということが、まずできないということでございます。

それから、これを６月の議会にお諮りをして、本契約に結びつけたいということで、全国一斉に耐震の補強につきましては、文科省のほうで補助金が平成２７年度ということになっておりますので、この６月議会を受けて本契約に結びつけば、全国一斉にこのいろいろな業者が資材の調達等々にかかります。そういうことがございまして、どうしても私どもとしましては５月末までに仮契約をし、６月の初めに議会への提案をさせていただくという、こういうスケジュールがございました。そのことで、今回指名競争入札をさせていただいたところでございます。

それから、今まで値段というか、私どもの予定価格、上と下を見せていたと。今回、上だけになっていると。こういうことで、どういうような変化が生じているかということでございますが、平成２４年までということでございますが、このときは予定価格の上限、下限を見せておりました。このときは、建築工事に限って言いますと、大体下限であるところに張りついて抽せんをするという状況でございました。また、２５年度、昨年度から上限だけを見せているという状況の中で、その入札の率としましては、２％ほど上がっております。従前、大体８５％ぐらいの落札率でございましたが、昨年度については、８７％ということになっております。それから今回、２６年度、いろいろ周りの状況が変わってきた中でどうだという話であったと思いますが、その部分につきましては、さらに本年については２％程度上がっております。大体、そうしてみますと、８９％台というような推移でございます。

それと、ちょっと質問が前後しましたが、３事業者が辞退していると。こういうことの実態について、どういうふうに見ているのかというお問いでございました。確かに今回、発注するに当たりまして、業者のほうに、特定建設業の許可を持っていること、それから監理技術者をこのそれぞれの耐震工事に専任で配置できることということで、条件を当てはめております。このことによりまして、監理技術者を専任で配置する、これはかなり高いハードルになっているのかと思います。複数名おられるということがなければ、こういう辞退につながるのではないかというふうに、これは予想です。直接、業者にその辞退の意思を確認したわけではございません。それから、

おっしゃっているように、他の工事を持っていて、この市の工事との比較の中で辞退をされたということで聞いておる業者さんもあります。

それから、以前保証があったという話でございましたが、随分古い話でございまして、たしか契約の場合、現在、履行保証というような形で金銭的な保証をつけております。実は、おっしゃっているように、以前、業者間での完成の保証人制度というのがございました。これは、平成５年１２月の中央建設業審議会建議において、この保証人制度は廃止というのが提案されております。その後の動きとしまして、当時建設省の建設経済局長が自治省行政局長連名の通知文で同趣旨の要請を、これはされております。これらのことを受けまして、平成８年度からは、工事の完成保証人制度は談合の温床になる可能性があるということで、制度的にはこの制度はとられておりません。

したがいまして、私どもとしましては、この分について、今ある保証金の制度の中で契約の履行を担保しているところでございます。ここは、今までいう工事の施工の責任ということではなくて、金銭保証というような形になっております。これは、先ほど申しましたように、談合への対応策として、国から言われているもんでございます。私どもが独自にやめたということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　私のほうから、３点目の工期の件、並びに５点目の来年度の工事見込みといいますか、予定の件についてご答弁申し上げます。

まず、工期の件でございますけども、担当である教育委員会事務局といたしましては、やはり夏休みを中心に工事をさせていただきたいと。と申しますのが、やはり学校生活に影響が出ないというところをまず１点に考えて、まず工期等々工程を考えております。その中で、教育委員会事務局担当者並びに都市整備部の担当者、また設計に携わっていただいている業者の方々のいろんなご意見を伺いながら、また学校生活に影響を最小限にとどめるということを視点に置きまして、工期の設定に当たっているということでございます。そういうことで、今回、３点とも１１月２８日という工期の締め切りにさせていただいたということでございます。

それと、平成２７年度の予定ということでございますが、今年度、摂津小、第三中、第四中（その１）の工事が完了いたしますと、平成２７年度は、残り、鳥飼小学校、第一中学校、第二中学校、第四中学校（その２）の四つの学校の工事が残っております。現在、４校とも実施設計のほうに入っております。ここ数年、国のほうが補正予算対応等々をしてこられますので、なるべく早く設計のほうを上げて、国が、補正予算対応がまたお声がかかれば、速やかに対応をするように準備をいたしております。そのことは、都市整備部のほうともご協力いただきながら、今設計に当たっているというところでございます。

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　今回、市内業者に対する指名ということで入札を行っているわけでありますけども、以前はこういう市内業者を１００％指名しながら、事を進めるということもあったりして、全国的に落札率が９５％とか９８％とか、そこへ談合もいろい

ろ発生したということから、いろんな社会的な問題になる中で、いろんな改善がこの間進められて、摂津市もその上下限、事前公表だとか、いろんな苦労もしてきたわけでありますけども、そのときに指摘されたいろんな問題の一つが、市内の業者に当然業者育成の問題と談合問題があったと思うんですね。それの問題について、今回久しぶりに市内の業者中心に指名競争入札にされたというところと、そういう平等、公平だとか談合問題とか、そういう問題に対してどういうふうに整理をされたのか、一度この際お聞かせをいただきたいと思います。

二つ目は、今後の工事の予定、最後に答弁いただきましたけども、昨年の決算を受けての中期財政見通しの中で、例えば義務教育の耐震補強工事で、２５、２６、２７、３か年で約３８億円という総工事がありまして、国の補助金なり交付金が９億７，１００万円、市債、市の借金が２３億３００万円、基金といわれる公共施設整備基金が３億２，６００万円、一般財源として１億９，９００万円の予算を組まれて、１年間進んできたわけでありますけども、残りの４学校も含めて、現時点で見込みとして、この昨年決算時につくった見通しの金額がどうなろうというのか、ちょっと現時点でわかる範囲で数字を教えていただきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長　それでは、答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長　まず、競争ということでございますが、私どもは今回３件に対しまして、全て指名を１０者行っております。私どもの市内にありますこの議会案件をやる業者というものは、Ｂランクの業者でございます。この業者、Ｂランクの業者は１１業者ございまして、そのうち、昨年私どものところでいうと、工期の遅延のあったこの業者は外させていただいております。これは指名でございますので、私どもの裁量としてその分は外させていただきました。その残りの１０者を指名させていただいたところでございます。したがいまして、この１０者で競争が働いているというふうに考えております。

それから、中期財政計画見通しということでございますが、私どもは、これは毎年予算の編成時期に合わせて、今後５年間、動きとして数年間の動きはどうか、国のほうでも５年間の中期財政計画を予算編成時前に、これは国のほうは７月でしたか、出しております。私どものほうも、今までそういうことをやっておりまして、１０月の当初予算説明のときに出しておりますので、今回特別にこの分で今作業をしているわけではございません。６月に入りましたので、決算の作業は、今順次会計室なり財政課のほうで行っておるところでございます。この決算の結果をもって、新しい中期財政計画を策定いたしますので、この内容については、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

それと、近隣の状況も、少し手元に資料がありますので、お話をさせていただいておきます。

実は、池田市さんが、額の上、上限、下限とも、今見せない、北摂７市では唯一そういう形で、池田市さんがそういうやり方をされております。結果としまして、池田市さん、今回耐震に係る分において、落札が不調となるような結果が出ております。これにつきましては、最低限度あるいはその上限がありますんで、上限を超えた入札

が全部されまして、上も下もない中でそういうことが起こっております。

それと、吹田市さんのほうで、私どもと同じ指名競争入札で耐震の工事が行われたんですが、これが指名した業者全者辞退という状況が起こっております。

それと、豊中市さんのほうでは、一般競争入札、私どもは指名でしたが、一般競争入札が行われておりますが、これにつきまして参加業者ゼロということで、耐震工事が今回議会のほうに諮れない状況ということを聞いております。

以上、北摂７市の中でも、議員がおっしゃっているように、業者間の中でかなり厳しい状況にあるのかなということは、こういうような結果から見ると想像はつきます。

また、本市の業者の育成という観点からいうと、指名した業者さん、辞退は多少ありましたが、その範囲内の上限を今公開している中でいうと、誠意を持って入札に応じていただいたと考えているところでございます。

以上です。

○村上英明議長　野口議員。

○野口博議員　最後のそういう近隣各市の状況を聞かせていただいて、ちょっとびっくりしてますけども。今回、落札したという、うちはそういう状況ですけども、それとて近隣状況を見ますと、大変心配な部分もありますので、目配りしていただいて、取り組みを進めていただきたいということを申し上げます。

○村上英明議長　ほかございますか。木村議員。

○木村勝彦議員　総務部長のほうでも、一応地元業者の実態等について報告があったんですけれども、やはり他市がそういう入札不調になったり辞退が多く出てきたりする実態というのは、摂津市の地元業者の育成という面では、非常に地元業者の実態というのは厳しい状況にあると思います。そういう点では、単独で工事をするにしても監督がおらない、あるいは職人が集まらない、資材が集まらないという、そういう実態を抱えて非常に苦労されております。

そういう状況の中では、やはり地元業者育成ということは、もっと真剣に私は考えるべきだと思っています。というのは、やはりああいう東日本の大震災のときに、いち早く駆けつけてくれるのは地元の業者です。そういう点では、やっぱりそういう業者を育成していくという視点を持ってやっていかないと、今１０者、１１者という報告もありましたけども、その１０者、１１者の実態というのは、非常に私は悲惨な状況にあるのが実態だということを感じています。

そういう点で、上限、下限の問題あるいは指名、一般競争入札の問題、いろいろありますけれども、やはりそこには地元業者を育成していくんだということ、そこにはやはり業者と行政の信頼関係がなかったらいかんと思います。

そういう点では、今後そういうことも含めて、地元業者の育成をしておかないと、まだあと耐震工事等も残っておりますし、そういう点で、これから東日本の復興がスタートしていく、あるいは東京オリンピックが進んでいくという状況の中では、ますます職人の不足あるいはまた資材の不足、厳しい状況が出てくると思います。

そういう点で、今後、地元業者育成ということについて、真剣に行政も業者も一緒に努力をして頑張ってもらいたいということを意見として申し上げておきたいと思い

ます。

○村上英明議長　ほかありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　では、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をしました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第４２号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　起立者全員です。

よって、本件は可決をされました。

日程７、議案第４３号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　議案第４３号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。なお、詳細については、議案参考資料１１ページから２０ページをあわせてご参照願います。

本議案は、摂津市立第四中学校耐震補強等工事（その１）請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市立第四中学校耐震補強等工事です。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は２億３，６５２万円です。契約の相手方は、摂津市鳥飼新町二丁目２番５２号、株式会社森上工務店、代表取締役森上芳友です。契約の内容は、校舎耐震補強工事及び施設改修工事です。耐震補強工事は、外壁面に補強ブレース１８構面、鉄筋コンクリート壁の耐震補強７か所、耐震スリット２か所、屋上押さえコンクリートを撤去し、荷重軽減を行います。施設改修工事は、普通教室棟に外壁改修工事及び屋上防水改修工事を行います。２階部分では、普通教室棟と管理・特別教室棟をつなぐ渡り廊下を改修します。配膳室設置工事では、１階通級指導室を配膳室へ、１階カウンセリング室を通級指導室へと改修します。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○村上英明議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第４３号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　起立者全員です。

よって、本件は可決をされました。

日程８、議案第４４号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　議案第４４号、工事請負契約締結の件について、内容をご説明いたします。なお、詳細については、議案参考資料２１ページから２８ページをあわせてご参照願います。

本議案は、摂津市立摂津小学校耐震補強等工事の請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

契約の内容は、摂津市立摂津小学校耐震補強等工事です。契約の方法は指名競争入札で、契約金額は２億１，７７２万８，０００円です。契約の相手方は、摂津市東別府四丁目１３番６号、五和建設工業株式会社、代表取締役山本義信です。契約の内容は、校舎耐震補強工事及び施設改修工事です。耐震補強工事は、外壁面に補強ブレース１２構面、鉄筋コンクリート壁の耐震補強８か所、耐震スリット４か所、柱鋼管巻補強２か所、外部階段及び屋外鉄骨階段接合部の補強を行います。施設改修工事は、老朽化の進んでいる棟に外壁改修工事及び屋上防水改修工事を行います。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○村上英明議長　説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第４４号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　起立者全員です。

よって、本件は可決をされました。

日程９、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件を議題とします。

本件について、総務、建設、文教及び民生常任委員長から報告を行いたいとの申し出がありますので、許可をします。初めに、総務常任委員長。

（野口博総務常任委員長　登壇）

○野口博総務常任委員長　ただいまから、総務常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る３月２８日の第１回定例会本会議で、閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、４月３０日、委員全員出席のもと委員会を開催し、調査事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施いたしました。その内容は、５月２１日に岩手県釜石市の防災対策について、並びに５月２２日に岩手県遠野市の災害時の後方支援活動についてであります。なお、その詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告します。

○村上英明議長　建設常任委員長。

（木村勝彦建設常任委員長　登壇）

○木村勝彦建設常任委員長　ただいまから、建設常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告をいたします。

去る３月２８日の第１回定例会本会議で、閉会中の継続審査となりました所管事項に関する事務調査について、４月２１日、委員全員出席のもとに委員会を開催

し、調査事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施しました。その内容は、５月２９日に長野県松本市の自転車安全利用対策事業について、並びに５月３０日に長野県諏訪市の協働による公園管理についてであります。なお、その詳細については、議長に報告いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告いたします。

○村上英明議長　文教常任委員長。

（嶋野浩一朗文教常任委員長　登壇）

○嶋野浩一朗文教常任委員長　ただいまから、文教常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告いたします。

去る３月２８日の第１回定例会本会議で、閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、５月１日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、事務調査等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施いたしました。その内容は、５月２２日に東京都新宿区の図書館活用教育の取り組みについて、並びに５月２３日に千葉県松戸市の子育てコーディネーター等による子育て支援についてであります。なお、その詳細につきましては、議長に報告いたしております。

以上、報告いたします。

○村上英明議長　民生常任委員長。

（森西正民生常任委員長　登壇）

○森西正民生常任委員長　ただいまから、民生常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る３月２８日の第１回定例会本会議で、閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、４月３０日、委員全員出席のもとに委員会を開会し、調査事項等を決定の上、委員全員参加の中で調査を実施しました。その内容は、５月２６日に徳島県上勝町のゼロ・ウェイストの取り組みについて、並びに５月２７日に徳島県阿南市のごみ処理施設についてであります。その詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告します。

○村上英明議長　委員長の報告は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

６月１２日から６月２４日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

本日はこれで散会します。

（午前１１時３０分　散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　村　上　英　明

摂津市議会議員　　藤　浦　雅　彦

摂津市議会議員　　三　好　義　治

# 摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２６年６月２５日

（第２日）

# 平成２６年第２回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２６年６月２５日（水曜日）
午前　１０時　　開議
摂　津　市　議　会　議　場

---

１　出席議員　（２１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 森西　正 | ２番 | 木村勝彦 |
| ３番 | 上村高義 | ４番 | 福住礼子 |
| ５番 | 藤浦雅彦 | ６番 | 村上英明 |
| ７番 | 三好義治 | ８番 | 東　久美子 |
| ９番 | 市来賢太郎 | １０番 | 中川嘉彦 |
| １１番 | 増永和起 | １２番 | 弘　豊 |
| １３番 | 山崎雅数 | １４番 | 水谷　毅 |
| １５番 | 南野直司 | １６番 | 渡辺慎吾 |
| １７番 | 嶋野浩一朗 | １８番 | 大澤千恵子 |
| １９番 | 野原　修 | ２０番 | 安藤　薫 |
| ２１番 | 野口　博 | | |

１　欠席議員　（０名）

---

１　地方自治法第１２１条による出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森山一正 | 副市長 | 小野吉孝 |
| 教育長 | 箸尾谷知也 | 市長公室長 | 乾　富治 |
| 総務部長 | 有山　泉 | 生活環境部長 | 杉本正彦 |
| 生活環境部理事 | 北野人士 | 保健福祉部長 | 堤　守 |
| 都市整備部長 | 吉田和生 | 土木下水道部長 | 山口　繁 |
| 教育委員会<br>教育総務部長 | 山本和憲 | 教育委員会<br>次世代育成部長 | 登阪　弘 |
| 教育委員会<br>生涯学習部長 | 宮部善隆 | 監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長 | 井口久和 |
| 水道部長 | 渡辺勝彦 | 消防長 | 熊野　誠 |

---

１　出席した議会事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 藤井智哉 | 事務局次長 | 川本勝也 |

１ 議　事　日　程

1,　　一般質問

市　来　賢太郎　議員
大　澤　千恵子　議員
山　崎　雅　数　議員
増　永　和　起　議員
水　谷　　毅　議員
東　　久美子　議員
嶋　野　浩一朗　議員
安　籐　　薫　議員

---

１ 本日の会議に付した事件

日程１

（午前１０時　開議）

○村上英明議長　おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、東議員及び市来議員を指名します。

日程１、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

初めに、市来議員。

（市来賢太郎議員　登壇）

○市来賢太郎議員　おはようございます。

それでは、一般質問の機会をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、学童保育について。

極端な少子高齢化社会が問題となって、もう随分とたちますが、その中で、仕事と子育ての両立というのが重要な課題となっていると思います。本市では、子育て環境を重点テーマと位置づけていただいており、さまざまな子育て支援の事業をしていただいておりますが、本日は学童保育事業についてお伺いしたいと思います。

最近、市内在住で子育て世代の知人や市内にお住まいの保護者の方から、学童保育室の終了時間を延長してほしいというお話を何度かお伺いいたしました。また、新聞などを読んでおりますと、子どもの預け先がないために、親が仕事と子育ての両立を諦めざるを得ない「小１の壁」や「小４の壁」なるものが存在し、全国的にも対応策が急がれるという内容でした。

そこで、本市での学童保育の現状を、先ほど申しました保育時間の問題も含め、お伺いしたいと思います。また、昨年度、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査を実施されたとお伺いしておりますが、その中で保育時間の設問はあったのか、もしあったのなら、その結果からどのようなことがわかったのかをお伺いいたします。

続きまして、ふるさと納税について。

ふるさと納税という言葉を多く目や耳にし、話題になっているのだなと感じます。

ふるさと納税は、自分の生まれ故郷や応援したい自治体に寄附をすれば、寄附金控除を受けられるという仕組みですが、何が話題となっているかというと、自治体によっては返礼品を贈っているところがあるのですが、米や肉、魚など、その内容がすごいということでした。そのほか、使い道を指定できるという取り組みをされている自治体もあるそうです。

インターネットでは、全国どこの自治体でどんな取り組みが行われているのかを紹介するＷＥＢサイトもあり、人気に拍車をかけているとのことです。その中では、もちろん摂津市の紹介もありましたので、内容を見てみますと、「特典の用意はありません」「選べる使い道はありません」と、寂しいものでした。

そこで、本市では、このふるさと納税の制度についてどのようにお考えなのか、これまでの取り組みに対する経緯と実績についてお伺いいたします。

以上、１回目の質問です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　おはようございます。

それでは、学童保育についてのご質問にお答えを申し上げます。

本市では、各小学校内に学童保育室を設け、共働きなどにより、放課後において要保護児童がいらっしゃる世帯に対して支援を行っているというような状況にございます。小学校３年生までを現在対象としており、事業の実施をいたしております。

現在の保育時間につきましては、午後５時３０分までとなっております。土曜日につきましては、原則月１回、第４週に実施をいたしております。

事業の実施に当たりましては、各保育室の面積に応じた定員の設定や児童数に応じた指導員の配置など、安全の確保に努めているところでございます。

要望等の把握につきましては、毎年、保護者会との懇談を実施しており、その中で時間延長の件や土曜保育の拡大を望む声をお聞きしているところでございます。また、本市にございます母子福祉会のほうからも、同様のご意見をいただいているところでございます。

昨年度実施いたしました子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査におきましては、中の延長保育の問いに対しては、午後７時までと回答された方が最も多く、率で申しますと３４．８％というような状況になっております。今後、保育時間を拡充するに当たりましては、財政的な負担を伴うということも想定をされます。現在計画をしております第５次行政改革実施計画や、また現在策定中の子ども・子育て支援事業計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　ふるさと納税のこれまでの経緯と実績についてご答弁申し上げます。

ふるさと納税は、納税とありますが、実際は、自分で選んだ自治体に寄附できる制度です。

租税には、公共サービスの受益が及ぶ地域的配分をするという原則があります。つまり、公共サービスには受益が及ぶ範囲があり、これと租税負担の地域的範囲とを一致させるということが、地方税の核心だと言われております。このことから、ふるさと納税は、議員ご指摘のように税制度としてではなく、寄附金税制の一環として制度設計されたものでございます。

制度の内容は、寄附額のうち２，０００円を超える額については、確定申告をすることによって同額が、所得税や住民税が戻りますが、軽減の対象となる寄附の上限額は、それぞれ寄附される方の所得に応じて変わります。

本市の実績についてでございますが、平成２１年から平成２６年３月末までに９８名の方から５０７万７，０００円の寄附をいただいております。現在、制度の概要、控除方法につきましては、総務部市民税課のホームページにて掲載しており、実際の寄附手続は総務部総務課にて行っております。寄附の収納方法につきましては、現金収納を主としており、現金書留についても、対応は可能でございます。

○村上英明議長　市来議員。

○市来賢太郎議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

学童保育についてご答弁をいただき、本市の学童保育に関する現状についてわかりました。やはり時間延長や土日保育の拡充を望まれる声が多いということですが、私は子育て環境にかかわる取り組みとして、こういった声には可能な限り対応していくべきだと考えます。先ほどのご答弁の中で、第５次行政改革実施計画や子ども・子育て支援事業の計画の中で検討していただけるということですが、このうち、既に策定されている第５次行政改革においてはどのような内容をお考えなのか、お伺いいたします。

次に、ふるさと納税についてご答弁をい

ただきまして、ふるさと納税の本市の取り組み現状についてわかりました。５年で５０７万７，０００円ということですが、少ないなというのが正直な感想です。

例えば、先日の読売新聞の記事によりますと、泉佐野市では、寄附していただいた人に贈る記念品の数をふやして選べるようにしたところ、２０１１年度には寄附が４８件、総額約６３０万円だったところ、２０１３年度には１，９８９件、約４，６００万円に急増したとありました。そのほか、多くの府内自治体でも返礼品の取り組みをされていますし、そうでない自治体でも、子どものための基金や市内緑化のための基金というように、使い道を寄附者のほうで選べる取り組みはされています。また、クレジット収納など、寄附をする手続を簡素化する方法もあります。

本市でも、ホームページで制度のご紹介をされているということですが、それだけではなく何か取り組みをされれば、寄附をしていただける人がふえると私は思うのですが、そういったおつもりはないのか、本市のお考えをお伺いいたします。

以上、２回目の質問です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長　学童保育に関しましての２回目のご質問にお答えをいたします。

第５次行政改革実施計画におきまして、民営化や民間委託の推進という項目がございます。このくだりの中で学童保育に関する内容といたしまして、改革の方向性といたしまして、「延長保育等のサービス向上を進める検討を行い、経費面・サービス面を分析し、学童保育室の運営を順次委託します」というふうな内容を記載させていただいているところでございます。

計画の推進でございますけども、本年度、平成２６年度、平成２７年度の２か年において検討を行いたいというふうに考えております。それをもって、２８年度から計画的に実施していくというような工程となっております。

２６年度におきましては、延長保育等のサービス向上を進めるに当たりまして、どのような運営方法が効率的・効果的であるのかというのを分析・検討を行い、平成２７年度の早い段階には方向性を決定し、関係各位との協議も重ねながら、平成２８年度実施に向けて取り組んでまいりたいというように考えております。

○村上英明議長　市長公室長。

○乾市長公室長　ふるさと納税と申しますか、ふるさと寄附金の取り組みに関する考え方についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと寄附金としてもらったお礼として特産品などを寄附者にお贈りすることについては、制度創設時に検討いたしましたが、本制度の趣旨を考えますと、行政サービスを受ける自治体に納税するという大原則に、必ずしも一致しないというような点もございまして、実施しないことといたしました。

ふるさと寄附金制度の周知につきましては、現在、市ホームページに掲載いたしておりますが、広報による周知なども検討してまいりたいと考えております。

また、クレジット収納など、収納方法の多様化につきましては、他の市収入金においても同様の課題となっており、収入金全体での取り組みを進めていく中で検討してまいりたいと考えております。

寄附金の使途を寄附者が指定することに関しましては、寄附者の思いを十分に酌み

取り、市政運営に資することは大変重要なことでございます。そのためにも、市長が提唱されておられます人間基礎教育のように、多くの方から賛同いただけるような施策展開、事業展開が必要であろうかと考えております。その上で、他の自治体の事例なども参考とし、寄附者が使途を選択できる仕組みを研究してまいりたいと考えているところでございます。

○村上英明議長　市来議員。

○市来賢太郎議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

学童保育についてご答弁をいただき、学童保育室の保育時間延長などについて、第５次行政改革実施計画の中では、民営化や民間委託の推進という枠組みで協議していただけるということがわかりました。ぜひとも皆さんの声を反映していただき、子育てをしながらでも安心してしっかりと働ける制度、子育てしやすいまちを実現していただきたいと思い、要望とさせていただきます。

続きまして、ふるさと納税について、制度の周知やクレジット収納などに関して前向きなご答弁をいただけたものと思います。また、寄附金の使い道について寄附者が選べる制度についても、今後仕組みを研究していただけるということで、ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

ただ、寄附者に返礼品を贈るなどの取り組みは、ご検討されないということでした。返礼品を贈ることが制度の趣旨にそぐわないという考え方については、理解しますが、私の手元に事前にいただいた資料で、本市に入ってきた寄附額と、本市の市民がほかの自治体に寄附した額があるのですが、平成２５年度の状況をかいつまんで申し上げますと、市外の方より本市に寄附をいただいた金額が１０４万円に対し、本市の市民がほかの自治体に寄附した金額が５１６万円ということでした。単純に、入ってきた金額の５倍もの金額が出ていっているという計算になります。これだけほかの自治体が力を入れている中で、何もしないのでは、もったいなという気持ちになってしまいます。

例えば、スポーツ振興のための基金に寄附をすれば、有名選手のグッズがもらえるとか、緑化や河川をきれいにする取り組み基金に寄附をすれば、感謝状がもらえるとか、そういった楽しんで市政に参加できるというような、思えるような制度にしてほしいなと思います。

この制度のあり方について、現状よりも一歩でも確実に前へ進んでいくために、事務統括責任者の小野副市長に陣頭指揮をとっていただき、取り組んでいただきたいなと思い、強く要望させていただきます。

以上で私の質問を終了いたします。

○村上英明議長　市来議員の質問が終わりました。

次に、大澤議員。

（大澤千恵子議員　登壇）

○大澤千恵子議員　それでは、順位に従って一般質問させていただきます。

まず一つ目、自治会の加入率についてでございます。

全国的に、この自治会加入率が低下している中、摂津市での加入率の現状と、それから加入促進の取り組み、また自治会について市の考え方をお聞きします。

２点目、学校図書館教育について。

平成２４年度に、文科省は学校図書館整備政策として、学校図書のさらなる向上のため、５年間で学校図書館標準の達成、そ

れから新聞の配備、学校司書の配置について、地方財政措置がされました。

摂津市の小中学校での現状と取り組み、そして１５校の学校図書標準の達成率、学校司書の配置状況、学校図書を活用した活動、子どものニーズに応える読み物や教科図書資料についての計画的、体系的に整備されているのか、それからまた使いたい本がない場合の公共図書館の連携についてお聞きいたします。

質問番号３、不妊治療についてでございます。

子どもが欲しいというふうに望んでいても恵まれない夫婦は、今現在１０組に１組あると言われ、不妊治療を受ける夫婦は年々増加しています。不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精、これについては保険適用がされておりません。１回の治療費が非常に高額であることから、子どもを持つことも諦めざるを得ない方も少なくありません。

そこで、これらの治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため特定不妊治療、これに要する費用の一部を、実は大阪府が助成しています。現在、市単費の助成は行っておりませんが、市独自で不妊に悩む方の支援を実際今行っているのか。そしてまた、申請は茨木保健所となっていますが、茨木保健所管轄内での利用件数、相談件数はどのようなものか、お答えいただきたいと思います。

質問番号４、学校校門前の配布物についてでございます。

私、本来、この一般質問で行うような内容ではないと思いますけれども、再三にわたりまして、このことについてお話しさせていただいたにもかかわらず、ご対応いただけなかったことが残念でなりません。子どもの生活環境を守る上でも、この件についてはきっちりと対応いただきたいと思い、今回質問させていただきます。

昨年の３月、卒業式の際、摂津五中前でビラを配っていた団体に、自転車の前かごに無理やりビラを入れられた経験があります。私はそのことについて気分を害し、教育委員会にその日にビラを持って報告しました。そしてことしの３月、五中、鳥飼小学校でもビラが配布されていました。ことしは校門に教師が立っておりましたが、ビラの内容を確認しているわけでもなく、黙認しておりました。その際にも、私は教育委員会に報告をいたしました。学校の門の外のところで規制ができないとの返答をいただきました。しかしながら、門の外であっても、例えばそれがアダルトのようなチラシ、こういったものがあっても黙認するのですかとお聞きしたところ、校門の外では規制ができないと教育長はおっしゃいました。ほかの市内の小学校や中学校でも配布していることを確認していただきたいと申し上げましたが、全部把握できないとのこと。

この黙認によって、必ず校門前のチラシの場合はエスカレートするだろうと想定しておりました。そして、保護者の方にお願いして校門前での配布物を集めていただきました。３月からこの６月の３か月間でお持ちいただいた数だけでも、１２種類ございます。

このような学校前のビラの現状をどこまで把握されているのか、お聞かせください。そしてまた、教育委員会として、学校前の配布物をどのように捉えられているのかをお聞きしたいと思います。

質問番号５番、人間基礎教育についてでございます。

第１回目の定例会代表質問でも、この人間基礎教育についての取り組みについて質問させていただきましたが、１０年目の取り組みとして、今期から朝のあいさつ運動を行っております。具体的にどのような体制で行っているのか。

また、このあいさつ運動を行っている現場の職員をお見かけしましたが、あいさつをするときに、後ろに手を組んであいさつをされている方を多くお見受けしました。本来、あいさつで立つときに手を前で組むということは、これは常識であると思っておりましたし、新入社員研修で学ぶべき基本的なことですので、私は非常に驚きました。市民の前で、あいさつ運動をＰＲするには笑顔、これが必ず必要です。しかし、笑顔はなく、しかめっ面で、私は立たされていますと言わんばかりの方も見受けられました。そうなると本末転倒、マイナスイメージで、こういったあいさつ運動はやらないほうがましではないかと思うような気持ちになりました。

あいさつ運動に対する共通認識、指導は行っていただけているのか、お聞きしたいと思います。

質問番号６番目、子ども・子育て支援新制度への対応についてでございます。

本来、平成２７年４月から子ども・子育て支援新制度が実施されます。新制度は、市町村が実施主体として取り組むことになっております。現在、この新制度に対する体制の準備がどのくらい進んでいるのか。特に幼稚園は、新制度に移行するか否かの選択肢があり、経営判断を迫られることとなりますけれども、意識調査は行っているのか。また、私立幼稚園の事業者からの照会に、適切に対応できる体制が確保できているのか。また、来年度施行でございますけれども、今年度の募集時期には、保護者の利用負担額、利用の手続方法の周知も早急に行うべきであると思いますけれども、あわせてお聞きいたします。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　自治会加入率の現状と加入促進の取り組み及び市の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

本市における自治会加入率につきましては、平成２６年４月現在６１％で、北摂７市の中で上位の加入率となっておりますが、過去５年間の加入率は、平成２２年度６６．９％、２３年度６３．５％、２４年度６２．６％、２５年度６２％と、漸減傾向にございます。

加入促進の取り組みにつきましては、パンフレット「ようこそ自治会へ」を作成し、転入時に市民課で配布したり、各自治会長に未加入者への配布をお願いするなど、自治会加入促進を図っております。また、市広報紙に自治会活動の記事を掲載するとともに、ホームページ等も利用し、広く自治会加入促進や活動内容、役割を周知しております。

自治会は、地域での問題、例えばごみ問題、交通安全対策、防犯対策等々、個人では解決が困難なことについての調整に大事な役割を果たしていただいております。特に災害時に力を発揮できるのは、近隣同士のコミュニティーであり、その中心が自治会であることは言うまでもありません。

以上のように、自治会の存在は欠くことのできないものであり、自治会加入者の減少に歯どめをかける必要があると考えてお

ります。今後、加入率向上に向けて、自治連合会、各自治会とともに連携を図りながら取り組んでまいります。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　小中学校の学校図書館の現状と取り組みについてのご質問にお答えいたします。

学校図書館は、学習指導要領の総則においても、「計画的に利用し、その機能の活用を図ること」とされており、教育委員会としましても、全小中学校に司書教諭の資格を持った教員と司書の資格などを持つ学校読書活動推進サポーターを配置するとともに、スムーズに本の貸し出し等が行えるよう、貸し出し・返却手続や蔵書管理をＩＴ化するなどして、児童生徒が図書館を利用しやすい体制づくりに取り組んでおります。

利用状況としましては、小学校低中学年では、週に１時間、図書の時間にサポーターによる読み聞かせなどを中心に、児童が読書に親しむ時間を設けており、小学校高学年や中学校では、国語や社会科等の教科授業や校外学習の事前学習などの調べ学習での利用が中心となっております。総合的な学習の時間などの調べ学習で、学校図書館では必要な図書が充足されない場合は、市立図書館の団体貸し出しの制度を利用し、事前に必要な図書を確保するなどの取り組みを行っております。

また、読書サポーターの配置等により、小中学校とも全校で、毎日の昼休憩時間などの長い休み時間の開館が可能となっており、さらに放課後や夏期休業中などに開館している学校もありますことから、今後、貸出冊数の増加が見込まれております。

図書館の蔵書につきましては、新規図書の購入の際に、児童生徒の意見を踏まえて学校として選定するなど、子どもたちのニーズを反映するよう努めており、今年度５月現在の蔵書数は、小学校１０校で合計８万９，４８８冊、中学校で５万１，４５９冊となっており、国の定める図書標準の達成率は、小中学校でそれぞれ０．８５６と０．８２２でございます。図書購入予算は、例年、小学校全校で年５５０万円、中学校で２５０万円を、それぞれの学校の児童数、クラス数に応じて配分いたしております。

続きまして、子ども・子育て支援新制度への対応についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、平成２７年４月からの子ども・子育て支援新制度施行に向け、平成２５年８月に、子育て中の保護者や子育て支援関係者等から幅広く意見を聞く摂津市子ども・子育て会議を設置したほか、平成２５年１１月から１２月にかけて、就学前児童及び小学校１年から３年生の保護者を対象に、摂津市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料となるニーズ調査を実施いたしました。

子ども・子育て支援新制度は、従来の保育所、幼稚園等に対する財政支援制度の仕組みの変更であるとともに、乳幼児の保育、教育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域の子育て支援の充実を図ることとなっております。

そのようなことから、現在本市で開設されている保育所、幼稚園、認定こども園に、新制度実施に伴う施設運営について、７月中旬を回答期限にして意向調査を実施しております。また、子ども・子育て会議のご意見をいただきながら、ニーズ調査結果、将来人口を踏まえた安威川以北・以南

２圏域における幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に取り組むための計画策定、地域型保育事業、学童保育事業等に関する条例整備の準備を進めているところでございます。

保護者の利用者負担額につきましては、国の定める水準をもとに、市町村が階層区分、負担額を定めることになっております。また、施設への給付額につきましては、国の公定価格を基本といたしますが、いずれも現行の利用者負担の水準、施設への給付額を基本に、子ども・子育て会議、保育料審議会のご意見を踏まえて定めてまいります。

新制度の実施に伴い、保護者の方の手続は、これまでの時期や流れが大きく異なるものではございませんが、就学前の子どもを持つ保護者の方には、新制度の目的や内容、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用する場合の手続方法等をわかりやすく説明したパンフレット等を作成するほか、広報紙、ホームページ等で広く周知し、子育て支援関係者、保護者がスムーズに新制度に移行できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　不妊治療助成についてのご質問にお答えいたします。

現在、不妊治療の公費助成につきましては、本市単独での助成制度は行っておらず、大阪府において、不妊に悩む方への特定治療支援事業が実施されており、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず特定不妊治療以外の治療方法によっては、妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと判断をされた方が対象となっております。

不妊治療には、タイミング療法やホルモン療法、体外受精、顕微授精等さまざまな治療方法がございますが、特定不妊治療とは、不妊治療方法のうち、体外受精及び顕微授精での方法を申します。

助成の申請窓口につきましては、大阪府保健所となっており、本市での件数は出ませんが、この事業助成の利用状況は、政令市、特例市を除く大阪府全体で、平成２４年度申請数４，４０１件、承認数４，３９６件、平成２５年度の申請数４，８８５件、承認数４，８８０件で、年々増加しております。また、相談はドーンセンターで行っており、相談件数は平成２４年度２６２件、平成２５年度２７１件となっております。

市に相談がありました場合は、本事業や大阪府の委託事業として実施されておりますドーンセンターの不妊・不育に係る電話相談窓口の紹介をするとともに、府の特定治療支援事業利用の手引を保健福祉課窓口に設置して、案内をいたしております。

○村上英明議長　市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　人間基礎教育の実践の一つの手法として実施している朝のあいさつ運動についてお答え申し上げます。

本年４月３０日に、新規採用職員並びに各課１名の職員をあいさつ運動推進員として任命し、午前８時３０分から４５分までは地下１階において、出勤してくる職員への啓発を、また午前１０時から１１時までの間は、最も来庁者の多い時間帯であることから庁舎正面玄関入り口付近にて、来庁者の皆様に対してあいさつの励行を実施しております。

あいさつは、人間が社会で生活していく上での基本行為であり、人間関係の基礎ともなるもので、協働のまちづくりを進める

上で欠かすことのできないものだと考えております。

現時点では、課長級以上の管理職も含め、あいさつ励行を実施しており、今後全職員の参画の中で、市制施行５０周年を見据え、断続的に取り組む予定としております。

ただいまご指摘いただきました点につきましては、大変残念に思います。早速改善に取り組み、実施する以上、皆さんに好感を持っていただけるよう、笑顔での取り組みに努めてまいりたいと考えております。

最終的には、誰もが素直に自然にあいさつを交わしている、そういった摂津市の実現を目指すもので、結果的に市民サービスの向上につながることを念頭に取り組んでまいりたいと考えております。

○村上英明議長　教育長。

（箸尾谷教育長　登壇）

○箸尾谷教育長　学校の校門前での配布物についてのご質問にお答えをいたします。

校門前での勧誘ビラ等の配布に関しましては、これまでは、特に学校から相談がない限り、その対応につきましては学校のほうに任せておりました。

ただ、国民生活センターによりますと、過去には、校門前で業者から配布をされたテスト問題を、保護者が学校から配られたものだというふうに勘違いをしまして、そのテスト問題を業者に返送したところ、その結果をもとに、業者から教材の勧誘を勧められたといったようなケースでありますとか、あるいは校門前で子ども、小学生にプレゼントをあげるからと言ってテストをやらせて、その結果で、業者が家に教材の購入を勧めてきたというふうなケースが報告されております。

そういうことで、現在本市におきましては、そのようなケースは報告されておりませんけれども、早急に校門前でのビラの配布状況につきまして、近隣自治体も含めて調査、聞き取りをしまして、教育的に問題がないかどうか確認をしてまいりたいというふうに考えております。

教育委員会としましては、まず、この勧誘ビラにつきましては、今申し上げたような被害も報告されておりますことから、子どもたちに対して、日ごろからそういった被害に遭わないような指導もしていかなければならないというふうに考えておりますし、校門前でのビラの配布というのは、基本的に児童生徒の登下校の安全の問題でありますとか、あるいは近隣住民への影響、また、場合によっては受け取らないでビラをその辺に放ってしまうような、ごみの問題等もございますことから、今後は、配布等を予定されております団体に対しまして、事前に学校に対してご相談いただくように、教育委員会なり学校のホームページ等で、協力を要請してまいりたいというふうに考えております。

また、申し出なく配布されております場合には、その内容等について確認させていただきまして、教育上問題があるというふうに判断されます場合には、校門前での配布をご遠慮していただくような、そういう協力をしていただけるように、学校のほうが業者等に申し上げるように指導もしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　大澤議員。

○大澤千恵子議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

一つ、自治会の加入率についてでございますが、摂津市も例外でなく、年々低下する加入率に歯どめをかける必要があると、

担当課も認識いただいているとお答えいただきました。しかしながら、現在の取り組みは、「ようこそ自治会へ」の配布とホームページ記載のみの取り組みであります。今後の取り組みとして、自治連合会、各自治会ともに、具体的にどのように連携していくのかを提案していかなければ、任意で強制できない自治会の加入率は低下していく一方だというふうに思います。

以前、藤浦議員も質問されておりましたけれども、そのときの答弁では、第４次総合計画で、平成３２年度目標数値７０％と掲げているので、連携を図りながら努力すると、先ほどと同じ答弁をされていらっしゃいます。

また、市長が以前、職員が全体の奉仕者として自治会に入るのはごく当然のことであるとおっしゃっていましたが、実際、職員の皆さんの意識はどのようなものなのか。また、以前のご答弁でありました摂津市開発協議基準第２２条に基づき、住宅開発業者に対して、自治会加入促進及び新規の自治会結成についての協力依頼を行っているということでございますけれども、開発業者が担う役割や責務、そして地元自治会の協議のあり方はどのように検討されたのかを、２回目お聞きいたします。

学校図書館教育についてでございます。

図書標準率の達成をお聞きいたしましたが、非常に低いというふうに感じますが、この低い原因は一体何なのか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、学校教育における読書活動を今後さらに推進する上で、読書活動の取り組みをより一層普及定着させていくことが必要であり、図書館の活用を拡大していくことが重要であるというふうに思いますが、今後の取り組みについてお聞きします。

また、６月１１日に、学校司書が法制化されるというふうに衆議院で可決しております。そうなりますと、専門的に学校図書の仕事に従事できるわけでございます。そのときに、いわゆる図書の増冊、こういったものに関しましては、一般財源の補助事業になったときに増冊をいただくようにお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、三つ目、不妊治療制度についてでございます。

先日、ある４０代のご夫婦が私のもとに来られました。「大澤さん、子育て支援の制度は充実しているのに、子どもを産みたくて頑張っている人には支援がないよね」というようなことを言われました。「しかも、不妊治療しているということはなかなか言えなくて、表に出せない。私たちはもう４０代後半で諦めたけれども、これからの若いご夫婦は治療費も大変な上、仕事も続けられなくなるような状態になる人が多いし、特に男性の相談はなかなかできないし、検査も大変で、その都度高額の治療費がかかるのよ」というふうにおっしゃられました。

実際、不妊治療を行った人にしかわからないという現実です。私も、初めて不妊治療を行っている方のお話を聞くことができました。

また、不妊治療を行っている女性の半分は、心的外傷後ストレス障害の判断基準に匹敵するようなストレス障害を抱えていることが明らかになっています。つらい不妊治療に、高額治療費と精神的苦痛を考えると、やはり治療費の助成は必要であるというふうに考えます。

先ほど、相談件数、申請数の増加を考えると、やはり今後は市の独自の助成も行っ

ていかざるを得ないんじゃないかなというふうに考えます。担当課としてはどのようにお考えか。

そして、またさらに、現在、大阪府の助成について市のホームページには記載されておりません。しかし、市のホームページにも、不妊に悩む方の特定支援事業の利用手引や、そして問い合わせや、問い合わせのほうは茨木保育所であるというような旨の記載も行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

そして、学校の校門前の配布物についてでございます。

先ほど教育長のほうから、前向きに進めていただけるというご答弁をいただきました。ありがとうございました。

私は今回、１５校の校門前の敷地について、１５校全て確認をさせていただきました。ほとんど校門前は学校の敷地となっております。つまり学校敷地内ということでございます。こちらは、もうご承知いただいていると思います。そして、その敷地の前は、ほとんどが道路でございます。こちらのほうは警察の管轄でございます。こちらのほうをもう一度ご認識いただいて、そして先ほど教育長のほうから、チェックをするというふうなことが言われましたけれども、そのチェックに関しまして、誰がどのような基準で、この配布物に関してチェックをするのかということを再度お聞かせいただきたいと思います。そして、やはり一定の基準が必要であるとお考えにならないんでしょうか。

ある学習や物品販売のホームページを見ておりますと、学校前で配布できる市の名前が挙げられております。校長に許可をとれれば配布物可能の市の一覧が掲載されていたり、さらに配布して購入までの、何か物品の購入までの手引のようなものが書かれているわけです。規制はできなくても、注意はできるわけです。先ほど教育長のおっしゃったやり方を、校長以下、摂津市内の１５校の小中学校全てに通達をいただきたいと思います。

今後、学校前の配布物については、先ほど申し上げましたけども、何らかの選別が必要であるということでございますので、再度お聞かせいただきたいと思います。

続いて、人間基礎教育でございます。

先ほど公室長のほうから、改善を図るということをお聞かせいただきました。継続的に取り組むのであれば、やはり全職員が、このあいさつ運動に心を入れなければ、市民に伝わるはずがないというふうに思います。

他市でも、こういったあいさつ運動をしておりますが、朝６時から「〇〇市役所です。おはようございます。朝のあいさつ運動を行っています」と、通勤通学される皆さんにのぼりを立てて呼びかけられたり、市役所の入り口であいさつ運動と同時に窓口サービスについてアンケート調査を行い、サービス向上のために、市民に見られているという意識改革、こういった全庁的な接遇の向上を目指していらっしゃる市もございます。同じやるなら効率よく、１プラス１は、３にも４にもなるよう行うべきだと思います。

市長は、１０年目の取り組みとして行っているこのあいさつ運動について、どのようにお感じになっているのか。また、今後職員の皆さんに、人間基礎教育の運動について望んでおられることは何なのか、市長のほうにお聞かせいただきたいと思います。

六つ目、子ども・子育て支援新制度への

対応についてでございます。

新制度の計画策定には、子ども・子育て会議が政策立案から評価まで一貫して関与するとあるのが、現在の子育て会議の業務だというふうに聞いております。こちらの内容と開催状況はどのようになっているのか、お聞きいたします。

今回の制度は、三つの認定区分による認定を受けることとなりますが、私立幼稚園の入園手続に変更があるのか、また預かり保育の位置づけはどうなるのか、あえてお聞きしますが、このようなことが利用者にわかりやすく説明できるよう、また保育所、幼稚園の連携体制をとってスムーズに移行できるように進めていかなければならないと思います。

さらに、今回の制度の中には、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育について新たな基準を定めることとなっております。私も、学童保育の延長に関しては何度も質問させていただいております。先ほど市来議員のほうも、学童保育については質問されていらっしゃったと思います。

量の拡充、量の拡充だけではなくサービスの拡充、それから６年生まで対象となる民間企業による特色ある事業に移行していかなければならないと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、２回目の質問とさせていただきます。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　自治会との連携ということでございますが、市民課の窓口でパンフレットをお渡し、自治連合会にもともと要望いただきましたので、これをやっておるところでございますが、そのほかにつきましても、新規で住宅開発情報とか私どもわかりますと、地元の自治会に対して、情報を自治会長のほうにお知らせするなどもしております。

また、地域活性化事業補助を通じて、自治会の行われるイベントへの補助等を行うことによって魅力的な自治会活動、これが、ひいては自治会加入へつながるものと考えております。

また、自治会活動について知っていただくために、コミュニティプラザのロビー等を利用しての活動報告展やパネル展なども今検討しておりまして、今後とも引き続き加入促進に、自治連合会、各自治会と協力しながらやっていきたいと考えております。

職員の加入につきましては、平成２４年の第３回の一般質問の中でも、この場でもご議論いただいていると思いますが、そのときもご答弁いたしましたように、全体の奉仕者である職員が地域コミュニティーに参加して、地域でも活躍するというのは当然のことであるし、非常に望ましいことだと思っております。

また、本市の自治会長の中には、市の職員ＯＢが多数おられます。これはやっぱり職員ＯＢとしての自覚の中で、自治会長として活躍いただいているものとして、非常に我々も喜んでいるところでございますし、現職の職員についても、こういった姿を見習って積極的な活動をしていってほしいというふうに、今後とも呼びかけてまいりたいと考えております。

それから、開発協議基準のお話がございましたけども、開発協議基準２２条の中で、土地開発業者は自治会への加入について、加入促進をしていただくということになっておりまして、これについても、新たな開発が開発審査会等へかかった段階で、

担当課のほうから業者のほうへお伝えをいただき、パンフレットの配布等いただいておりますし、新規の自治会結成につきましても、最近でありましたら、阪急摂津市駅前の大型マンションの開発時につきましても、マンション開発業者のご協力をいただいて自治会の結成、また市営住宅ができた時点でも、またそういう自治会の結成について、いろいろとやりとりをさせていただきながら進めているところでございまして、また、私ども今考えておりますのは、加入率の低い、どうしても賃貸住宅というのが、ネックとして一つあろうかと思います。

これについても、他市の事例を見ますと、宅建業者さん等と協定を結ぶなり、ご協力いただくなりして、加入の説明をしていただいたりということもあるようでございますので、こういった点についても配慮しながら、今後とも自治会加入率の向上に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　学校図書館のご質問にお答えします。

全国学力・学習状況調査の中の「読書は好きですか」という質問に対して、肯定的な回答をした本市の児童生徒は、小学生は７４．６％、中学生は６３．８％と、大阪府の平均を上回り、特に小学生は、全国平均をも上回るなど良好な状況となっています。しかし、家庭など学校外での読書時間が１日１０分以下の児童生徒が、小中学生とも半数を超えるなど、家庭など学校外での読書習慣の定着に課題を残しております。

したがいまして、今後、本に親しむ児童生徒がさらに増加するよう、学校読書活動推進サポーターを中心とした、本を手にとりやすい書架の整理や、わかりやすい推薦図書のレイアウトの整備、児童生徒の図書委員会と連携したお薦め本の紹介ポスターや、上級生が下級生に行うブックトークなどの活動の充実を図ってまいります。

次に、本市の学校図書館が、国の定める図書標準を達成していない要因でございますが、国が示します蔵書数及び担当職員の配置数の基準と本市の状況を比較した場合、本市は、担当職員の配置を優先してきたことが大きな要因ではないかと考えております。

議員からお話がございましたように、国では改正学校図書館法案が衆議院本会議で可決されており、これまで学校に配置されてきた司書教諭に加え、新たに、専ら学校図書館の職務に従事する職員として位置づけられた学校司書の配置を、努力義務とする規定が加えられております。法施行後、その資格や養成等について検討が行われるとのことでございます。また、今後国において、この法律施行に基づき、新たに補助金などの財政措置が行われるならば、蔵書の整備にもつながるのではないかと思われます。

本市といたしましても、国の動向に注視しつつ、学校図書館が児童生徒にとって親しみやすく魅力的な場所となるよう、一層の取り組みを進めてまいります。

次に、子ども・子育て支援新制度についてのご質問にお答えいたします。

摂津市子ども・子育て会議は、平成２５年度に５回開催させていただき、ニーズ調査の内容や調査方法のほか、サービスの圏域設定、地域型保育事業等に関する条例制定に向けた国の省令などについて審議いた

だきました。今後も、関係条例制定に向けご意見をいただくほか、子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進状況を調査審議するといった役割を担っていただきたいと考えております。

私立幼稚園の入園手続でございますが、利用希望園が新制度に移行される場合は、共通の給付である施設型給付の対象施設となるため、入園申請後、幼稚園を通して市に教育の必要性の認定申請が行われます。市で審査後、幼稚園を通じて保護者に認定証を交付し、幼稚園と契約していただくことになります。幼稚園が新制度に移行せず、従来の私学助成による運営を選択される場合は、手続等に変更はございません。

また、預かり保育につきましては、利用希望園が新制度に移行される場合は、市町村の地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業を受託して、また新制度に移行しない場合は、従来と同じように私学助成による預かり保育補助を受け、実施されることになります。

保育所、幼稚園事業者との連携につきましては、子ども・子育て会議に摂津市保育連盟、私立幼稚園代表者に委員として参画していただいておりますが、今後も必要に応じて情報提供、情報共有を図り、事業者からの相談にも対応してまいります。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　私のほうからは、子ども・子育て支援新制度におけます中で、学童保育に関するご質問にご答弁を申し上げます。

子ども・子育て支援新制度に伴い、議員のほうからのお話にもございましたように、学童保育事業につきましては、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業として位置づけられることになります。開所日数や保育時間、設備、職員数、集団の規模、また職員の資格など、設備及び運営の基準条例を制定していくこととなっております。

今後、この件も含めまして、子ども・子育て会議で議論をしていただく予定になっており、サービスの拡充につきましては、さきにもご答弁申しましたように、第５次行政改革実施計画の中で、延長保育等のサービス向上を進める検討を行い、経費面・サービス面を分析し、学童保育室の運営を順次委託しますというふうな記載をさせていただいたものでございます。

議員のご質問にありました学童保育についての民間サービスの活用などにつきましては、国の産業競争力会議の中におきまして、放課後対策の総合的な推進として、子どもの居場所づくり事業である放課後子ども教室と学童保育室の一体的な実施や、サービス面の水準、種類の多様なニーズに対応していくため、地域の民間サービスの活用などが盛り込まれているところでございます。

この内容につきましては、ことし５月２８日に国から示されたところでございます。現時点では、その詳細は明らかになっておらず、実施につきましては、費用負担でありますとかＮＰＯ等々の法人化など、地域の民間活力の育成などの課題があるものと考えております。今後、国の動きを注視していきながら情報の収集に努めてまいります。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　不妊治療助成についての２回目のご質問にお答えいたします。

不妊に悩む方の相談や、子どもの出産を望んで不妊治療を受けておられるご夫婦がふえていることについては認識をいたして

おります。

大阪府特定治療支援事業の助成に市独自で加算をしている市が、大阪府下で４市あると聞いておりますので、本市といたしましても、市民ニーズや他市の状況を参考にしながら、今後研究してまいりたいと存じます。

次に、大阪府の不妊治療助成制度の周知でございますが、申請窓口が住所地を管轄する府保健所でございますので、現在は大阪府や茨木保健所のホームページでの案内となっております。本市における本事業の周知につきましては、保健福祉課の窓口に、大阪府特定治療支援事業の利用の手引や申請書類を設置し、健康づくり年間日程表の保健所事業案内に掲載しているほか、電話などでの相談に応じている状況でございます。

今後、議員ご提案のように、市民にわかりやすいよう、市のホームページにも掲載を行って周知を図ってまいります。また、府のホームページとのリンクにつきましても、行ってまいります。

○村上英明議長　教育長。

○箸尾谷教育長　ビラ配布２回目のご質問に対して、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど、教育上問題があると判断した場合には、校門前でのビラの配布をご遠慮いただくように考えておりますということでご答弁申し上げたことに対しまして、教育上問題があるというところ、どの辺の基準で判断されるのかというご質問だというふうに思います。

私、基本的に、やはり教育上好ましくないかどうかの基準というのは、子どもたちの発達段階等にも影響されますことから、基本的には、やっぱり学校のほうでご判断いただきたいというふうに考えておりますが、学校が判断を困られるような内容があるのかどうかにもよりますので、先ほど申し上げましたように、早急に実態把握をさせていただいて、必要があれば、教育委員会としての基準も考えていく。その必要があるかどうかも含めて、実態把握の上で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　市長。

○森山市長　大澤議員さんの２回目の質問にお答えをいたします。

今までも、同じようなことを言っているかもわかりませんが、いわゆる感謝、奉仕、節約、あいさつ、思いやり、この五つの心は、何も難しいことではないと思います。わかりやすいといいますか、当たり前の取り組み、ことだと思いますが、その中で、やる気があれば、すぐにでも形にあらわせるのがあいさつです。ただ、これらの五つのテーマ、心、これはすべからく心の問題ですから、人に言われてやるものでもありません。やっぱり一人一人が自分のこととして捉えて、実践を繰り返すことによって、形になっていくと思います。

そこで、そのきっかけをつくる。環境をつくっていく。これが摂津市の取り組む社会のルールを守れる人づくり、人間基礎教育でございまして、より具体的な取り組みの一つが、今ご指摘いただいておるあいさつ運動でございます。

他市でも、いろんな取り組みはあるようですけれども、当市の場合は、職務命令ではございません。手当もつきません。職員が、そらいろんな捉え方があると思いますけれども、みずから率先して取り組んでおる。これは、全国的にも先進的な取り組み

だと思っています。いろいろありますが、一つ一つを何度も重ねていくうちに、まず職員一人一人の問題意識の向上、自覚につながっていくのではないかと思っております。

くどいようですけれども、こんにちは、おはようさん、ありがとうございます、あいさつを元気にいたしますと、その場の雰囲気、お互いに明るく爽やかになります。

あいさつというやつは、相手の気持ちといいますかね、心を気遣うことによって生まれる、発せられる言葉だと思います。そういう意味では、市民サービスにとって大切な行いといいますかね、部分ではないかと思っています。

残念ながら、昨今、自分だけさえよかったらええと、人のことはどっちゃでもええというような風潮は、いろんな副作用をもたらしておりますけれども、これにはいろんな理由があろうと思いますけれども、地域社会、職場、家庭等々において、そんな状況にならないようにするためにも、やっぱり一番身近で、誰でもできるあいさつ運動の輪が広がればなと私は思っております。

そういうことで、職員一人一人の幸せづくりといいますか、ひいては市民の皆さんお一人お一人の幸せづくりにつながる、この人間基礎教育、時間はかかります。いろいろありますけれども、粘り強く取り組んでまいりますんで、また、ご協力のほどよろしくお願いします。

以上です。

○村上英明議長　大澤議員。

○大澤千恵子議員　それでは、３回目とさせていただきます。

自治会の加入率についてでございますけれども、新居浜市の連合自治会と市が、具体的に自治会加入促進の手引というマニュアルをつくっております。加入促進の手順から自治会のＱアンドＡ、それから訪問時の説明資料、一般的な未加入者の場合、アパート、単身学生の場合の訪問の仕方など、マニュアルとして作成をされております。共通意識の中での促進を行っているということです。

また、八潮市では、自治会の加入及び参加を進めるための自治会加入促進条例を制定されています。

そしてまた、明石市では、宅建協会と３者協定を締結して、住宅の販売や賃貸の管理、仲介を行おうとする場合、その世帯に対し、自治会への加入を進めるよう協力するとあります。

さらに、和光市では、会員をふやした自治会に補助金を上乗せ、インセンティブの仕組みをつくっております。

このような事例を参考に、自治会が加入をお願いしやすい体制をつくることこそが、行政が担うところであり、自治会との連携ではないでしょうか。この他市のような取り組みを行っていくことこそが、加入率を上げる具体的な取り組みであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

最後に、配布する自治会加入者の広報紙が、自治会未加入者の手に先に渡ってしまって、自治会の入会を妨げることがないように、十分配慮していただきながら連携していただくことを要望して、３回目といたします。

続いて、３回目、要望とさせていただきますが、学校図書館を充実させることというのは非常に大切なことだと思います。

先日、文教常任委員会で視察を行った新宿区の津久戸小学校の学校図書館の取り組みのように、図書館経営計画、運営計画、

活動計画を立てて、しっかりとボランティアの活用や地域との連携を持って進めていただきたいなというふうに思います。そして、学校司書と司書教諭の教務内容の明確化をしっかりと行って、学校図書館を支える職員として、子どもたちにすばらしい本との出会いをつくっていただきたいというふうに思います。

続いて、不妊治療でございますが、不妊治療の現実は、治療を行った方でないと、なかなかわからないのが現状です。先日、東京都議会での「子どもを産めないのか」という不適切な発言があったとしたならば、これは心的外傷を与えるような一言であるわけです。

市独自の助成もご検討いただき、また先進市として、精神的苦痛を和らげるためにカウンセラー導入をお考えいただくのも、一つでございます。また、ぜひ来年度、この不妊治療助成についてご検討いただきますよう要望とさせていただきます。

続いて、先ほど市長からお答えをいただきました。本来、一人からでも実施すべき内容であるとは思いますけれども、全職員が心を一つにして取り組むことで、市民に親しまれ、信頼される市役所になると思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

学校前の配布物についてでございますけれども、子どもの環境を考える上で、ささいなことが大きいことになりますし、これくらいと思うことが取り返しのつかないことになりますので、気づいたときにすぐ対応していただくこと、これが今の教育委員会に求められることだというふうに思いますので、今回の件に関して、どうぞよろしくお願いをいたします。

最後でございますが、今回の制度の中に放課後児童クラブ、いわゆる学童保育についてのご答弁をいただきましたけれども、６年生までというふうに拡充でございますので、できましたら、先ほど第５次行政改革にもございましたように、民間委託をしっかりと検証して進めていただきたいと思います。

以上で質問のほう終わらせていただきます。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　自治会との連携ということで、さまざまな他市の例をご提示いただいております。

いずれにしましても、北摂におきましても５０％を切るような加入率の市も、実はございます。ということで、本市の強みというのが何かと考えたときに、こういった地域のコミュニティー力というのが大きな強みだと思っておりますので、これをいかに維持し、また発展させていくかということが、我々に課せられた任務であると思っております。

今ご紹介いただきましたようなことも参考にして、今後とも努力をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○村上英明議長　大澤議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

（山崎雅数議員　登壇）

○山崎雅数議員　では、改めまして、おはようございます。

けさ、自民、公明の両党がきのうの与党協議で、憲法の解釈を変えて他国を武力で守る集団的自衛権を使えるようにすることで、大筋合意をしたという報道がありました。この行為は憲法を踏みにじる。一内閣

が、解釈で国の大もとから変えていく。こういうことは決して許されることではないということで、この両党の動きに対して強く抗議を、まずさせていただきたいと思います。

では、質問に入ります。

まず１番目に、生活困窮者自立支援法が第１８５回国会で成立し、昨年１２月１３日に公布をされました。施行期日が来年４月１日とされています。これによって、各市町村が自立相談支援事業を行うことが義務づけとなりました。自立支援の相談窓口や、自立支援事業利用のための計画策定、そして住居確保の給付金の支給を行うことになりました。

この自立支援事業の来年４月からの実施に向けて、どのような準備をされているのか。家計再建支援などのモデル事業として、厚労省から紹介をされている滋賀県野洲市の例など、先進自治体の研究などを行っているかどうか、伺いたいと思います。自立支援事業の中身とイメージがわかるように、できるだけ具体的に説明をいただきたいと思います。

生活困窮者支援というのは、家計、消費生活相談から就業、子ども世代へ負の連鎖を防ぐ学習支援など、多岐にわたってもワンストップサービスで網羅できるようにするというのが眼目ということになるので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、麻しん・風しん混合ワクチン、それから風しんワクチンの一部助成の申請が、６月２日から始まりました。このような案内もつくられておりますけれども、改めてこの制度の紹介と、府の助成が決定されてとのことですけれども、実施に至るまでの経緯と検討内容について伺いたいと思います。

３番目に、このほど大阪市の生活保護行政問題全国調査団というのが組まれまして、５月２８日、２９日の両日にわたって各区役所交渉と本庁交渉が行われました。この調査団は、北九州で保護が打ち切られて亡くなった男性の例と、北海道で受給ができずに亡くなった姉妹の例で、調査団が組まれたのに続いて３回目となります。大阪市の例ですから、ここで問題にするわけでもありませんけれども、少し紹介をしたいと思います。

浪速区では、就労指導書なるものを作成し、実施方針で指導の基準をつくり、保護決定前の申請者にも適用して、稼働年齢の男性に対して、申請後、ハローワークへの通所回数などを問題として、申請後１か月たって認定を却下した。これは、岸和田の裁判で違法とされていることを行っていたということが明らかになりました。これは市全体で、法にはないんですが、保護申請時における就労に係る助言指導のガイドラインなるものをつくって、水際作戦を行っていることが明らかになっています。

大正区では、窓口では、利用者の方が歯医者に行きたいと申請に行ったら、口をあけろなどと人権侵害の事例があったことなどを問題にしました。

ほかにも、大阪市は独自に、生活保護受給者に対する仕送り額の目安なるものまでつくって、扶養の強化を図っていることなどを問題にしております。これらを大阪市方式として広めようという動きには、絶対許されないと感じております。

保護費の不正受給として返還を求める法の第７８条、徴収金の問題もありました。年金の受給額の変更の届けをしなかった。高校生のアルバイトの届けをしなかったなどまで不正受給として、７８条適用で返還

を求めるというのは、受給者がその義務や仕組みをよく理解していないもとで行うのは、正しくないのではないか。特に高校生のアルバイトなどはちゃんと届け出をしていれば、返還金の発生もしないものが多いのではないかという話をしました。

そこで、摂津市でも、保護法の第７８条の適用が適正に行われているか、状況や内容について伺いたいと思います。

梅雨どきを迎えております。きょうも朝、東京のほう、関東のほうでは大きなひょうも降った。都市型のゲリラ豪雨ということで、冠水被害が出たという報道もありました。これから夏にかけて、積乱雲が発生するゲリラ豪雨、昨今は頻発をしております。台風シーズンもやってまいります。

そこで、集中豪雨の被害を減らすために、ことしも土のうなどの防災機材の準備、出動態勢について万全が図られているのか、伺いたいと思います。

昨年も、市内の何か所かで道路の冠水など浸水被害が出ました。新しい市営三島住宅などでは、エレベーターホールまで水が上がってくるなどの状況もあって、土のうを事前に準備いただくなどとの対応もとっていただきました。その前の年には、前の前の年かな、には正雀、別府の地域で防疫の消毒まで行う事態、被害が出ました。これに学んで、少しでも浸水被害を防ぐよう頑張っていただきたいと思います。

１回目、以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業についてのご質問にお答えいたします。

平成２７年４月１日に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の充実を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給やその他の支援を行うための所要の措置を講じる必要がございます。

議員のご質問のとおり、自立相談支援事業につきましては必須事業となっております。主任相談支援員を初め就労支援等の専門の相談支援員を配置し、生活困窮者からの相談を受けて、抱えている課題の評価・分析を行い、ニーズに応じた自立支援計画を個別に策定し、関係機関との連携を図りながら、各種支援を包括的かつ継続的に実施するものでございます。

また、自立相談支援事業のほか、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、有期で住宅確保給付金を支給する事業も必須事業となっております。

なお、相談窓口につきましては、市役所本館１階にあります生活支援課内に設ける予定で、相談体制につきましては、現在関係課と調整中でございます。

生活困窮者自立支援制度の任意事業といたしましては、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援する就労準備支援事業、住居のない生活困窮者等に対して、有期で宿泊場所の供与や衣食の供与等を行う一時生活支援事業、家計の再生に向けたきめの細かい支援を行う家計相談支援事業、生活困窮家庭に対する養育相談や学び直しの機会の提供を行う子供の学習支援事業がございます。現在、関係課と協議を行い、既存事業の活用も視野に入れた中で、任意事業の実施の可能性につきまして調査研究を行っているところでございます。

また、モデル事業として取り組んでおら

れる自治体の先進的な事例についての調査研究を行うとともに、本事業が平成２７年度からスムーズにスタートが切れますよう、関係機関と連携を密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

風しんワクチン接種費用の一部助成の実施内容と検討状況についてのご質問にお答えいたします。

本事業は、妊婦の方、特に妊娠初期の方が風しんに感染すると、胎児が風しんウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障等の障害を持って生まれる可能性があり、流産につながることもあることから、その予防対策として大阪府風しんワクチン等接種補助事業が開始されたことを受け、実施している事業でございます。大阪府内市町村が同時期、平成２６年６月２日から開始いたしております。

風しんワクチンの接種対象者は、妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者、妊娠をしている女性の配偶者であり、かつ、風しん抗体値が十分でない方となっております。

接種を希望される場合、まず抗体検査を受けていただき、抗体値が十分でない場合に、医療機関でワクチン接種をしていただきます。一旦、医療機関に接種費用をお支払いいただき、その領収書と接種済票、抗体検査結果を持参して保健福祉課に申請後、基準費用を振り込み、返還をいたします。

基準費用は、風しん単体ワクチンの場合は４，０００円、麻しん・風しん混合ワクチンの場合は６，０００円となっております。抗体検査は、医療機関で受けられた場合は有料となりますが、大阪府内の保健所において予約制で、無料で受けることができます。

事業の周知は、６月１日号の市広報紙のほか、ホームページ、市役所市民サービスコーナー等の窓口、市内医療機関へのチラシ設置にて行っております。

生活保護制度の適正な運用についてのご質問にお答えいたします。

生活保護法第７８条に基づく徴収金の取り扱いにつきましては、厚生労働省が示しております基準に基づき対応いたしております。

この徴収金の運用につきましては、事由が判明した段階での速やかな対応が求められ、不正受給かどうかの判断について、事実確認の調査や当該被保護者からの十分な聞き取りを行った上で、ケース検討会議等を十分審査し、慎重に処理及び決定を行っております。

本市における法第７８条の適用状況でございますが、平成２５年度におきましては３２件で、うち稼働収入の無申告、過少申告が１５件、各種年金の無申告が１２件となっております。

生活保護法第７８条適用の不正受給は、金額の多寡にかかわらず、生活保護制度に対する市民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題でございますので、被保護者に収入申告の重要性について十分理解いただくため、ケースワーカーは保護の開始時、家庭訪問や面接の際、丁寧に質問を行い、徴収金発生の未然防止に努めているところでございます。

○村上英明議長　土木下水道部長。

（山口土木下水道部長　登壇）

○山口土木下水道部長　豪雨対策についての土木下水道部にかかわります浸水防除に向けた土のうなどの資機材の整備状況についてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、１時間当たり４

８．４ミリの降雨に対応できるよう、公共下水道の整備を進めているところでございます。近年は、計画降雨を超えるような豪雨も発生していることから、このような場合にも浸水被害を最小限度にとどめるために、土のうや排水ポンプなどの資機材の充実に努めているところでございます。

具体的には、土のうにつきましては、市内の３か所に分散して、合計約５００袋を用意しているほか、住民の要望に応じまして、事前配布も行っております。

また、排水ポンプにつきましては、エンジンポンプと水中ポンプを、合わせて８台を確保するとともに、定期的に動作確認を行うなど万全の準備に努めているところでございます。

さらには、雨水桝がごみなどで塞がることもありますので、道路冠水の発生に至るケースもあることから、浸水履歴のある地域を中心にパトロールを行い、側溝や雨水桝内のごみなどの除去に努めているところでございます。

以上です。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　ご質問の豪雨時の職員体制についてお答えいたします。

本市では、大雨洪水警報の発表と同時に参集する初期防災班を、土木下水道部、都市整備部、総務部の職員８７名で組織しております。主な業務内容は、降雨や水位の状況確認、市内パトロール、ポンプの操作、土のうの運搬、設置等であります。昨年度は、大雨洪水警報が６回発表され、平日、休日、夜間を問わず参集し、災害対策に従事いたしました。

また、今年度から防災対策の人材育成を目的に、初期防災班を対象とした２部構成の研修会を実施しております。１部では、市内ポンプ施設の役割や雨水計画を確認する。２部では、実際に水中ポンプや発電機を作動させ、簡易な雨水の除塵方法を確認しております。今後も、迅速に対応できる体制を構築してまいります。（「議事進行」と山崎雅数議員呼ぶ）

○村上英明議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　済みません。先ほどの土木下水道部長の答弁で、資機材、土のうの用意が「５００袋」とおっしゃられて、ちょっと事前に聞いたのは「５，０００袋」ということですんで、ちょっと確認をしていただきたいと思います。

○村上英明議長　先ほどの答弁で訂正の申し出がありましたので、まず、これを許可していきたいというふうに思います。

それでは、土木下水道部長。

○山口土木下水道部長　先ほどの答弁で、土のうを市内で「５００袋」といいましたが、実際「５，０００袋」でございますので、５，０００袋に訂正、よろしくお願いいたします。

以上です。

○村上英明議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　では、続けて２回目の質問させていただきます。

まず、生活困窮者自立支援法は、生活保護制度改革で生活保護の制度と大きくかかわってきます。この制度の利用者は、現在生活保護を受給していないけれども、生活保護に至る可能性のある方で自立が見込まれる方として、この辺の準要保護の判断が非常に難しいところに、今回は問題があると感じておりますけれども、生活困窮者の場合、就労準備中でも、生活の安定がなくてはなかなか難しいと考えておるんですが、この就労支援事業では、６か月から１

年の計画的・集中的な支援により一般就労につなげるとしています。それまで生活支援はありませんから、６か月から１年間の生活費が何とかできるという方でないと、利用ができないということになります。生活手段のない方を、このプログラムに押しやることはできません。生活保護が必要な方には、速やかに生活保護制度の利用をしていただくことが重要だと感じております。

この制度を利用してからとか、このプログラムに押し込むなど、生活保護を使わせない水際作戦が行われないことを、まず確認していただきたいと思います。

また、７月から改正の生活保護法でも、就職先が見つからない受給者には、３か月から６か月の段階で、低額であっても一旦就労することを求めています。私たちは、さきの就労支援も含めて、なかなか自立につながらない、いわゆるワーキングプアといわれるような、低所得になる就労の強要にならないように気をつけてほしいと考えています。

この法律における中間就労には、非雇用型の訓練と支援つき雇用の比較的簡易な作業を想定されておりますけれども、３段階に分けておりますが、今現在、一部に外国人労働者が多いと聞いておりますけれども、見習い派遣とか研修制度とか、最低賃金を下回る働かせ方をしている事業者がいるとも聞いております。労働者の権利を守るという立場からも、気をつけてほしいと思うんですが、そういうことにもならないように、これを確認してほしいと思います。

モデル事業の野洲市の例では、相談機能を集約し、消費生活相談から法律、税務、行政相談、生活困窮、家計の相談まで受けられるように、また多重債務にも対応ができるよう、生活再建と高齢福祉、子育て、保険、年金、納税、学校教育、上下水道、住宅課まで連携をとって問題を解決する仕組みにしてあるといわれております。いろんな部署から生活困窮を発見するとされています。家賃滞納が最初のサインであると、不動産会社とも連携をとって生活弱者を発見し、積極的な運用を行っていると新聞記事にもなっています。また、すぐ対応できるように、食糧支援の準備、就労活動のためのスーツの貸し出しなども行っているとも聞きました。

さきの質問とあわせて、どういう運用をされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、風しんワクチンの助成ですけれども、助成をするということは、必要な方には、子どもさんの将来のためにも受けてもらいたいというのが、保健福祉のスタンスだと思いますが、昨年も助成がありました。本市は現物支給で、市役所での申請をすれば、医師会の協力もいただいて市内医療機関で助成を受けることができました。ことしは抗体検査が必要で、保健所に行ける方は無料ですけれども、そうでない方は費用が発生します。検査と接種で、医療機関には２回足を運ばないといけない。受ける側からすれば、少しハードルが上がった感じがします。市は本当に受けてもらいたいのか、と感じられる方もおられると思います。

２２日に閉会をした国会で、医療と介護の総合法案が成立しました。さきに上げた生活保護法も改悪をされておりますが、これからいろんな制度で線引きやハードルが微妙に上げられてくることになるのではないかと懸念をしています。福祉の制度は、

全て身近な自治体が運用の主体です。国や府の仕組みを再検討して、市民が使いやすく、自治体の裁量を最大限に生かしていくことを求めたいと思うんですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、生活保護受給者は、昨今バッシングがありまして、どうしても肩身の狭い思いをされております。保護費の削減などでも不安を感じておられます。不正受給とされる件数が必要以上に多いとされることのないように、７８条の適用には注意を払っていただきたいと思います。

７月からの新法適用では、就労自立給付金の創設もされます。一方で、扶養義務者への通知と報告を求めることが規定をされました。これについては、社会的な関係を壊さないよう注意をする附帯決議もつけられています。適正な運用を求めたいと思います。

この後、国保の問題も増永議員取り上げられますけれども、保護の受給が受けられないとか、打ち切るとか、不正もない受給者に対して、おどしともとられるような発言は、一般的な話だとしても慎むようにお願いをしたいところです。窓口対応でも、不適正な運用がないか確認をしておきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、福島県の郡山市で浸水被害の軽減を図るために、住宅、店舗、事務所に止水板を設置するという方に対して補助金を交付するという、こんなことがホームページに載っておりました。

この間、市民からの問い合わせなどで、山田川などの橋の欄干に取りつける止水板が昨年更新され、新品になっていることなども確認をしました。できる限り市民の命と財産を守る手だてを拡充されるよう要望したいと思います。この件については、よろしくお願いいたします。

以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業についての２回目のご質問にお答え申し上げます。

今回の生活困窮者自立支援法の新たな対象者としましては、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある方で、自立が見込まれる方というふうになっております。したがいまして、生活保護の対象となる方につきましては、従来どおり対応してまいりたいと考えております。

また、生活困窮者の抱える問題につきましては、非常に複雑多岐にわたることが予想されます。任意事業におきまして、包括的な支援を行うことができる体制を構築するため、庁内外の関係機関による連絡機関を立ち上げて検討してまいりたいと考えております。

また、アウトリーチによる生活困窮者の早期発見、早期対応を行うためには、地域との連携を深めてまいり、さらに地域力が高まるよう、ＮＰＯ法人など新たな社会資源の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、風しんワクチンの接種費用の一部助成についての２回目のご質問にお答え申し上げます。

より受けやすい制度にしていくことについてでございますが、平成２５年度は風しんが首都圏を中心に流行し、５月には風しん緊急事態宣言が出され、市町村への府補助制度が創設されたことを受け、緊急対応をいたしました。このとき、抗体の有無に関係なく補助事業とされ、医療機関と市の契約により、直接費用差額を支払うシステ

ムといたしましたが、本年度は、２０１３年の国立感染病研究所調べにおきまして、風しん抗体保有状況が２５歳から３９歳までの男性で８３％、女性が９５．７％と非常に高い状況がわかり、抗体検査を受けて、抗体値が基準以下のワクチン接種が必要な方に、接種費用を助成することとされたところでございます。

また、対象者の範囲は、昨年度は妊娠を希望する女性と妊娠している女性の配偶者でございましたが、本年度は妊娠を希望する女性の配偶者まで拡大をいたしております。

接種費用の助成方法につきましては、前回は負担軽減のため、摂津市医師会と契約を行い現物給付で行いましたが、今回は抗体検査が必要となることから、摂津市医師会との契約による現物給付ではなく、医療機関でのワクチン接種後の還付とさせていただいたところでございます。

生活保護法の適正な運用について、法７８条の適用でございますが、７８条の適用につきましては、悪質性の高いものからうっかりミス的なものなど、さまざまな内容がございます。被保護者の状況を十分聞き取った中で、機械的な処理とならないよう慎重に判断して対応いたしてまいります。

また、被保護者世帯の高校生の子どもにアルバイト収入があるなど、世帯主が世帯の就労状況について関与していないような場合もございます。また、被保護者が新たに就労した場合、あるいは年金受給年齢に達した場合など、被保護世帯のステージに合わせて、改めて丁寧な説明を行うよう、申告漏れの未然防止に努めてまいります。

また、生活保護法の適用全般に関しましても、今後とも丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

○村上英明議長　山崎議員。

○山崎雅数議員　では、最後になります。

生活困窮者自立支援法、これからですけれども、運用には、さきの質問で指摘したようなことにならない、注意をしながら積極的な活用をお願いしたいと思います。

先日、広報に市民フォーラムで、これは浸水ではないですけど、「耐震化のすすめ」ということで、耐震補助の制度の徹底をするというようなものが入ってきました。先ほどの風しんワクチンの助成制度にも、それから高齢者の家賃補助ですとか、そういったいろんな助成制度が摂津市はあるんですけれども、なかなかこういった助成の範囲とか使い方とか、結構皆さんご存じないという方がたくさんいらっしゃいますので、こういう取り組みは非常にいいと思います。これは、市は共催で、主催は安全機構ということなんですけれども、ぜひこういった取り組みをどんどん進めていただきたいと思います。

それから、これからの医療や介護、新法がこの国会で成立をしましたので、しかし、市民が受けやすい福祉については最大限の努力を、これからも市に求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、同様に生活保護についても、必要な方は受けられる制度として堅持していただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村上英明議長　山崎議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

（増永和起議員　登壇）

○増永和起議員　よろしくお願いします。

それでは、順位に従いまして一般質問を

させていただきます。

１回目の１番、中小業者に力強い支援策を求めて質問いたします。

ことし４月の消費税増税に、景気回復感など全くない中小零細業者から、悲鳴が上がっています。

ある中華料理屋さんは、卵、肉、油、エビなど仕入れが高騰、割り箸５，０００本４，８００円が５，３００円に、生ビールのたる５，５００円が５，９５０円へと、３％どころではない値上がりとのことです。価格据え置きで営業しても、お客さんは減っていると嘆かれていました。

溶接加工の業者さんは、アベノミクスなど関係ない。駆け込み需要もなかったし、５月もほとんど仕事がなかった。貸し工場の家賃、電気代が高く、溶接棒やガスが値上がりして困るとおっしゃっていました。

摂津市は、４，０００社を上回る産業都市、しかも、その７３％が従業員９人未満の小規模事業所です。市として、どのような支援策を行っているのか、お聞きいたします。

次に、２番、国保広域化・都道府県単位化と摂津市の国保料値上げについて質問いたします。

平成２９年度をめどに、国民健康保険の広域化・都道府県化が計画されています。今まで、財源にしっかり責任を持たない政府に対して、都道府県化は、国民健康保険の構造的な改革なしにはできないと、全国知事会は反対してきました。その言葉を逆手にとり、医療費の削減と保険料値上げの両方の権限を都道府県に握らせることで、国は責務を放棄しようとしています。２０２５年に向けて４０万床もの入院ベッド削減など、実現困難な医療も介護も大改悪の計画です。国民健康保険も広域化によって、さらなる値上げなど市民負担がふえると思われます。広域化についてのお考えをお聞かせください。

３番目の質問は、市民税・国民健康保険料の滞納処分、支払督促・少額訴訟の現状についてです。

市民税、国民健康保険料の滞納に対して、差し押さえなど滞納処分が行われています。過去５年間の財産調査、差し押さえ、換価、執行停止がどれだけ行われたのか、お聞かせください。

また、摂津市第５次行政改革では、少額訴訟、支払督促制度を活用するとありますが、どういったものが対象か、お聞かせください。また、過去５年間の実績もお聞かせください。

以上、１回目です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　中小業者への支援策についてのご質問にお答えをいたします。

国がことし５月１５日時点で行いました法人企業景気予測調査によりますと、景況判断は２６年４－６月期では、大企業、中小企業ともに下降が上昇を上回ったものの、１０－１２月期の見通しでは、ともに上昇が上回る結果となっております。消費税率の引き上げに伴います影響は、業種や規模、事業所の個別事情によって異なると思われますが、全体的には大きくないものと考え、景気は上昇傾向にあるものと認識をいたしております。

ご質問の本市の中小企業向けの支援策でございますが、これまでから企業立地等促進制度や事業資金融資、研修費や展示会の出展料の助成などを実施しておりますが、今年度から新たに生活環境の改善に取り組

む企業に対する融資限度額の拡大、新たに事業を創業される若者、女性、高齢者への補助制度を創設しております。

また、今回、従業員の処遇改善に取り組まれる企業へのコンサルタント派遣の補正予算を上程しているところであります。

さらに先月、商工会や金融機関と連携して、新たなビジネスの可能性を生み出そうと、第１回ビジネスマッチングフェアを開催するなど、今後ともさまざまな事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　国保広域化と都道府県単位化についてのご質問にお答えいたします。

現在の国民健康保険を取り巻く状況につきましては、高齢化の進展や医療の高度化により、医療費が伸び続け、市町村単位での健全な国保財政運営は非常に困難な状況となってきております。

このような中、国におきましては、昨年８月の社会保障制度国民会議の報告を受け、１２月に、これからの社会保障制度の方向性を示すプログラム法が成立し、国民皆保険制度を将来につなげるための改革といたしまして、平成２９年度をめどに、国民健康保険を都道府県が運営の主体を担うこととされました。

今年度に入りましてからは、都道府県化に向けた財政上の構造問題を解決する基盤強化及び役割分担について、国と地方の協議が始まっております。この協議の中でも、１，７００億円の財政支援の早急な実施や追加国費の規模を含め、抜本的な対応策が国に対して求められております。

いずれにしましても、夏ごろに協議の中間取りまとめが行われ、一定の方向性が示されると思われますので、本市としましても、国、府の動向に注視してまいります。

次に、市税・国保料の滞納処分、支払督促・少額訴訟制度の現状についてのご質問のうち、国民健康保険料の過去５年間の財産調査、差し押さえ、換価、執行停止の件数についてお答え申し上げます。

財産調査の件数につきましては、平成２１年度７８件、２２年度４６９件、２３年度１，５９３件、２４年度１，５３９件、２５年度１，８２２件となっております。差し押さえ、換価につきましては、平成２２年度に実施して以降、平成２２年度差し押さえ３１件、換価２１件、２３年度差し押さえ９８件、換価４３件、２４年度差し押さえ１２７件、換価５４件、２５年度差し押さえ７７件、換価５９件という状況になっております。また、執行停止処分につきましては、２３年度に実施して以降、平成２３年度７件、２４年度３件、２５年度２１件となっております。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　市税滞納処分の現状についてのご質問ですが、市税に係る過去５年間の差し押さえと執行停止の件数の状況についてお答えいたします。

差し押さえ件数は、平成２１年度２２７件、２２年度３０８件、２３年度５８２件と増加しておりますが、平成２４年度は５５９件、平成２５年度５４９件と、減少しております。一方で、執行停止処分をした件数は、平成２１年度２２８件、２２年度２２８件、２３年度３６４件、２４年度３２０件、２５年度は４４０件で、増加傾向となっております。

○村上英明議長　市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　支払督促・少額訴訟制度の実績についてのご質問にお答えいたします。

市の債権を、徴収方法の観点から区分いたしますと、個別法の規定により、強制徴収可能な債権と、訴訟などの法的手続を経なければ強制徴収できない債権がございます。例を挙げますと、前者は市税や国民健康保険料など、後者では市営住宅使用料やし尿処理手数料などが挙げられます。

また、法的手続につきましては、通常訴訟のほか、少額訴訟、支払督促がございます。これらの強制徴収できない債権について、これまで少額訴訟、支払督促の導入を検討してまいりました。これを踏まえ、昨年度２件の支払督促申し立てを行っております。

その内容は、両件ともに、下水道業務課が所管する水洗便所改造資金貸付金の返還に関するものであり、うち１件につきまして、強制執行手続に入ることなく６万３，３００円を完納いただいたことを確認いたしております。

○村上英明議長　暫時休憩します。１時再開でお願いします。

（午前１１時５０分　休憩）

---

（午後　０時５９分　再開）

○村上英明議長　休憩前に引き続き再開いたします。

大澤議員から、先ほどの質問の中で一部訂正したい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。大澤議員。

○大澤千恵子議員　済みません。三つ目の不妊治療助成についての質問内容の中で、「茨木保健所」を「茨木保育所」と申し上げましたので、そちらのほう、議事録訂正をお願いします。

○村上英明議長　申し出のとおり、訂正をしたいというふうに思っております。

では、引き続き、増永議員。

○増永和起議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１番、中小業者の問題ですが、中小業者にとっては、景気はよくならないと思います。摂津市の新たな融資メニュー等の取り組みは評価いたしますが、対象者が限られ、利用実績はまだないと聞いています。補正予算の事業も市内で５社対象と、影響は大きくないと言わざるを得ません。よりニーズに合った力強い支援策が必要ではないでしょうか。融資制度の限度額引き上げ、返済期間延長など拡充を求めます。

住宅・店舗リフォーム助成制度は、波及効果が高いと全国自治体に広がっています。昨年、日本共産党の野口議員が質問したときは、１，７４２自治体中５３３実施でしたが、１年間で６２８自治体へと、さらにふえています。大阪府下では３自治体実施です。ぜひご検討ください。

２番、次に国保広域化について質問いたします。

今年度９，０００万円の国民健康保険料の値上げは、市民にとって大きな負担となっています。所得２００万円、４０歳以上のご夫婦と子ども１人の３人世帯で、国民健康保険料年間３７万円です。これは払いたくても払えない金額です。

摂津市は、国保財政は赤字だといいますが、平成２０年と２４年を比べれば、７億あった累積赤字を４億も減らしています。医療費、介護納付金、後期高齢者支援金などの支出より、社会保険等被用者保険から入ってくる前期高齢者交付金や、国や府からの収入が増加しているためです。摂津市だけではありません。大阪府下市町村合計

を見ると４２５億円、全国的には１，９８８億円、収入のほうが多くなっています。国保の財政が厳しくなっているわけではなく、摂津市の最近の赤字は、大阪府の共同事業の運営に問題があるのではないでしょうか。市民に値上げを押しつけるのではなく、不公平なやり方に対して、しっかり物を言っていく必要があるのではないでしょうか。

３番目の市民税等に関する質問です。

５年前と比べると、税も国民健康保険も、差し押さえなど滞納処分が大変ふえているようですが、市民の生活はより厳しくなっています。まずは、親切に相談に乗っていただいて個別の状況によく対応して、無理な取り立てはしないでいただきたい。

平成２４年度国民健康保険のデータですが、差し押さえは摂津市１１９件、大阪府下４３市町村中、９番目に多かった。差し押さえが多いところは、どこもそれを上回る差し押さえ停止、滞納処分の停止をしています。大阪市は６，２３２件、豊中は１，５４６件、茨木４４１件などです。堺は、差し押さえは１９７件と摂津市より少し多いですが、停止は１，００８件です。摂津市の停止３件は、余りにも少な過ぎると言わざるを得ません。

差し押さえする前に財産調査をしますが、これは市民の生活実態をきちんと把握して、差し押さえをするのか、停止をかけるのか判断するわけですが、摂津市は、差し押さえのためだけの調査になっているのではないでしょうか。国保、税ともにご答弁ください。

また、税や国民健康保険では、差し押さえの前に財産調査でこのような状況把握、停止をいたしますが、支払督促や少額訴訟では、市民の状態が見えないままに強制力を使ってしまうことになるのではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上、２回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　中小企業への支援策につきましては、市内事業所実態調査で、融資制度の充実、人材の確保・育成、市場開拓などを課題や期待として上げた事業者が多いという結果となっております。

一方、住宅・店舗リフォーム助成につきましては、効果は一時的であると想定されることや、リフォーム業等特定の業種に偏った助成となり得ること、個人資産の充実の側面もあることなどから、制度の創設は考えておりません。

本市といたしましては、いずれにいたしましても、今後、産業振興アクションプランに基づいて、中小企業の継続的な活動のために経営基盤の強化を支援する観点から、これまでから実施してきました事業を、さらに効果が上がるよう、随時適切に改善しながら実施してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　国民健康保険の保険財政共同安定化事業についてのご質問にお答え申し上げます。

平成２２年、平成２４年の２回にわたって国民健康保険法の改正が行われまして、都道府県の支援のもと、国民健康保険財政の広域化が進んでおります。保険財政共同安定化事業におきましても、平成２２年の法改正後に大阪府で広域化等支援方針が策定されまして、財政運営の広域化等として、保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方法の見直しが行われ、所得割が新たに導入されることになりました。これにより

まして、本市の国民健康保険財政にも少なからず影響が出ております。

また、平成２４年の法改正で、現行１レセプト３０万円を超える医療費を対象に、都道府県が実施しております保険財政共同安定化事業を、平成２７年度からは全ての医療費が対象になるように変更されます。この法改正によりまして、現行と同様の算定方法になるのであれば、本市の国民健康保険財政には、さらなる影響が危惧されているところでございます。

このような状況の中、本市としましても、北摂市長会を通じまして大阪府に対し、各市の国民健康保険財政への影響を配慮し、各市の意見を十分に踏まえて慎重な対応をとるように要望してまいりました。今後につきましても、機会を捉え大阪府に対し、保険財政安定化事業の拠出金算定方法につきまして要望してまいります。

次に、財産調査と執行停止の考え方についてのご質問にお答え申し上げます。

財産調査につきましては、ご指摘のとおり滞納処分だけのためではなく、執行停止を行う際に必要となってくる資産等や収入状況などを把握するためにも、実施をいたしております。

また、納期限内に納めていただくことができなかったことだけで、直ちに財産調査を実施しているわけではなく、まず本人との接触に努め、分割納付などの相談をさせていただき、その後、不履行状況となった場合などに財産調査といった流れで、実施をさせていただいております。

また、執行停止につきましては、居所不明の方や、当面の期間の資力回復が見込めない生活保護者の方などを対象に行っております。今後につきましても、納付相談において、できる限り各相談者の状況把握に努め、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

執行停止が少ないことについて、差し押さえのための財産調査になっていないかというお問いでございますけども、今申し上げましたように、本市は、先ほどご答弁申し上げましたように、平成２２年度から滞納処分のほうを執行させていただいております。そのような状況でございますので、執行停止につきましては年々ふえている状況でございます。

先ほども申し上げましたように、財産調査につきましては、滞納処分のためだけに行っているのではないということは重々理解をしておりますので、今後ともできる限り各相談者の状況把握に努めて、柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　総務部長。

○有山総務部長　市民生活の実態に即した市税の滞納に対する市の取り組みということでご質問ですが、一時的に納付が困難な方々、また個別のケースに応じて納付相談を行っております。分割などで対応させていただいておるところでございます。

市税の差し押さえ執行につきましては、督促や催告を送付しても、何ら連絡がなく納付に応じていただけない方や、分割納付のお約束をさせていただいたにもかかわらず不履行となる方、また資産・財産をお持ちにもかかわらず納付いただけない方について、滞納を放置することなく、法令に基づき滞納処分を行っているところでございます。

なお、ご質問にありました差し押さえ件数と執行停止の件数でございますが、先ほど答弁させていただきましたように、平成２５年度においては差し押さえ件数５４９

件ということで、対前年に対し１０件、件数が減っております。一方、執行停止の件数については４４０件で、対前年度に比べまして１２０件ふえております。

私どもとしましては、差し押さえのための財産調査ではなく、むしろ執行停止ということを念頭に置いて、近年、その執行停止の件数をふやしてきているところでございます。こういう財産あるいは資産がない中で、収入も少ない方につきましては、執行停止処分を実施しているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○村上英明議長　市長公室長。

○乾市長公室長　支払督促・少額訴訟制度については、市民負担の公平、公正性の観点から、第４次行財政改革から導入に取り組み、第５次行政改革においても両制度の活用を掲げております。今後は、まず下水道業務課で行いました支払督促制度のノウハウを関係各課で共有してまいりたいと考えております。

支払督促申し立て、少額訴訟提起を行う基準につきましては、関係各課が保有する債権の性質、個別事例ごとの納付相談経過を踏まえる必要があることなどから、画一的な基準を設けることは困難であると考えております。しかしながら、お支払いいただけない方に誠意ある対応を行った上、それでもなお納付相談のための面会にも応じていただけないなど、著しく誠実性を欠く場合におきましては、支払督促・少額訴訟制度を活用することが基本であると考えております。

この基本的考えを関係各課で共有し、お支払いいただける方と、支払い能力があるにもかかわらずお支払いいただけない方との公平性の是正を図り、適正な債権回収に努めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長　増永議員。

○増永和起議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

中小業者支援策です。

融資制度は、ぜひ拡充をお願いします。

リフォーム助成制度については、議事録を見ますと、平成１６年から毎年要望していますが、十年一日のごとくお答え変わっていません。できない理由は、一貫して３点です。一時的な効果でしかない。業種に偏る。個人資産への支援はできない。

検証してみます。一時的かどうか。

秋田県は、実施５年目に入ります。波及効果は、補助額の２４倍。公共土木工事よりも影響が大きいと県の担当者は言っています。４年目の八王子市は、説明会に１００人が来て大盛況です。実施自治体は効果を上げ、制度を続けています。一時的ではない証拠です。

二つ目、業種に偏るか。

京都府与謝野町が京大グループに依頼し、産業連関表で調査を行ったところ、建設業だけでなく、金属、窯業・土石製品、商業、鉄鋼、運輸、金融・保険等、一次波及だけでもさまざまな効果があり、二次波及として雇用や家計にも大きく影響が出たそうです。リフォーム業者だけへの優遇ではないということです。また、さらに効果を広げようと、補助を地域振興券で出している自治体もあります。

三つ目、個人資産なのでできないといいますが、既に全国の３割以上が行っている制度です。しかも、政府みずからリフォーム促進等の住宅市場活性化を日本再興戦略として打ち出し、長期優良化リフォーム推進事業を、昨年度補正に続き、今年度も実施しています。政府が経済政策として推進する事業を、摂津市がなぜできないのでし

ょうか。再度答弁を求めます。検討した内容と、できないなら、その根拠についてもしっかりお示しください。

２番目です。国保広域化の問題について。

医療と介護の総合法が強行可決、成立しました。この法の基礎となる社会保障国民会議の報告書によれば、国民皆保険、皆年金制度を、自助の共同化としての共助としています。保険料のみで賄う保険制度とし、国の責任をなくし、社会保障としての位置づけもなくすものですが、これは健康で文化的な最低限の生活を保障するとうたった憲法２５条に反するものです。

国民健康保険は、国民皆保険制度を下支えする社会保障制度です。国が財政的責任を持ち、市民の実態がよくわかる市町村が運営をしてこそ、命と健康が守れます。摂津市として国に対して、国民健康保険の広域化、都道府県単位化では、住民の福祉増進を図る自治体の責務を果たせないことを訴えるべきだと思います。ご答弁をお願いします。

最後に、市民税等の質問です。

国税徴収法第１５３条は滞納処分の執行停止の要件として、財産がないとき、生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、所在が不明なときを上げています。地方税法も同じです。

生活窮迫については、平成１２年国税庁の事務運営指針に書いてあります。滞納者が財産を有していても、収入がわずかで安定性がない場合など、停止の要件に当たるとしています。大阪市国保課はこの運営指針に基づいて、居住用の財産は近隣の小規模家屋と均衡するなら、所有を認められるとしています。無年金の方のわずかな預金や低所得者の小さな持ち家を押さえてはいけないということです。

摂津市は、国税庁事務運営指針についてどう考えるのか、処分の停止の基準についてどう考えるのか、お聞かせください。

支払督促、少額訴訟についても、市民の状況にしっかりと対応してください。先ほど私がお聞きしました市民の状況が、財産調査などの権限がないためにできないということについて、どうされるのか、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

最後に、今回私は、一般質問のために滞納整理部会の議事録を資料請求いたしました。それが、以前市民が情報公開請求した資料と同じものであるはずなのに、議事録の中身が変わっていました。例を挙げると、子育て支援課が財産調査を示唆した催告書を送った部分が、削除されていました。

財産調査は、国税徴収法第１４１条で、「滞納処分のため、必要があるとき、必要と認められる範囲内において」と限定されています。子育て支援課は、課として滞納処分をしていないのに、市民に財産調査を示唆する催告書を送ったとしたら、法律違反かもしれません。こういう重要な部分で、議事録に意図的と思われるような削除や変更が何か所もありました。市から出される資料が信頼できないということになります。厳正な調査をしていただけるよう、これは要望としておきます。

以上です。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　以前から、住宅リフォームについてご要望いただいていることは、承知をいたしております。

継続性ということでございました。私どもは一過性であるというふうに申し上げて

まいりましたが、確かに他府県でやられて、毎年やられれば毎年効果が出るんで、一時的なものが継続して続くということになるのかと思っておりますが、私たちはそういった立場に立っておりませんし、また、財政的な負担の問題もあるかと思います。また、経済的な効果につきましても、リフォームが経済効果が大きいということでございますけども、融資のように、信用が創造され、循環していくというものではないと考えておりますので、単にリフォームの効果がないとは申しませんが、それほど大きいとも思っておりません。

それから、我々の、市の根本的な考え方としましては、やはり産業振興アクションプランでも書いておりますけども、まず中小企業の継続的な活動が保持されるということが大事ということになりましたら、経営の基盤の強化を支援するということかと思います。確かに、一時的にカンフル剤的に打っていくということも必要なのかもしれませんが、やはり将来を見据えた中ではそういった、いわゆる漢方薬的なというか、すぐには効果があらわれないかもしれませんけども、そういった支援策を順次積み上げていくという我々は観点のもとに、中小企業の支援策を組み立ててきているということかと思います。

決して、住宅・店舗のリフォーム制度が悪いといっているわけではなしに、そういったこと、先ほど申しましたようなことから考えておりませんということで、どういう選択をしていくかということを、今後また検討はしてまいりますが、今の現時点では、先ほど申しましたように、制度の創設をしないということでお答えをしたということでございます。

以上です。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　国保の都道府県化に対して反対すべきとのご質問でございますけれども、２０２５年問題では、昨年末に可決成立しましたプログラム法の資料では、今後１０年間で医療費が約１．７倍ぐらいになるというような資料も示されております。国保は、国民皆保険の最後のとりでございます。その国保維持のため、これまでも市町村では、財政基盤が非常に脆弱であるということから都道府県化を求めてきたところでございます。

先ほども申し上げましたように、共同事業については、私どもも北摂市長会を通じて要望したり、改善を求めるところはございますけれども、全体的な流れとして、国民皆保険の維持には、やっぱり国が責任を持ってやっていただくべきであるというふうに考えております。ですから、全国の市の要望と都市の要望としまして、都道府県化というのをこれまでも要望してきたところでございますので、私どもの意見としましては、都道府県化そのものに反対するということはございません。

以上です。

○村上英明議長　総務部長。

○有山総務部長　生活困窮者、あるいは資産・財産がない場合、それから居所不明、これらにつきましては、私どもも現在執行停止にしておるところでございまして、議員指摘のように国税徴収法の１５３条を念頭に置いて、そのような作業をしております。

例えば、資産がないということでいいますと、滞納者の死亡により相続人または相続財産がないとき、あるいは病気、けが等による入院または通院加療中等の理由により就労が困難であるといった場合、または

生活困窮の場合は、生活保護法はもとより、長期間の入院または入退院を繰り返すことを余儀なくされているといったようなものについては、この対象にしているところでございます。

もちろん居所不明につきましては、連絡がつかないということでございます。また、海外に移住あるいは出国して帰国の可能性がないと、こういうような場合は執行停止を現在しているところでございまして、私どもも現法律の中で仕事をさせていただいておりますので、このような法律にのっとり実施して、その状況の把握に努めているところでございます。

以上です。

○村上英明議長　市長公室長。

○乾市長公室長　少額訴訟・支払督促制度の活用につきましては、摂津市第５次行政改革実施計画に掲載させていただいております。「支払う能力があるにもかかわらず滞納を続けるなど、著しく誠実性を欠く場合においては、少額訴訟、支払督促制度を活用します」というふうに記載させていただいております。

これは、お支払いいただける方と、支払い能力があるにもかかわらずお支払いいただけない方との不公平の是正を図り、適正な債権回収に努めるために、これらの制度を活用してまいりたいと考えているからでございます。

○村上英明議長　これで増永議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

（水谷毅議員　登壇）

○水谷毅議員　それでは、順位に従いまして一般質問をいたします。

まずは１番目、食品トレイの試験回収とごみステーションの今後のあり方について、４点お伺いいたします。

本年１０月より、食品トレイの全市収集が予定されています。まず１点目として、本稼働に向けて、昨年よりモデル地区を設け試験収集が行われておりますが、現在までの内容と課題について。

２点目に、食品トレイは材質により種類も多く、収集対象の見きわめが難しい現状があります。例えば、高齢者の方がその判断に当たって、円滑な分別が行われているのかどうか。

３点目として、実際の収集に関しまして、瓶、缶が先に収集され、食品トレイは別の収集車にて行われています。ごみステーションを管理される方から、「片づけが早々にできず困っている」とのご意見をいただいています。収集に関する内容について、もう少し詳しい説明が必要ではないかと思いますが、本稼働を前にして、今後どのように進めていかれるのかをお伺いいたします。

４点目に、今後のごみステーションのあり方についてです。

その管理に当たり、集合住宅を除いて、多くは地域住民の方による当番制で行われています。高齢者の世帯もふえ、当番に当たった際の収集物の整理整頓、清掃作業、収集用コンテナの準備や片づけが次第に負担となってきています。

例えば、コンテナに関して申し上げますと、無色透明の瓶用、色つきの瓶用、空き缶用の３種類あり、空き缶用については、瓶用の約２倍の大きさです。最近よくお伺いするのが、この大きなコンテナが重く、出し入れや折り畳みの際の取り扱いが負担に感じるとのご意見です。例えば、大きいコンテナを順次小さいコンテナ複数に置きかえる、あるいはネットとの併用を行う等

の対応はできないものか、お考えをお聞かせください。

続いて、２番目です。本年５月１日、公明党議員団といたしまして、樹木の倒壊、枯れ枝の落下による事故を未然に防ぐための総点検及び対策実施についての緊急要望書を森山市長、箸尾谷教育長に提出いたしました。

本年３月１６日、広島県三原市において、ポプラの大樹の根腐れが原因で突然倒れ、通行中の女性が死亡するという痛ましい事故が起きました。また、川崎市の商業施設で４月１４日、街路樹のケヤキの枝が折れて落下し、６歳の子どもの頭に当たり重傷を負いました。

本市においても、今までに市場第１ちびっこ広場で、プラタナスの大木が突然倒れたことがあり、そのほかにも樹木の倒壊や枯れ枝落下の事例が発生しています。市内の各施設において樹木管理をされていることとは思いますが、公園、ちびっこ広場、緑地、市道の街路樹、公立小中学校、幼稚園、保育園における樹木の倒壊、枯れ枝の落下による事故を未然に防ぐための総点検及び対策実施については、どのように実施されているのかをお聞かせください。

次に、３番目の災害発生時の通信手段についてです。

先月、総務常任委員会の行政視察で、東北の釜石市と遠野市を訪問いたしました。現地の状況は、本年３月に、３年間かかりやっと瓦れきの除去が完了して、まちはようやく次へのステップへと歩み始めていました。

私ども行政の立場で考えるとき、特に迅速で正確な災害情報の伝達が生死を分ける大きな役割を担っており、このたびは本市における災害発生時の通信手段について、確認の意味を含め、３点質問をいたします。

まず１点目に、先日６月５日に、市内１３か所に設置された防災行政無線設備を用いた訓練の目的と評価について。

２点目に、防災無線による放送が届かない地域を広報車で回ることになっていますが、具体的な計画はどのようなものか。さらに、広報車を活用した訓練の実施についてのお考えをお伺いいたします。

続いて、３点目として、インターネット環境を活用した防災情報発信の取り組みについて。

ホームページ上で避難所ナビを設け、住所情報から避難所の確認や経路を導けるシステムを盛り込むことができるかどうか。日中の昼間人口が多い本市では、他市から来られている方への配慮も必要であると思います。さらに、本年度から学校園所の保護者向けにスタートいたしました安全安心メールを応用しての防災情報の発信は検討できないのか。また、携帯電話を利用した各種防災情報発信の定期的な訓練の実施についてお聞かせください。

１回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部理事。

（北野生活環境部理事　登壇）

○北野生活環境部理事　食品トレイの試験回収とごみステーションの今後のあり方についてのご質問にお答えいたします。

食品トレイの収集についてでございますが、現在、３６自治会、約８，４００世帯のご協力を得て実施しておりますが、開始当初は適正なトレイに、発泡スチロールや汚れたトレイなどが混入する事例がございました。事前に各自治会へ、回収できるトレイの種類や収集日など、説明会を開催

し、チラシを作成するなど周知を図ってまいりましたが、ご指摘のとおり高齢者に分別方法を十分理解していただくには、地道な啓発活動が大切だと考えております。

次に、トレイと瓶・缶の収集時間についてでございますが、これらの収集は同一日に行っておりまして、トレイはモデル事業の検証や啓発をするために市職員が収集し、瓶・缶は委託業者が収集するため、収集時間のずれが生じております。今後とも環境業務課の各小学校区担当職員１０名が中心となりまして、自治会長や廃棄物減量等推進員のご協力を得ながら周知活動を行ってまいります。

本年１０月から全市実施に向け、課題は山積しておりますが、各小学校区担当職員が地道な活動を継続し、分別熟度を上げるとともに、将来はさらなる分別拡大に取り組んでまいります。

最後に、高齢者に配慮したごみステーションのあり方についてでございますが、缶用のコンテナが大きくて、高齢者にとっては扱いにくいではないかという点でございますが、大小２種類のサイズがございますので、ご質問のような場合は、地域のご要望につきまして柔軟に対応させてまいります。

以上でございます。

○村上英明議長　都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　樹木の倒壊、枯れ枝の落下による事故を未然に防ぐための総点検及び対策実施についてのご質問のうち、都市整備部所管の公園、ちびっこ広場、緑地、緑道についてのご質問にお答え申し上げます。

ご質問のとおり、最近での広島県三原市、神奈川県川崎市などでの樹木の倒壊、枯れ枝の落下による人身事故の一連の報道及び平成２６年５月１日付で貴会派からの緊急要望書の趣旨を踏まえ、本市におきまして、速やかに市内の公園、ちびっこ広場、緑地、緑道において、改めて高木樹木の点検を実施いたしております。

今回の点検では、職員により樹木の根元の空洞化の有無、樹木の枝葉の生育状態並びに枯れ枝が顕著な樹木が目視ができる、確認できたという場合、さらには樹木の専門家による立会点検も、同時並行で実施いたしているところでございます。

点検の状況でありますが、現在のところ、直ちに倒木などの危険性のある樹木は発見されませんでしたが、枯れ枝がやや多い樹木などにつきましては速やかに剪定、伐採の対応を順次進めており、今後も公園などの安全確保に努めているところでございます。

以上です。

○村上英明議長　土木下水道部長。

（山口土木下水道部長　登壇）

○山口土木下水道部長　樹木の倒壊、枯れ枝の落下による事故を未然に防ぐための総点検及び対策実施についての土木下水道部にかかわりますご質問にお答えいたします。

市道の街路樹につきましては、毎年、市道街路樹剪定業務委託により剪定を行い、生育状況の確認をしているところでございます。

本年３月に発生いたしました広島県三原市の樹木倒壊事故を受け、４月には、経過観察をしておりました鶴野２７号線のプラタナス３本と千里丘３１号線のエノキ１本の伐採撤去を実施しております。また、５月には、改めて街路樹の総点検を実施し、鶴野２７号線のプラタナス１本と東別府１号線の桜１本の伐採撤去を行ってまいりま

した。

また、府道につきましても、道路管理者であります大阪府土木事務所に対しまして、適切な維持管理がなされるよう剪定などの要望を行っていくところであります。

以上です。

○村上英明議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　樹木の倒壊、枯れ枝の落下等の事故の未然防止のための総点検及び対策実施に係るご質問のうち、教育委員会に係るご質問にお答えを申し上げます。

学校園所の樹木の点検及び危険な樹木の伐採、剪定につきましては、小中学校におきましては、校務員を中心に日常業務の中で、目視による点検及び危険な樹木の伐採、剪定を実施しており、校務員では対応が困難な樹木等につきましては、事務局職員が現場確認を行った上で、専門業者等に対応をお願いしているところでございます。

また、幼稚園、保育所におきましては、各園所内で点検確認を実施し、園所内で対応が困難な事案につきましては、先ほども申しましたように、事務局担当者が現場確認を行った上、専門業者で対応を行っているところでございます。

広島県三原市や神奈川県川崎市で起きました事故及び要望書の趣旨を踏まえ、市が管理しております幼稚園、保育所、小中学校の各施設長宛てに、園児、児童生徒の事故防止に向けて、改めて調査点検及び啓発指導を行うよう、文書にて通知を行ったところでございます。

また、校長会、園長会の場でも、改めて依頼を行っており、今後も引き続き定期的な調査点検を実施していただくよう、周知徹底をしてまいったところでございます。

また、対外的な関係で申しますと、府立高校、私立学校、私立幼稚園、私立保育所に対しましても、市が得た情報につきましては、学校教育、就学前教育の観点で情報共有、情報交換を行うほか、今回のように子どもの安全安心にかかわる事案等につきましても、必要に応じ市から要請を行っており、今後も情報共有、情報交換に努めてまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　ご質問の防災訓練についてお答えいたします。

平成２５年度において、災害時の情報収集伝達体制の強化を図る目的で、Ｊ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）自動起動装置を整備し、国からの緊急情報を防災行政無線から自動的に放送できる体制を構築いたしました。

去る６月５日の訓練では、内閣府や気象庁からＪ－ＡＬＥＲＴを通じ発信された緊急地震速報を、防災行政無線などで放送する訓練が全国的に実施され、本市においても、システムの整備により訓練参加が可能となったことから、市役所や小学校などの１３か所の放送施設から放送を実施したものです。訓練の実施に際し、事前に自治会長への案内、広報紙、ホームページを通じた周知を図ってまいりました。

次に、市民の反応についてでございますが、「聞こえなかった」あるいは「聞こえたが、内容がわからなかった」という問い合わせが、訓練以降９件ございました。防災行政無線以外の伝達手段、緊急速報メールや広報車等による広報などで補完する必要があることを再認識したものでございます。

次に、災害時の広報車による広報と訓練

についてお答えいたします。

災害時の広報活動は、市が保有する公用車のうち、広報用スピーカーが設置されている１７台で広報活動に対応します。現在、地域防災計画の策定作業を行っており、策定の後、具体的な広報活動を含め、各班のマニュアル作成を進めてまいります。また、広報活動の訓練は、各班が実働的に動くことが可能となるよう、全体訓練に連動した防災訓練を検討してまいります。

次に、防災情報について、避難所ナビの導入についてお答えいたします。

住民の方々には、平時から避難所の場所や避難所までの経路を確認していただくことの重要性を、自主防災訓練や出前講座を通じ啓発を行っております。洪水ハザードマップやホームページには、避難所を明記しております。他市の方が、摂津市で災害に遭遇した場合に対応できるよう、避難所の情報を通信するシステムについても、以前から導入の検討をしております。

携帯電話によるＧＰＳ機能の普及により、現在地から避難所までの経路を表示できないかを検討しましたが、経路上の周辺建物の安全性や災害時に通行が不能となった場合など、課題があります。

また、地図情報を運営する企業と協定を結び、避難所情報を提供するポータルサイトの設置を検討している自治体もあり、今後も引き続き導入に向けて検討をしてまいります。

続きまして、安全安心メールを活用した防災情報の発信についてお答えします。

災害時の情報発信として、気象警報などの情報発信が可能な「おおさか防災ネット」の防災情報メールや緊急速報メールの活用が非常に有効であると考えております。

また、平時の防災情報、例えば大雨に対する備えや自主防災訓練、総合防災演習などの情報発信は、ホームページや広報紙が主なものとなっています。

現在、教育委員会で導入されている安全安心メールは、学校や犯罪に関する情報メール配信の希望を登録し、情報を提供しているもので、他の情報発信も可能であります。しかし、既に多くの方が登録されているおおさか防災ネットにおいて、市独自の防災情報を発信できる機能が付加されており、このシステムを利用し、防災情報の内容がどれだけ有効に提供できるかなど、運用に向けて検討してまいります。

次に、ご質問の緊急速報メールを使った定期訓練についてお答えします。

緊急速報メールは、携帯電話を運営するＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、ソフトバンクの３社と市が契約し、緊急時の情報発信が可能となっているものです。

緊急速報メールは、市から独自発信が可能で、市内発信エリアの携帯電話に一斉送信ができるものですが、配信項目は、テロ、避難勧告、避難指示、弾道ミサイル情報などに限定され、社会的な影響が大きいことから、原則として、訓練への使用は禁止されております。しかし、大阪府が中心となり実施する「大阪８８０万人訓練」は、十分な周知が実施され、発信に伴う訓練行動を府民に求めるものとなっていることから、例外となっております。

今年度においても、９月５日に「大阪８８０万人訓練」が予定されており、この訓練にあわせて市の緊急速報メールを発信する予定をしております。

○村上英明議長　水谷議員。

○水谷毅議員　２回目の質問をさせていただ

きます。

１番目の食品トレイの試験回収とごみステーションの今後のあり方についてです。

食品トレイのモデル収集について、高齢者を含め、今後、全市の本稼働に向けて分別の周知方法等、よりスムーズな収集ができますよう取り組んでいただきたいと思います。

さらに、将来的にどうしても食品トレイの収集が円滑に進まなかった場合には、思い切って発泡スチロール系の全てを収集の対象にし、収集後の分別を市で担当することも視野に入れ、本稼働への準備に当たっていただきたいことを望みます。

収集時間のずれに関してですが、最初に事情をお話しし、実際にごみステーションの管理に当たる方まで、情報がしっかり正確に伝わる工夫をお願いしたいと思います。

また、今後のごみステーションのあり方に関しまして、各小学校区担当の職員の方には、でき得る限り地域の方との懇談の場の機会を多く設けていただき、想像以上に進む高齢化に対応した新時代のごみステーションに向けて、協働のまちづくりをテーマに掲げる本市として、先手先手と改良を進めていただけますよう要望といたします。

２番目の樹木の倒壊、枯れ枝の総点検及び対策実施について。

安全安心なまちづくりを掲げる本市といたしまして、各施設管理者における迅速なご対応に感謝申し上げます。

しかしながら、樹木は日々成長し、新陳代謝も盛んであります。今回の倒木等の事故を風化させないためにも、これからも継続した点検や対策は必要であると思います。各管理者の今後の取り組みについてお聞かせください。

３番目の災害発生時の通信手段について。

まず、１点目の防災行政無線の件ですが、Ｊ－ＡＬＥＲＴの自動起動と市内１３か所の放送施設からの連動が確認できた点については、事態を迅速に発信できるということで、一定の評価ができたと考えます。しかしながら、訓練の実施を意識しておられる市民の方が、もし放送が聞こえなかった場合、かえって不安なお気持ちを与えてしまったのではないかと危惧する一面もあります。

そこで、重ねてご質問いたしたいのが、今後、現在の１３か所の放送設備を増設し、他の学校や公民館及び民間施設への設置の拡大についてお聞かせください。

次に、２点目の広報車を活用した通報試験についてですが、１７台の広報車の具体的な活動について、例えばどの地域をどの経路で回るのか等を明確にし、告知することにより、市民の皆さんへのさらなる防災意識の向上と安心感につながっていくことは間違いないものと確信いたします。どうか早期の計画の策定と訓練実施を要望いたします。

続いて、３点目のインターネット環境を活用した防災情報発信の取り組みについてです。

水害発生時の災害対策を重視すべき本市にとっては、例えば氾濫した川がどこであるのか、安威川より北か南かにより避難の指示の仕方も変わってくると考えます。要は、避難すべきか、それとも避難を控えて２階建て以上で待機をするか、それをタイムリーに確認できる仕組みづくりが必要であると考えます。

平成２４年３月に「避難勧告等の判断・

伝達マニュアル」が策定されています。そこには、市内６本の河川ごとに、２ないし３段階の水位により具体的な避難情報が明確にされています。この情報と地域情報を重ねると、おのずとデータベースができ上がってまいります。災害発生時に、例えば住所情報を入力することにより、その時点で、今どのような対応が必要なのかがすぐ明快に把握できるようなホームページの構築を、ぜひとも要望いたします。

また、メールを活用した通信手段についてです。現在、存在しているシステムをもう一度整理いたしますと、第１に、携帯会社と契約し、緊急時に本市からも通報できる緊急速報メール。そして第２に、大阪府が運営し、本市からも通報ができるおおさか防災ネットがあります。第１の緊急速報メールは、本市からの通報も可能ではありますが、試験通報ができません。第２のおおさか防災ネットは、本市からの通報が可能で、比較的自由度があります。

このおおさか防災ネットについて、現時点での登録数を確認いたしますと、大阪府下全体では約２７万件で、世帯比６．８６％。摂津市におきましては約２，３００件で、世帯比５．９７％の登録率で、本市は１％近く大阪府下平均より下回っています。今後、学校や自治会及び企業にも呼びかけていただいて、さらなる登録推進をお願いしたいと思います。そして、定期的な試験発信を検討していただきますよう強く要望いたします。

また、学校園所の安全安心メールにつきましては、先ほどのおおさか防災ネットの情報とも自動連動できますよう、検討をお願いいたします。

さらに、９月５日に予定されています「大阪８８０万人訓練」についても、訓練後の市民の皆さんからのお声を、今後の防災対策に反映いただきたいと思います。

以上、２回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。都市整備部長。

○吉田都市整備部長　都市整備部所管の公園などの樹木点検などの今後の取り組みについてのご質問にご答弁申し上げます。

公園などの樹木は、枝葉の生育状態や根元の空洞化、さらに枯れ枝などの状態を、職員がパトロールを行い、目視点検により日常点検を実施いたしているところでございます。今後も、樹木の点検を、専門家の意見も取り入れながら安全確認をしてまいりたいというふうに考えております。

公園の樹木は、公園が開設されて以来、樹齢５０年以上を経過した樹木が多く、老木化により枯れ枝も目立ってきており、生育状態も悪くなりつつあります。特に、ソメイヨシノなどの桜は、近年、枯れ枝が毎年多く見られ、随時剪定などの対応を実施いたしているところでございます。このように公園管理におきまして、老木化している樹木を守りながら絶対安全を確保することは、非常に困難なところがございますが、今後も早期に問題が発見できるよう最善の努力を展開する中で、特に公園パトロールを重視し、倒木などの事故を起こさないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、地元自治会や公園で花壇活動をされている市民団体の方々にも、樹木の状態を監視していただけるよう協力を呼びかけながら、市民と連携して、より安全に安心して公園をご利用いただけるよう、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　土木下水道部長。

○山口土木下水道部長　樹木の倒壊、枯れ枝の落下による事故を未然に防ぐための総点検及び対策実施についての土木下水道部にかかわりますご質問にお答えいたします。

市道の街路樹につきましては、今後も市道街路樹剪定業務委託による剪定と生育状況の確認を行うとともに、日々の道路パトロールによる日常点検におきましても、引き続き枯れ枝や車両接触などによる落下枝の撤去、回収を行ってまいりたいと考えております。

また、点検による経過観察が必要となりました樹木につきましては、継続的に状況を観察し、必要に応じ剪定、伐採、撤去を検討、実施してまいります。今後とも効果的な点検、剪定による健全な街路樹の維持管理により、市民の安全確保と景観維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　樹木の倒壊等による事故の未然防止のための総点検及び対策実施についての教育委員会に関しますご質問にお答えいたします。

樹木の点検及び危険な樹木の伐採、剪定につきましては、今後も引き続き各小学校の校務員を中心に、日常業務の中での点検確認を行うとともに、倒木や枯れ枝の落下の危険性がある樹木につきましては、速やかに伐採、撤去を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、幼稚園、保育所につきましても同様に、各園所内での点検確認の上、専門業者等での対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

今年度に入りまして、二つの小学校と一つの幼稚園から報告があり、幹の傷みや一部枯れ枝を起こしている樹木が見つかり、枝の落下の危険性があるということから、その樹木については専門業者に委託するなど、樹木の撤去、伐採を行っているところでございます。

今回の事案は、通常の点検の一環としての報告を受けたものでございますが、今後も引き続き園児、児童生徒が安心して学校生活等を行えるよう、樹木等の安全管理には注意を払い、また定期的に点検を実施してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　総務部長。

○有山総務部長　ご質問の防災行政無線の放送施設の増設についてお答えいたします。

市内にあります放送施設のスピーカーから聞こえる範囲についてでございますが、円形に広がるというようなことではなくて、スピーカーの方向により、２５０メーターから３５０メーターの範囲が聞こえる範囲となっております。しかし、風向きや降雨など気象状況、家屋で窓をあけているかどうかなどに影響を受け、先日の訓練においても、聞こえる範囲の境界付近から、聞こえたという回答を得ております。しかし、現在設置されている１３か所では、市内全域をカバーするものとはなっていないのが実情でございます。

議員ご提案の放送設備の増設については、現在の防災行政無線がアナログ方式となっておりまして、このことから、現状では増設は難しく、まずデジタル対応への整備が必要となります。その整備には多額の投資が必要でございまして、このようなことから、緊急速報メールなど他の情報伝達手段を用いた発信を併用することで、伝達体制を確保するとともに、市民が主導的に情報を取得し行動できるよう、我々としても啓発を行ってまいります。

○村上英明議長　水谷議員。

○水谷毅議員　３回目の質問をさせていただきます。

まず、２番目の樹木の倒壊、枯れ枝の総点検及び対策実施についてでございます。

各管理者におけるそれぞれの今後の取り組みについては、一定の理解ができました。それぞれの部署において、基幹業務を抱えながら、いかにして今回の事例を生かし、今後も継続して取り組んでいくのか、これが課題になろうかと考えます。

そこで、毎年、樹木の総点検月間を設けていただくことを提案いたしたいと思います。

市制施行５周年記念の昭和４６年、摂津市の木としてクスノキが制定されました。お聞きした話では、年間のうち６月ごろが、樹木の生育を確認するのに最も適している時期と伺っております。

そこで、例えばクスノキ月間と称して、クスノキを初めとする樹木の倒壊や枯れ枝の落下ゼロを目標に定例化し、各管理施設の実情も踏まえ、６月から秋口をめどに、台風襲来にも備え、継続対応いただけますことを強く要望いたします。

クスノキは、古くから虫除けのしょうのうの原材料として用いられ、俗に言うカンフル剤の語源にもなっております。本年の予報では、大雨や長雨も予想されています。各管理者の皆様のカンフル効果あふれる取り組みを重ねて要望いたします。

また、道路につきましては、市域には主要な府道も通っており、関係事務所とのさらなる連携強化を望みます。

公園等におきましては、例えば土が痩せてしまい、木の根が人間の血管のように浮き彫りになり、ベビーカーや車椅子が通れず、高齢者が安全に歩けないような箇所もあります。この際、市制５０周年を前にして、公園の整備と樹木の適正化にもご尽力いただきたいと思います。

さらに、教育施設管理におきましては、遊具等には備品台帳があると考えますが、一定の樹木に対しても、経過観察が明確にできる仕組みを検討いただいて、校務員さんの異動の場合でも適切な引き継ぎができるように、具体的な取り組みをお願いしたいと思います。

さらに、市域の府立高校や私立の学校園所及び民間事業者や民地に対しましても、通学路を含め隣接する道路等に係る樹木等にも目を配っていただき、各部署で風通しのよい連係プレーで、倒木や枯れ枝の落下のないような取り組みを、あわせてお願いいたします。

３番目の災害発生時の通信手段について、全域をカバーできないことも明らかになりました。

サッカーワールドカップの予選を終えました。本市の星、本田選手の活躍が光りました。私たち行政におきましても、個人力もさることながら総合力の大切さを感じました。昨日も、関東地方で大雨やひょうが降りました。本市もこの夏、心して災害に備えなくてはならないと思います。よろしくお願いします。

以上、質問を終わります。

○村上英明議長　水谷議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

（東久美子議員　登壇）

○東久美子議員　通告いたしました質問番号１から４についてお聞きします。

質問番号１の学校環境整備について。

トイレの改修は、大規模改修及び耐震工事のときに行うとされておりましたが、ト

イレの改修進捗状況についてお伺いいたします。

質問番号２の防災対策についてお聞きします。

初めに、第１回防災会議女性専門委員会が５月２６日に開催され、傍聴いたしました。この委員会は、１１名の委員で構成され、そのうち２名の委員は、釜石市からインターネットで会議に参加されていました。この会議は３回開催の予定ですので、災害を体験した方でなければわからないことや女性独自の視点も加えて、きめ細かな防災への対策が盛り込まれることを期待しています。

防災会議については、他市の方からも、摂津市には女性専門委員会があるということで、関心が高いことをお伝えしておきます。ぜひ成果につながれるよう願っています。

災害時の相互扶助の観点で質問いたします。

自治会組織率についての質問ですが、先日、私の住むところの自治会で、防災訓練が行われました。地域の多数の方が参加されていましたが、非常時には、特に地域の住民の助け合いが大切だと改めて実感しました。災害時に、相互扶助の観点での自治会組織は重要だと思います。

午前中の質問と重なっておりますが、重ねて現在の組織率と、未加入世帯への対応はどのようにされているのか、質問いたします。

２点目に、情報の提供についてですが、日ごろからの災害への備えや、災害時の避難所など防災情報はどのように提供されているのか、お聞きします。

３点目に、非常時対応の観点からの自然エネルギーの導入についてお伺いします。災害時、ライフラインが途絶した場合、避難所の自然エネルギーで、特に太陽光発電施設は非常に有効ですが、推進についてのお考えをお聞かせください。

４点目に、福祉避難所についてお伺いします。福祉避難所にはどのように考えておられるのか、お聞きします。

質問番号３の図書館、図書センターについて質問いたします。

図書館運営、管理の方針についてお伺いします。図書館・センターの蔵書について、その選書方法など、どのように市が関与されているのですか。また、読み聞かせなどのイベントの開催と、より多くの方が参加されるよう、その周知についてどのように行っておられるのか、お伺いします。

質問番号４です。子ども・子育て支援新制度についてお伺いします。

この新制度は、子ども・子育て関連３法成立を経て、２０１５年４月から本格実施されますが、子ども・子育て支援の取り組みは、住民に最も身近な市町村が幼児期の学校教育、保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの整備を計画的に進めるとなっています。

既に先ほど答弁ございましたが、保護者対象のニーズ調査を実施。保育所、幼稚園、認定こども園についても、新制度への対応について意向調査を実施されているとのことでした。新制度への取り組み状況について、多くの保護者の皆さんの関心は高いと思われます。

この子ども・子育て支援新制度スタートに当たり、保護者の手続についてお伺いします。手続に変更等ございますでしょうか。また、制度の具体的な周知方法をどのように行われるのか、２点お伺いします。

１回目の質問は以上です。よろしくお願

いいたします。

○村上英明議長　答弁を求めます。教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　学校の環境整備、トイレ改修のご質問にお答えいたします。

耐震補強工事とあわせて行うトイレ改修は、今年度第三中学校で、箇所は８か所、１４基を実施し、トイレ改修単独で実施いたしますのは、小中学校合わせて５校、１８か所、１８基の合わせて６校、２６か所、３２基を予定いたしております。

耐震補強工事は、第三中学校、第四中学校、摂津小学校において実施をする予定となっておりますが、そのうち第三中学校につきましては、耐震補強箇所がトイレの柱部分にかかることから国庫補助を活用し、耐震工事とあわせて実施をいたすものでございます。

一方、第四中学校につきましては、これまで国庫補助を活用し、既にトイレの大規模改修を実施していることや、摂津小学校におきましては、教室の耐震壁設置等内部改修が多く、児童の授業に影響が出ない夏休み期間での工事終了が困難になってくるという状況下にあることから、トイレ改修工事を、今回あわせて行うことを見送ったものでございます。

なお、摂津小学校におきましては、今回耐震工事を実施いたします棟等は、別棟にはございますが、同フロアに複数の洋式トイレが設置されているというふうな状況にあります。

また、これまでは施設の老朽化や安全安心を優先し、耐震補強工事及び劣化工事を実施してまいったところでございますが、現在洋式トイレの実施がない学校につきましては、小学校で１校というような状況になっております。

トイレ改修につきましては、順次洋式化を進めていくということで、今年度中には各小中学校のワンフロアに洋式トイレを最低１か所は設置していきたいというふうに考えております。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　ご質問の自治会の組織率と未加入世帯への対応についてお答えします。

本市における自治会加入率につきましては、平成２６年度４月現在６１％で、北摂７市で比べると、上位の加入率となっております。しかし、過去５年間の加入率では、平成２２年度６６．９％、平成２３年度６３．５％、平成２４年度６２．６％、平成２５年度６２％と漸減傾向にあります。自主防災組織を構成する自治会離れの傾向は、地域防災力の低下につながり、防災対策の課題となりつつあります。

加入促進の取り組みについては、パンフレット「ようこそ自治会へ」を作成し、転入時に市民課で配布したり、各自治会長に未加入者への配布をお願いするなど、自治会加入促進を図っております。また、市広報紙に自治会活動の記事を掲載するとともに、ホームページ等も利用し、広く自治会加入促進や活動内容、役割を周知しております。

次に、防災情報の提供についてお答えします。

情報の提供につきましては、市内の全世帯、全事業所に配布している広報せっつ１日号に、災害への備えや情報収集の方法、避難所一覧などの掲載を行っております。また、昨年１月には、広報配布にあわせて地区ごとの洪水ハザードマップを配布し、

広く防災情報の提供に取り組んでおります。

次に、避難所に太陽光発電施設設置の考えについてお答えいたします。

大規模災害が発生した場合、市内にあります２８か所の避難所には多くの市民の方々が避難され、災害の程度によりますが、長期間の避難所生活を余儀なくされる可能性がございます。その場合、避難所周辺のライフライン、特に水道、電気、電話の管路等も同様に被害を受ける可能性も予想されます。避難所には、災害対策本部との通信手段として、防災行政無線やＭＣＡ無線はございますが、避難所の照明などの電力確保に、太陽光パネル等の自然エネルギーを利用した施設は設置されておりません。しかし、非常に有効であると考えております。

避難所となる公共施設の耐震化はおおむね完了しつつあり、既存の建物に太陽光パネルの重量を上乗せすることは、新たな耐震工事が発生する可能性があります。また、非常時の太陽光発電設備に必要な蓄電池はランニングコストが多額となることなど、コストの面で大きな課題がございます。

本市では、平成２６年度に大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、旧三宅スポーツセンター体育室の耐震工事にあわせて太陽光パネルと蓄電設備の設置を、またコミュニティプラザには蓄電設備を設置する予定にしております。

今後は、自然エネルギー施設の技術進歩を注視しながら、新たな公共施設の建設や耐震工事に際し補助金を活用するなど、自然エネルギー発電施設の設置を検討してまいります。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　防災対策にかかわるご質問のうち、福祉避難所のあり方についてのご質問にお答え申し上げます。

福祉避難所は、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮が必要な方を受け入れる二次避難所として位置づけをしており、市内に３か所ございます。

高齢者の方が増加しており、内部障害のある方や認知症の方のように、一見してわかりにくいが配慮の必要な方もいらっしゃいます。さまざまな状況にある方が、少しでも安心して避難生活を送ることができるよう、今年度、地域防災計画を改定する際に福祉避難所の充実について、関係各課と協議してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長　登壇）

○宮部生涯学習部長　図書館、図書センターの運営、管理の方針についてのご質問にお答えいたします。

最初に、図書館の蔵書についてでございますが、図書館資料につきましては、市の図書行政の根幹であり、また市民の知る権利を担保するものでございますので、選書の決定権は、市が持つべきものと考えております。

平成２３年度の指定管理者制度導入後も、市で策定いたしました資料の収集方針及び除籍基準に基づき、司書資格を有する市職員の出席のもと選書会議を開催し、作成いたしました選書・除籍リストに基づき、最終的に市が決定することによって、選書の適正な執行に当たっております。

次に、読み聞かせ会などのイベントの開催とその周知についてでございますが、子どもが本に親しむ機会の提供といたしまして、市民ボランティアによるおはなし会

や、図書館職員による出張おはなし会の定期的な開催、おはなし会と連動したぬいぐるみお泊り会、府立とりかい高等支援学校での読み聞かせを学ぶ授業の実施や中学生の図書館職業体験、小学生を対象とした図書館の見学ツアーなど、さまざまな企画を通じて子どもの読書活動向上に取り組んでおり、その実施回数、参加人数ともに着実に増加しております。

周知方法につきましては、開催チラシ及びポスターを市内公共施設に加えて、鉄道駅掲示板等へ掲示し、また市ホームページや市広報のほか、子育て世帯向けのフリーペーパーへの掲載や子育てサークル関係団体と連携を行うなど、より多くの方にご参加いただけるよう周知を図っております。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　子ども・子育て支援新制度についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度では、保育所や幼稚園、認定こども園等の申請手続につきまして、その時期や流れがこれまでと大きく異なるものではありませんが、市町村から保育の必要性等の認定を受け、認定に応じた施設を選択し、申し込んでいただくことになります。

新制度では、新規申し込みの方に加え、現在在園している児童の保護者も、保育の必要性等の認定につきまして申請をしていただく必要がありますので、パンフレットの配布や広報紙、ホームページ等での周知に加え、公私立保育所、幼稚園等を通じて、保護者の方へ丁重な説明を行ってまいります。

また、新制度は、共働き家庭だけでなく全ての家庭を支援する仕組みであることから、ご家庭で子育てをする保護者も利用できる一時預かりや身近な地域での交流・相談の場である地域子育て支援拠点つどいの広場など、地域のさまざまな子育て支援につきましても、地域子育て支援施設などを通じまして周知してまいります。

○村上英明議長　東議員。

○東久美子議員　２回目の質問をいたします。

学校環境整備で、２０１５年以降のトイレ改修についてどのように進められるのか、お伺いします。

以前、１２月議会で、小学校のトイレに対する実態を中心にお尋ねしましたが、中学生で、登下校時にコンビニ等を利用している生徒もいるということを聞きまして、改めて厳しいトイレ環境に接しました。

トイレの洋式化については、中学生の例を含め、実態や期待の声が多く伝えられております。子どもたちは当然のことですが、学校や保護者から非常に期待されている事業ですので、今後の改修計画について、よろしくお願いいたします。

防災対策についてお伺いします。

自治会の加入率については低下しており、防災対策の課題と捉えておられることについて説明を受けました。今回、防災対策の観点で自治会の課題をお聞きしましたのは、初めにお伝えしたように、自治会の避難訓練に参加して、内容を検討しながら継続することは大変重要やと実感したからです。

多くの人に、自治会の取り組みに参加を望む一方で、ただ、この自治会の組織率を上げる取り組みというのは、大変なことだと思っております。何代も前から住んでおられる地域と転入者の多い新興地域と、地域事情がそれぞれ異なっておりますので、

本当に難しい取り組みだと思っております。

私の住むまちも、高齢者やひとり世帯もふえました。空き家がふえたように思います。高齢者施設に入られたのかなと思われるお家もあります。このような中で、自治会が活性化していくためには、本当に課題が大きく、また役員の方の負担も大きいと思っております。

私は、あるきっかけで高齢者の方と、その方もお一人でお住まいになっているんですけども、接することがありました。その方のことが、本当にお元気で働いておられた方なんですが、もう９０に近いとおっしゃっていたと思います。そうすると、自分の地域を見直すと、その方のことが気にかかるんですね。そしたら、少し家に帰るときに遠回りしてですが、その方の家の前を通ると、電気がついている。あ、お元気にされているんやなというふうなつながりが今、私の中でできています。

私は、自治会の組織率を上げるということは本当に大切なことだと思っています。特に防災の観点では、自治会の避難訓練への参加など含めて、大事なことだとは思っておりますが、今このような地域の事情や個人の事情、いろいろ考える中で、今の枠組みではない新しい自治会のあり方も視野に入れた、地域を尊重した、住民の思いに沿った取り組みが進められることを願っております。

これは要望なんですが、これから加入率を上げる取り組みを進められるに当たっては、地域事情、それぞれの思いを含んだ取り組みを進められるようにお願いいたします。これは要望です。

質問ですが、自然エネルギーの推進で、旧三宅スポーツセンターの太陽光発電施設についてどのようなものなのか、詳しく説明をお願いいたします。

続いて、福祉避難所ですが、現在指定されている３か所の福祉避難所はどのような施設なのか、お聞かせください。

支援が必要な人ということで、小中学校の支援学級のクラスが増加していると聞いておりますので、配慮が必要な児童生徒がふえているのは確かだと思います。この場合は当事者、児童生徒だけではなく、家族の方も含めた福祉避難所も視野に入れた支援も必要と考えます。福祉避難所の今後の方向性についてお伺いします。

図書館、図書センターについてお伺いします。

２０１１年度からの指定管理者制度導入後も、選書の決定権は、市が持つべきものとのお考えを伺いました。説明にあった摂津市民図書館収集方針には、「表現の自由、思想の自由を尊重し、あらゆる思想、信条、宗派に対して、公平な立場を保ち、自由な資料の選択を行う」ということが掲げられています。また、収集に当たっては、「図書館は、みずからの責任において作成した収集方針に基づき資料の選択及び収集を行う」ということも明記されておりましたので、遵守されるよう強く要望しておきます。図書館の自由に関する宣言からも抜粋され、記載されておりましたので、よろしくお願いいたします。

また、図書館の運営について、指定管理者との連携はどのように行っているのか、お伺いします。

他市図書館との相互利用について質問いたします。

先日、行政視察で図書館教育に取り組む東京都新宿区の小学校を訪問しました。区民図書館の学校支援として、学校への一括

児童図書の貸し出し等の取り組みが行われていました。本が身近で、手にとりやすい環境というのは大切なことです。いろいろな取り組みの中で、近隣の区立図書館との提携で、本が借りられることは大変よいと思いました。大人も子どもも身近な図書館を利用できる。

摂津市には２か所、市立図書館、鳥飼図書センターがございますが、他市に接する地区の住民にとっては、利便性のある他市の図書館も利用できればよいと思います。他市の図書館の相互利用についてのお考えをお伺いいたします。

子ども・子育て支援新制度についてですが、子ども・子育て支援の新制度は全ての家庭を支援する仕組みとされておりますが、新制度がスタートした後には、法定外の課題等あるかもしれません。行政でも適切な対応ができる体制等を整えられることを、これは要望いたします。

現在、摂津市では、幼保一元化の取り組みで、べふこども園がございますので、べふこども園の現時点での様子をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○村上英明議長　答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長　小中学校のトイレの洋式化計画についてのご質問にお答えをいたします。

今年度の市政運営の基本方針の中で、学校の環境のさらなる向上のため、小中学校のトイレを順次洋式化に改修していくという方針を示し、出させていただいております。そのため、現在トイレ洋式化の全体計画を内部で検討しており、平成２７年度以降の計画的な実施に向けて、今後、関係部局と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、来年度に耐震補強工事を予定しております学校につきましては、今年度に実施設計を行いますことから、今年度実施する第三中学校と同様に、国庫補助制度の活用を見据えながら現在内部で調整検討し、大阪府との協議を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

今後は、１トイレに１基以上の洋式化という方向性で、洋式化へのトイレ改修が必要な小学校７校、中学校全校につきまして、学校全体の中での優先順位を見きわめながら、トイレ改修を順次行っていきたいというふうに考えております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　福祉避難所に関する２回目のご質問についてお答え申し上げます。

現在、福祉避難所は、高齢者が通所や入所されているせっつ桜苑、障害のある方の通所施設であるふれあいの里、特別養護老人ホームのとりかい白鷺園の３か所を指定いたしております。

支援学級につきましては、平成２１年度に小学校２１クラス、中学校８クラスの合計２９クラスでございましたが、平成２６年度は小学校４８クラス、中学校１６クラスの合計６４クラスと、２倍以上に増加しており、支援が必要な児童や生徒は増加いたしております。増加の要因といたしましては、就学前から対象者を把握し、その児童生徒に合った適切な教育を受けられるよう支援する体制が整備されてきたことから、増加したものと考えております。

このような中、一たび災害が起こりますと、避難所での生活が長期にわたることが懸念されることから、想定外のトラブルが発生することも考えられます。特に配慮が必要な方の支援につきましては、当事者だけでなく家族も含め考える必要があり、指

定箇所数等につきましては、当事者のニーズを把握し、必要な備品や施設の規模等を鑑みた上で、検討してまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　生活環境部理事。

○北野生活環境部理事　旧三宅スポーツセンター体育室の太陽光発電施設についてのご質問にお答えいたします。

本施設につきましては、太陽光発電設備の導入により、自然エネルギーの活用やＣＯ$_2$削減を進め、地球温暖化防止に対する率先行動を示すとともに、災害発生時には非常用電源といたすものでございます。

具体的には、発電能力１０キロワットの太陽光パネルを屋根に、洪水時を想定し、容量６．２キロワットの蓄電池を２階に設置いたします。これにより、平常時には体育室の電源の一部として活用いたし、災害時には太陽光パネルから蓄電池を利用し、照明やコンセントの利用が可能となるものでございます。

以上でございます。

○村上英明議長　生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長　図書館の運営についてでございますが、指定管理者制度において、市民サービスの質の向上を図るには、市と指定管理者が図書館の管理運営に関する課題や問題点を共有し、解決に向けて協議することが重要であると考えております。

本市では、定期的に運営に関する協議を行うほか、随時ミーティング等を行い、情報の共有を図り課題を解決するなど、利用者のニーズに応じた魅力ある図書館となるよう、市と指定管理者との連携に努めております。

他市図書館との相互利用についてでございますが、北摂地域におきましては、豊能地区３市２町で広域利用が行われているほか、豊中市と吹田市では、一部図書館の相互利用が試行的に行われており、近年、自治体間での図書館の相互利用は増加傾向にございます。

現在、本市では、ＪＲ京都線以北地域に図書施設がなく、また吹田市では、ＪＲ岸辺駅以南地域に図書施設がないことから、吹田市さんとの間で、吹田市立千里丘図書館と摂津市民図書館について、相互利用の検討を進めているところでございます。自治体間で不均衡が生じないよう、また、お互いの市民にとってメリットのある図書館利用環境の整備に向け、今後協議を進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長　次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　べふこども園についてのご質問にお答えいたします。

べふこども園のこれまでの具体的な取り組みといたしましては、新たに０歳児保育を実施したのを初め、幼稚園児への給食の提供や預かり保育の実施、つどいの広場事業としてのべふかるがも広場の開設など、多様な保育ニーズへ対応してまいりました。

また、これまで４歳児、５歳児につきましては、就学前の子どもに対する保育、教育を一体的に実施するという施設整備の目的に沿いまして、統一的な年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画を作成しまして、合同保育、合同活動に取り組んでまいりました。そして、これまでの取り組みを踏まえまして、本年、平成２６年度からは、さらに一体的運営のメリットを生かすため、５歳児につきましては混合クラスでの保育を実施しております。

このように５歳児の混合クラスを実現しましたのは、べふこども園開設以降、園の

運営に当たりましては、保護者代表者、べふこども園職員、事務局職員で構成するべふこども園つながり会議や、保護者アンケートによりさまざまなご意見をいただき、保護者の皆様の理解を得ながら、一つずつ取り組みを重ねてまいった結果と考えております。

混合クラスの取り組みにつきましては、先日も教育委員の皆さんがべふこども園を訪問しております。園のさまざまな工夫のもとで、長時間保育と短時間保育の子供たちが一緒になって遊び、生き生きと活動して園生活を楽しんでいる姿を見てまいりました。今後も、べふこども園つながり会議等のご意見もいただきながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○村上英明議長　東議員。

○東久美子議員　３回目をさせていただきます。全て要望とさせていただきます。

１点目、学校環境整備についてですが、トイレ改善の取り組みについては、文部科学省では、「トイレ発！明るく元気な学校づくり！！－学校トイレ改善の取組事例集」がホームページで公開されています。学校のトイレは、子どもたちにとって「臭い・汚い・暗い」という３Ｋの場所になっている。トイレの改善を学校教育の一つテーマとして取り組んだ、清潔で使いやすい学校トイレの事例も挙げられております。

その一例で、近隣の市が取り組んでおられますが、今摂津市内の学校のタイル張りで、水で流す方式の湿式方式から、雑菌が繁殖しにくい乾式方式のトイレも改修事例に挙がっておりました。ただ、これも、乾式にすると子どもたちが吐いたときですよね、そのときの片づけとか、いろいろ短所もあることもわかっております。

子どもたちにとって、衛生的で使用しやすいトイレはどんなものなのかということについて、これからも重ねてご検討いただけたらと思っております。

また、トイレの問題は、汚れやにおいの問題もありますが、よりよいトイレ環境のために、さまざまな事例の一つでＥＭ菌、これは消臭効果が期待できるものとして活用事例が出ておりましたが、こういうふうな学校環境を整える、トイレ環境を整えるいろいろな取り組みが上がっておりますので、今後も、そういうふうな今のトイレを改修という観点だけではなく、もう一つ進んだところでのご検討もお願いいたします。本当にトイレが明るくなると、子どもたちは本当に喜ぶかと思います。

また、今は、私のほうが子どもたちのことを一番に考えておりますので、子どもたちのトイレのことを強くお願いしてまいりましたが、教職員のトイレについても、またお考えいただきたいと思っております。これは保護者や災害時、長期化したときなどには外部の方もお使いになります。このことも含めて、トイレの改修については計画的に、重ねてお願いいたします。

続いて、図書館、図書センターについてですが、指定管理者制度導入後の私が感じた利用者の声ですが、私も図書館はよく利用しているほうだと思っております。ある日図書館に行くと、２人の方が話しされていたんですが、使用時間とか張り出してあるのを見て、「わあ、すごく使いやすくなったな」というふうなことをおっしゃっていたんですね。それは、時間が長くなったことと曜日がふえたことなんですが、そのあたりのことをお話しされていました。

利用する方にとって、サービス向上につながったんだというふうに受けとめています。ただ一方では、他市では、本の管理上

の問題もあると聞いておりますので、答弁していただいたように図書館の運営については、指定管理者に任せきりではなく進められることを、強く要望しておきます。

済みません。順番が変わってしまいましたが、自然エネルギーの問題については、太陽光パネルが出てきた。次に蓄電池が出てきた。次々にいろいろな取り組みが出てきておりますので、他市の状況、それから国の政策、アンテナを強く張られて、ぜひとも自然エネルギーを効果的に活用できるように取り組まれるよう、お願いいたします。

以上です。

○村上英明議長　以上で東議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

（嶋野浩一朗議員　登壇）

○嶋野浩一朗議員　それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず１点目といたしまして、小学校、中学校における指導力の強化についてお聞かせをいただきたいと思います。

これは、私が申し上げるまでもない話でございますけれども、小学校、中学校で指導力を上げていくことを考えたときに、当然のことでございますが、より優秀な人材に来ていただく、このことが不可欠であるということは申し上げるまでもないわけでございます。

特に学校現場において、いっとき非常に狭き門であった時代がございました。私たちの年代である４０代前半でありますとか、あるいは３０代後半の方は、恐らく市内のどの学校を見ても、大変に少ない方しか配置されていないんじゃないかなというように思いますが、その一方で、団塊の世代と言われる方たちが大量に退職をされて、そこを埋める形で特に２０代の方を中心に、非常に多くの方が今配置をされているのではないのかなというように思うわけでございます。

さらに、それに輪をかけて、これは報道で私はお聞きをしているところでございますけれども、今は大阪府の公立の学校で働こうということを積極的に目指される方が、少し減っているというような状況にあるというようにお聞きをしております。

これは非常に摂津市の子どもたちにとっても、ゆゆしき事態ではないのかなと思うわけでございますが、まず、昨今の大阪府の教員採用の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

さてもう一点は、先ほど申し上げましたけれども、非常に経験の浅い教員の方がふえているというような状況あるのではないのかな。そのことについては、やはり学校全体として、あるいは摂津市として、しっかりとそれを補うような取り組みが必要であろうというように思うわけでございますが、この点につきましても、この際お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、小中学校でのいじめ対策についてお聞かせいただきたいと思います。

これは、前回の定例会での代表質問で、我が会派も質問させていただきましたし、大変多くの会派から質問があったと思います。

いじめ防止の基本方針といったものが示されました。その内容といったのは、私は三つの視点があったというように思います。一つは未然の防止、二つ目が早期の発見、３点目にどう対応していくのか、この三つの視点があったというように思いますし、この点につきましては、全く私も異論はございませんし、しっかりとやっていた

だきたい。これは私だけじゃなくて、全員がそのように思うと思うんです。

ただ、私は１点、摂津市のこのいじめを防止していく指針に、一つだけ欠けている視点があるんじゃないかなというように思うわけであります。それはどういう視点かといいますと、子どもたちがいじめに負けないような強い心を育む、そういった視点からの取り組みといったものが、この中にはないんじゃないかなというように感じているわけでございます。

いじめのない学校といったものは、当然目指していかれるわけでございますが、しかし、それは管理の世界であって、いついじめが起こってもおかしくはない。恐らく間違いなく、どこかでいじめといったものは起こっているんだろうというように思うわけでございます。いじめをゼロにするということについては、当然努力をしていきますが、それは、私はできないと思っておりまして、子どもたちがそれに負けないような、強い心を育んでいくといった視点からの取り組みといったものが、大事だろうと思うわけでございますが、この点につきましてお聞かせいただきたいと思います。

３点目といたしまして、救急搬送についてお聞かせいただきたいと思います。

近年、救急出動の件数がふえているんじゃないか。あるいは１件当たり、通報が覚知をされてから病院に収容されて治療が始まるまでの時間といったものが、長くなっているんじゃないのかなというようなお話をお聞きすることがございます。私もそのように感じることがあるわけでございますが、まず１回目、その実態についてお聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、水道料金についてお聞かせをいただきたいと思います。

これは皆さんもご存じのとおり、一般家庭用の、メーター口径が１３ミリメートルと２０ミリメートルをご使用の場合には、基本水量制という料金の設定がされているわけでございます。その一方で、よく部長も予算なんか説明されるときに、節水意識が高まっていって、水需要がだんだん落ちてきていますよというようなお話をされるわけでございます。ということは、いわゆるこの基本水量内でおさまっているご家庭といったものも相当程度、最近では見られるんじゃないかなと思うわけでございますが、まずはその点についてお聞かせをいただきたい。

そして、今後、この基本水量制という、その料金体系そのものをどのようにされていこうと考えておられるのか、１回目お聞かせいただきたいと思います。

１回目、以上でございます。

○村上英明議長　それでは答弁を求めます。次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　近年の大阪府の教員採用の状況などについてのご質問にお答えいたします。

大阪府におきましては、近年の教職員の定年退職者数増加に伴い、この１０年近く、毎年２，０００名前後の大量採用が続いております。しかしながら、ここ２年間の倍率は、平成２４年度の小学校が３．０倍、中学校が４．１倍、昨年度の小学校が２．９倍、中学校が４．２倍と低迷し、近隣他府県よりも倍率が低い状況が続くなど、厳しい状況がございました。今年度は、さらに豊能地区が独自に教職員を採用することとなったため、大阪府の倍率のさらなる低下が懸念されていましたが、教員の給与カット率の緩和や採用要件の緩和な

どにより、志望者は昨年度より増加し、倍率につきましては、現時点で小学校が３．８倍、中学校が５．８倍とのことでございます。

続いて、経験の浅い教員に対する支援の状況についてでございますが、市内小中学校の採用３年目までの教員数の割合は、１０年ほど前は全体の１０％前後でございましたが、今年度は全体の約２２％を占めるなど、年々増加している状況にあり、各学校では、経験の浅い教員の指導や支援の充実が欠かせない状況にございます。

そこで、教育委員会としましては今年度、初任者を中心とした教員の指導や支援のさらなる充実を図るため、教育センターに教育支援課を立ち上げ、児童生徒理解や不祥事予防、接遇等の研修内容の充実を図るとともに、保護者対応や課題のある児童生徒に対する対応の仕方等についての教育相談を実施しております。

また、同課の退職校長から成る学校教育相談員を増員し、学校の管理職や指導教員と連携を図りながら、経験の浅い教員に対する授業づくりや学級経営に関する指導や支援の回数をふやしております。さらに、学校教育課の人事担当者が市内全小中学校の全学級の授業を参観し、学級の状況を把握するとともに、必要に応じて府教育委員会とも連携しながら、経験の浅い教員の育成に努めております。

今後も、学校教育相談員の継続的な指導体制の強化や指導主事の派遣回数をふやすなどにより、経験の浅い教員の育成に努めてまいります。

続きまして、小中学校のいじめ対策についてのご質問にお答えいたします。

いじめ防止対策推進法の制定等を受け、教育委員会といたしましては、本年４月に摂津市いじめ防止基本方針並びに学校ごとのいじめ防止基本方針を策定いたしました。また、生活アンケートを実施するなど、日ごろから情報収集に努めるなど、いじめは絶対に許さないという基本姿勢に立ち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

あわせて、いじめを見たら、見て見ぬふりをせず、だめと言える児童生徒を育むため、物事を暴力ではなく話し合いで解決するスキルを養うことを目的とした、非暴力アクションプログラムなどのソーシャルスキルトレーニングを通して、いじめを許さない集団づくりを進めるとともに、いじめを受けたら嫌と言える強さやスキルを培うため、適切に自分の思いを相手にしっかり伝えるアサーショントレーニングなどにも取り組んでおります。

今後とも、教育委員会としましては、関係機関との連携等も推進し、いじめに対する取り組みの強化を図ってまいります。

○村上英明議長　消防長。

（熊野消防長　登壇）

○熊野消防長　本市が抱える救急搬送の現状と対策についてのご質問にお答えいたします。

本市の平成２５年中の救急件数は４，５０１件で、４年連続増加し続けています。１１９番通報の覚知から現場到着までの平均時間は５．７分、覚知から病院収容までの平均時間は３７分、市内の医療機関への搬送が約２３％、市外が７７％で、年々市内の医療機関への搬送が低下している現状があります。しかしながら、近隣市には救急医療機関が多くあるため、傷病者に適応した救急医療機関へ迅速に搬送しているところであります。

また、市民の方の目線から見た場合、救

急車の現場滞在時間が長く感じられるということでありますが、実際の救急活動では、まず傷病者と接触し、情報を聴取しながら傷病者の観察を行っております。次に、救急車内へ収容し、傷病者の詳細なバイタル等を調べ、応急処置をいたします。傷病者の重症度、緊急度などを考慮いたしまして、現場救急隊から救急医療機関に連絡を行い、受け入れ決定後、搬送いたします。さらに、心肺停止の傷病者につきましては、すぐさま心肺蘇生法、ＡＥＤの使用、また救急救命士の行う静脈確保、気管挿管、薬剤投与などを現場にて行っております。これらの活動をスムーズに行ったとしても、長く感じられることと思われますが、本市の救急隊の現場滞在時間の平均は約１６分であります。

今後も、救急救命士や救急隊員のレベルアップを図り、市民の皆様の安全安心のため、基本原則であります傷病者を適切な医療機関へ迅速に搬送してまいることに努めてまいります。

○村上英明議長　水道部長。

（渡辺水道部長　登壇）

○渡辺水道部長　それでは、水道料金についてのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、水道料金についてご説明をさせていただきたいと思います。

検針や徴収などにかかわります費用や、水道施設を維持するため固定的にかかってまいります費用を基本料金、そして大阪広域水道企業団への受水費、また薬品費など水道料金をつくるための直接的費用を従量料金として、皆様方からいただいております。

議員ご質問の基本料金に一定の水量を付与する基本水量制につきましては、地方公営企業法では、公共の福祉を増進するため、また一般家庭において公衆衛生の向上や生活環境の改善を図るために、料金を低く抑えることを目的にしたものでございます。

近年の節水意識や節水機器の普及などの影響で、一月６立方メートル以内での基本水量でお使いいただいております方の件数割合につきましては、全体の約２０％の割合でございます。この割合からは、本市の実情や公共の福祉というニーズにも対応できているものと考えております。

したがいまして、給水サービスの対価として、できるだけ安くかつ公平でなければならない水道料金といたしましては、現段階、現在の料金制度が、本市の現状には合っているものと考えております。

○村上英明議長　暫時休憩します。

（午後２時５７分　休憩）

---

（午後３時３０分　再開）

○村上英明議長　休憩前に引き続き再開します。

嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員　２回目質問をさせていただきたいと思います。

まず、小中学校における指導力の強化ということにつきまして、登阪部長から答弁をいただきました。

２６年度は、大阪府における教員採用の応募状況が若干上がって、持ち直してきているというお話でございました。小学校では３．８倍、中学校では５．８倍というお話じゃなかったのかなというふうに思いますけれども、ただ、やはり今まで低調だった。そして、今も決して高いとは言えないというような状況の中で、今後どのような新しい教員の方が摂津市の公立の小学校、中学校に赴任をされるのか。やはりしっか

りと今後の推移といったものを見ていかなくちゃならんというふうに思いますし、そこはしっかりとお願いをしたいというように、１点思います。

それともう一点ですね、無視ができないのは、先ほど部長の答弁からもございましたけれども、豊能地区の新しい動きでございます。豊能地区独自で、小学校、中学校、あるいは養護学級、養護学校へ勤務をされる方を独自に採用していこうというような新しい取り組みが、今年度からスタートしているというように認識をしております。

お聞きをするところによると、非常に高い倍率であるというようなお話でございまして、平均をすると、およそ９倍ぐらいあるというようなお話もお聞きをしているところでございまして、大阪府の平均が、もう一度申し上げますけれども、小学校３．８倍で、中学校５．８倍ということを考えると、非常に高いなというように思うわけでございまして、これからどうなっていくのか、こちらもしっかりと見ていかなくちゃならないというように思うわけでございます。

その要因は何なのかなと考えていくと、やはりこれは豊能地区といったものが大阪府内においても、非常に文教都市ということで認識をされているといったことが、大きいんじゃないかなというように思います。

では、この摂津市のある三島地区はどうなのかといいますと、やはりこの三島地区も、文教都市ということで広く認識はされているんじゃないかなというように思うわけでございまして、もしこの豊能地区と同じように、三島地区で同様の取り組みができたならば、私は非常に多くの教員志望の方が、三島地区の小学校、中学校で働いてみたいということで応募されるんじゃないかなと、希望されるんじゃないかなと思うわけでございまして、ぜひこれは摂津市の教育委員会としてのそれに向けた動きを、私はスタートしていただきたいなと思うわけでございますが、この点につきまして２回目、まずお聞かせをいただきたいと思います。

それと、経験の浅い先生方のお話をさせていただきました。３年目までの先生方が、今現在２２％もおるというようなお話をお聞かせいただきまして、これは非常に多いなというように思うわけでございまして、そこはしっかりとこれからの推移も見守っていきながら、やはり対策を打っていかなあかんというように思うわけでございます。

一般的なお話をさせていただきますと、企業に採用されて、どうなっていくのかといいますと、まずは研修を受けるわけですよね。研修期間というのがあって、その後、一定期間終わった後に、今度は仕事しながら、それでもまだ研修期間が続いていくわけですよ。いわゆるＯＪＴといったものが続いていって、徐々に徐々にひとり立ちをしていくという状況をとっていくわけでございまして、それが当然の流れなんだろうなというように思うわけです。

それでは、本来、学校の現場ではどうなっていくべきなのかというと、まずは１年間は、担任を持つことなく先輩の先生方の授業をいろいろ見ていく。その中で、時には自分が指導してみて、それを先輩の先生方に見ていただいて、徐々に徐々にひとり立ちをしていくような体制といったものが、私は本来、摂津市の小学校、中学校であるべき姿なのかなというふうに思ってお

りますし、これに近づけるべく、どうかご努力をしていただきたいと思うわけでございますが、この点につきましてもお聞かせをいただきたいというように思います。

それと、３年目までの教師が２２％、ここまで多くなっているということになってくると、やはりいろいろな方のお力もおかりしていきながら、学校全体の指導力を上げていかなきゃならんというように思うわけでございます。

これは、今定例会の常任委員会に付託をされた内容とも、若干重なるところがあるわけでございますけれども、例えば摂津市内の小学校、中学校で校長先生などを経験された。非常に指導力に恵まれている。しかし、今はもう退官されておられる。そういった方にもお力をいただきながら、特に経験の浅い先生方を支援していく、フォローしていくというような仕組みが、本市には必要じゃないのかなというように思うわけでございますが、その点のお考えにつきましても、この際お聞かせをいただきたいと思っております。

続きまして、２点目のいじめ対策について、これは要望とさせていただきたいと思うわけでございますけれども、ご答弁をいただきました。部長から答弁いただいた内容といったものは、どんどんと進めていっていただきたいというように思うわけでございます。

ただ、その内容は一体何であったのかというと、子どもたちが小学校の義務教育期間、中学校３年生の終わるまで、非常に子どもたちが過ごしやすい環境をつくっていこうという、こういった視点からの取り組みといったものが大きいのかなというように思います。

これについては、私も全く異論がございませんし、子どもたちが学校で過ごしやすい環境をつくっていただく。ぜひ全力で取り組んでいただきたいと思うわけでございますが、それでは、摂津市で育っていった子どもたちが、今後中学を卒業して、それ以降の人生の中で、本当にずっと恵まれた環境の中で過ごすことができるのか、そうではないだろうというように思うわけでございます。要は、これからさまざまな困難に絶対に直面するわけでございます。中には本当にいじめに近いような状況もあるでしょうし、本当にいろいろな苦難がある。そのときに、それに負けないような心を持っていく。やはりそういった視点からの取り組みといったものを、もっともっと充実をさせていっていただきたいというように思うわけでございます。

アサーショントレーニングというようなお話をしていただきましたけれども、ぜひもっと端的に子どもたちの心を強くしていくんだといったことで、なかなか本当にこれという取り組みが余り出てこないところ、ちょっともどかしいところでありますけれども、しかし、そういった視点からの取り組みをぜひお願いしたいということを、１点申し上げたいと思いますし、このいじめの問題については、私は教育委員会としてしっかりとした目標を立てるべきだというように思っております。

それは、いじめゼロを目指しますというような、本当に管理の世界での目標ではなくて、現実の世界として、実現可能な目標を立てるべきだと思っているんです。それはどういうことかというと、摂津市の小学校、中学校では、いじめによって重大事態を出さない。つまり、みずからされる子の場合ですけれども、命を絶たないといけないような状況であったりとか、あるいは学

校に行けないような状況になってしまう。そのようないじめによってもたらされるような重大事態は絶対に起こしませんというような、実現可能な目標を立てるべきだと思っておりますので、その点につきましても、この際、お願いをしたいというように思っております。

それから、救急搬送のお話でございます。

確かに、家庭の中で１１９番通報しないといけないような状況になった。その当事者からしてみても、また、そのご家族からしてみても、やはりその現場での時間といったら、大変もどかしいわけでございます。現場に救急隊員の方来ていただいたら、すぐに次に収容していただく病院が決まって、そこに向かって出発をしていく。それに向けて、しっかりとご努力をしていただきたい。

また、この救急搬送の時間を短縮していくという視点で考えたときに、実際に短くできる余地があるのは、この時間帯だというように思うわけでございます。

そこで、１点提案をさせていただきたいと思うんですけれども、今は非常に機器が発達をしまして、スマートフォンも非常に普及をしているというように思います。私は今でもガラケーといったものを使っているわけでございますけれども、非常に便利だということは認識をしているつもりでございます。

じゃ、実際に現場に着かれて収容する病院が決まるまでに、どういった流れになっているのかというと、今は救急隊員の方が電話で確認をしながら行っているんじゃないかなというように思うんですけれども、それをスマートフォンのようなタブレット式のものを使って、最終的に電話するかもしれませんけれども、その候補を、まず電話する前に確認できるようなシステムといったものを採用していただくと、病院が決まるまでの時間といったものが短くなるんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてどのようにお考えなのか、２回目お聞かせいただきたいと思います。

それと最後に、水道料金のことにつきまして、お聞かせいただきたいと思います。

基本水量内でおさまっているご家庭が非常に多いなというような印象を受けました。この点につきましては、今後やはり、より節水意識といったものが働いていく。無駄に水を使わないという意識が働くといったことは、非常に大事なことだというように思っておりますので、節水することによってインセンティブが働くようなシステムといったことで、今後、この点につきましては検討していただきたいと思うわけでございますが、もしこの料金体系を維持していくといったときに、一つ今回、お聞かせいただきたいことがございます。

それはですね、先ほど申し上げましたけれども、メーターの口径が１３ミリと２０ミリメートルの場合には、同じ料金設定となっておりますけれども、２５ミリメートルの場合は違う体系になっているんですよね。

私は以前、この本会議の中でも、３世代以上での同居といったものを推奨していただきたいというようなお話をさせていただきまして、公室長からも、また市長からも答弁いただきまして、非常に前向きな答弁をいただいたというように思っております。そのことが、今後どうなっていくのかということにつきましては、本日は申し上げませんけれども、そういったことを念頭に置いていった場合に、今後、水道メータ

ーの口径が、２５ミリメートルが必要になってくることもあるのではないのかな。そのときに、２０ミリと２５ミリメートルで違う料金設定といったのは、若干不都合じゃないのかなと思うわけでございますけれども、この点についてどのようにお考えなのか。実際に、２５ミリメートルのメーターを使っているご家庭がどの程度あるのかということにつきましても、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

２回目、以上です。

○村上英明議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　三島地区独自での教員採用の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

現在、大阪府の公立小中学校教職員の採用は、大阪市、堺市並びに今年度から独自採用を実施しました豊能地区の３市２町を除き、府全体で一括して採用後、各市町村に配当する形をとっております。

独自採用には、メリットと課題が想定されます。先行実施しております豊能地区では、メリットとして、教職員の帰属意識がより高まる点や人事事務をより迅速に行える点が上げられる一方、人事事務量の増加により事務局担当者の増員が必要となる点や、異動対象となる地域が限定されることから、教職員数に過不足が生じた際の調整が困難となる点などが課題として上げられておりますことから、教育委員会といたしましても、今後とも三島地区の各市町と連携を密にして、豊能地区の動向を注視してまいりたいと考えております。

続いて、初任者の校務分掌及び研修内容、今後の教員の年齢構成を含めた学校体制についてお答え申し上げます。

近年、本市の初任者につきましては、中学校では、いわゆる担任外の教員もおりますが、小学校では全員が担任を務めております。これは本市に限らず、府内他市町村においても同様の状況にございますが、本来ならば議員ご指摘のように、初任者の教員としての指導力等を勘案し、時には、１年間は担任外として先輩教員の学級経営や授業等の研修を積んだ上で、学級担任を務める選択肢もあるほうが望ましいと考えます。

しかしながら、現時点では、法律で定められております教員定数の中で、府教育委員会より小中学校ともに講師を多く配当されているため、講師よりも優先して本務者である初任者を学級担任に充てる必要があること。また、各校の担任を持たない教員の数が１名から３名程度と、ごくわずかな数とされており、それらは年度途中の担任変更を避けるため、産休予定など配慮が必要な教員を充てることが多いことなども、初任者を学級担任に充てる理由となっております。

初任者に対する具体的な研修内容としましては、年間９０日程度の法定研修のうち、３０日程度は、府教育センターにおける講義や他校の授業参観等の校外研修に充てられ、残り６０日程度は、初任者指導の役割を担う教員による教科指導や、学級経営に関する講話等の校内研修に充てられております。

現在の教員の年齢構成につきましては、２０代が約３０％、３０代が約３５％、４０代が約１０％、５０代以上が約２５％という状況でございます。しかし、５年後には５０代以上が１０％前後まで減少する一方、３０代の若い教員の増加が見込まれることから、これまで以上にミドルリーダーの育成が必要となります。

したがいまして、教育委員会では、１０年経験者研修や教育課題に応じた研修等の充実を図ることで、経験の浅い教員の指導力の向上を図るとともに、再任用制度のさらなる活用や退職教員を指導員として再雇用するなどして、教員年齢のアンバランスの解消を図り、学校全体としての指導体制を充実してまいります。

○村上英明議長　消防長。

○熊野消防長　スマートフォンなどでの病院検索や、そのような端末機器の導入の予定についてのご質問にお答えいたします。

救急出動の１１９番受信時に傷病者の状況、容体、かかりつけ医など、聞ける範囲で聞き取りをして、救急指令を出しています。

救急現場では、救急隊員が傷病者を観察、応急処置をしながら、どのような診察科目で、専門医の有無の状況、どのような病院が最も妥当か判断し、救急医療機関に連絡を行い、搬送します。

その間、指令を出した通信指令員は、１１９番受信時の内容から診察科目を推察して、通信速度の速く安定したパソコン回線から救急医療システムで、よりリアルタイムな診察科目、専門医などの情報を検索し、複数の病院を準備しています。

救急隊員は、通信指令室に救急無線で問い合わせするだけで、搬送病院を知ることができます。救急隊員みずから病院を検索する必要はなく、救急活動に専念でき、１１９番通報から医療機関の収容まで、安全、確実、迅速に傷病者を搬送するよう努めております。

しかし、情報の電子化が進む医療業界、医療機関において、今後は病院への搬送連絡の通話以外に、病院情報の検索、傷病者のバイタル情報、医師からの直接助言、傷病者の動画情報など、大量の情報の送受信が必要になれば、高機能な情報端末機器の導入も検討しなければならないと考えております。

○村上英明議長　水道部長。

○渡辺水道部長　２回目の答弁の前に、１回目の答弁の中で、私の答弁で言い間違えがございますので、謝罪とともに訂正をお願いしたいと思います。

冒頭、従量料金の説明の折に、受水費や薬品費など水道水をつくるための直接的費用という説明の中の、「水道水」を「水道料金」と言い間違えをしておりましたので、おわびとともに訂正、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、２回目のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

水道メーターの口径につきましては、１３ミリメートルで２栓の蛇口、２０ミリメートルで３栓の蛇口、２５ミリメートルで４栓の蛇口での同時使用を判断基準といたしております。

議員のおっしゃっております３世代同居の２世帯住宅での実績といたしましては、口径２０ミリメートルのメーターが２か所設置されている場合や、口径２０ミリメートルもしくは２５ミリメートルのメーターが１か所設置の場合もございます。これは水道メーターの口径が、水道の水栓の数や水栓の同時使用率などにより決まることから、対象住宅の生活様式や生活実態により口径も変わるものでございます。

また、料金体系につきましては、本市のメーターの設置実績から、口径１３ミリメートル、２０ミリメートルのメーターを一般家庭用とし、２５ミリメートル以上のメーターを営業用、事業用といたしておりますので、異なる料金体系としているもので

ございます。

最近の３世代同居の２世帯住宅で、２５ミリメートルの新規申し込みにつきましては、年間わずかな件数でございまして、総数としても余り多くないものという認識でございます。今の時点では、現料金体系は実態に沿ったものであると考えております。

○村上英明議長　嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員　３回目質問をさせていただきたいと思います。

まず、三島地区独自で教員採用できないかというお話をさせていただきました。確かに、独自で採用していくとなると、事務量もふえていくこと、これは確実でございますし、そこは予算が伴うことなので、何も簡単にはできないことはよくわかるんですが、しかし、それよりも大事なのは、どのような方がこの摂津市の小中学校に来ていただくのかということであると思いますので、ぜひ今回、豊能地区で先進的な取り組みが始まったわけでございますので、今後どのような推移を見るのか、しっかりと見守っていただきたい。これはお願いしておきたいというふうに思っておりますし、仮に豊能地区が本当にいい取り組みになったよねとなったときに、それから始めていくというのでは非常に遅いわけでございまして、お聞きをすると、豊能地区も１０年ほどかけてされてきたというようにお聞きをしております。ぜひ今の段階から教育長、教育長がイニシアチブをとっていただいて、この三島地区で調査研究をしっかりとこの点についても進めていただきたいということを、要望としてお願いをしたいというふうに思います。

それから、救急搬送の点でございますが、これも要望とさせていただきたいと思うんですけれども、確かに１１９番通報されたそのご家庭に行ってから病院が決まるまでの間というのは、ただ単に決めているだけじゃなくて、いろいろと処置もせにゃいかんということで、単純にその時間が長いからといったことについてはもう少し、確かに見方を変えていかなくちゃいけないのかなというようにも思うわけでございます。

吹田市と指令業務の共同運用といったものが始まりまして、若干やり方も違うというようにお聞きをしております。

また、これからスマホが仮に導入がされて、そこでいろいろな医療機関の今現在の状況がわかるようなシステムができたとしても、それは医療機関がその都度その都度情報を変えていかないと、それにはならんわけでございますので、あらゆることをしっかりと想定していただいて、果たして現場に着いてから収容する病院が決まるまでに、どのような流れになるのが一番いいのかということにつきまして、しっかりと今後も調査研究を進めていただいて、今後取り組みに生かしていただきたいというように思っております。

それから最後、水道のことでございますけれども、２５ミリを使っているご家庭は非常に少ないというお話でございますが、これは見方を変えると、２０ミリと２５ミリとで料金が違うから、２０ミリを使っているということもあるのかなというようにも思いますので、しっかりと今後どのようになっていくのか、他市の例を見ていただいて、他市では２５ミリも同様の料金設定しているところもございますので、そういったことの例もしっかりと見ていただいて、今後の推移を検討していただきたいというように思います。

それと、最後にお聞かせいただきたいのが、このたび水道ビジョンといったものが示されました。この総合計画を見ておりますと、３２年の姿ということで管路の耐震化率が二十数％となっている。これは非常に少ないなというように単純に思うわけでございまして、今後、健全な水道運営をしていくという中で、今後どのような点がこのとおりになっていくとお考えなのか、ぜひこの際お聞かせいただきまして、質問を終えたいと思います。

○村上英明議長　答弁を求めます。水道部長。

○渡辺水道部長　水道料金につきましての３回目のご質問にお答えをいたします。

今後、３世代同居、２世帯住宅がふえ、２５ミリメートルのメーターが必要となる事例がふえるようなことになれば、議員ご提案の２５ミリメートルのメーターについても、一般家庭用とする基本水量制の導入については、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

それと今、水道ビジョンのお話しいただいております。水道事業の見通しということで、今年度、摂津市水道ビジョンを公表いたしました。今後の水道事業の事業目標といたしまして、安全、強靭、持続の３本柱を定めさせていただいたところでございます。この３本柱の事業目標を達成するためには、課題が山積しておりまして、経営面では、今後さらなる水需要の減少が見込まれる中、健全かつ安定的な事業運営を目指してまいらなければなりません。また、老朽化施設の更新に必要な財源、これが今後不足することはもう予測できます。今後の施設工事については、現在、一から見直しを行い、適切な施設更新計画を再構築するため、現在取り組んでおるところでございます。

また、これからの水需要の減少を踏まえつつ、中長期的な視野での財源を確保し、できる限り現行の料金体系、これを維持する取り組みも行ってまいりたいと考えております。

同時に、今までは節水の時代でありましたが、今では節水機器の普及などにより、使用水量は減少する時代となっております。また、ミネラルウオーターなど飲料水も購入される時代でもございます。私どもといたしましては、水道水を利用されておられる市民の方々に、水道水が安心安全なもので、なおかつ安いものであることを、機会を捉えて伝え、水道水利用について、今後普及、ＰＲに努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○村上英明議長　嶋野議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

（安藤薫議員　登壇）

○安藤薫議員　それでは、順位に従いまして、３点一般質問を行います。

一つ目に、子ども・子育て支援新制度と公的責任について質問いたします。

この新制度は、待機児童の解消や子育て支援を目的として、従来の幼稚園、保育所に加え、新たな認定こども園制度や地域型保育事業の導入、また保護者の就労状況による保育の必要度の認定など、就学前の子どもの教育や保育のあり方が大きく変わっていくものであります。来年４月の本格実施となれば、既に市として事業計画や条例制定などが具体的になっていなければならないと思いますが、残念ながら、まだその中身については、示されていないのが現状ではないでしょうか。

そこで、まず４点お聞きしたいと思いま

す。

第１に、来年度の本格実施に向けて、市、事業者、市民が行わなければならないこと及び今後のスケジュールについてお聞きします。

第２に、この６月１日現在でも、待機児童が１２５名残っています。この待機児童解消に向けた新制度における事業計画の方向性についてお聞きします。

第３は、今後決められていくであろう施設、事業者の認可や運営基準についてお聞きします。

第４は、新制度の中に位置づけられた、先ほども質問がありましたが、学童保育の充実についてお聞きをいたします。

次に、来年４月導入を予定されている中学校給食についてお聞きいたします。

中学校給食につきましては、この２年間さまざまな論議を行ってまいりましたが、いよいよ来年スタートとなります。先般、デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会の報告書が教育委員会定例会議でも報告され、昨日は摂津市のホームページにも公開をされました。

そこで、初めにその具体的な中身についてお聞きしていきたいと思います。

第１に、食材選定、調理、搬送、保管など給食の安全確保について。

第２に、給食の温度管理や量の調整について。

第３に、アレルギー対応について。

第４に、予約システムや給食費の支払い方法などについて。

第５に、開始時期について。

そして最後に、さらに検討を要すべきものについてお聞きをいたします。

次に、投票所再編を含む選挙事務見直しについてです。

この件につきましては、第１回定例会の代表質問で、我が会派、野口議員からもお聞きをしてまいりました。選挙管理委員会は、市内３か所の投票所を廃止する計画について、この間、パブリックコメント、そして廃止対象地域の有権者に対するアンケートを実施されてきました。アンケートでは、統合案に対して「遠くなり、投票しづらくなる」が３２．５％、投票しやすい環境を整えるための施策は何が必要かという問いに「身近な場所に設置する」が２８．６％と、いずれも複数回答の中でトップ回答でした。

もちろん、投票所の環境改善は必要なことではありますが、高齢化が進む中で、できるだけ自力で行ける場所に投票所があるべきです。環境改善の優先順位を間違えているんじゃないでしょうか。改めて、選挙管理委員会が何を重視して、投票所の廃止を行おうとしているのか、見直しを行おうとしているのか、お答えください。

１回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　子ども・子育て支援新制度と公的責任についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、行政、子育て支援事業者、地域社会、保護者等が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要と考えております。

教育委員会では、現在、子ども・子育て会議のご意見をいただきながら、事業者の認可基準など、子ども・子育て支援法で定められた市町村が制定する関係条例の第３

回定例会への上程、また子ども・子育て支援事業計画を今年度中に策定すべく、サービス量やその確保方策の決定からパブリックコメントの実施という予定で準備を進めているところでございます。また、必要性の認定や施設型給付費といった制度変更に対応するためのシステム構築の作業も進めております。

各事業者には、現在、子ども・子育て支援新制度実施に伴う施設運営についての意向調査を行っております。施設運営にも留意しながら、きめ細やかなサービスに努めていただけるよう働きかけてまいります。

あわせて、保護者の方へは、ライフスタイルや保育ニーズから施設やサービスを選択できるよう、子ども・子育て支援新制度の内容について、パンフレットの作成や市広報紙、ホームページへの掲載等により周知に努めてまいります。

待機児童解消に向けては、ニーズ調査結果、各事業者の新制度における施設運営形態、将来人口も踏まえ、子ども・子育て支援計画の中で需給体制を整え、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学童保育の拡充につきましては、さきの答弁でも述べましたように、平成２６年度中には、延長保育等のサービス向上を進めるに当たり民間委託も視野に入れ、どのような運営方法が効率的・効果的であるかの分析・検討を行い、平成２７年度の早い段階で方向性を決定し、関係者との協議も重ね、平成２８年度に向け取り組んでまいります。

○村上英明議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

昨年度、市の方針といたしまして、デリバリー方式選択制の中学校給食導入を踏まえ、その運用面等について検討を行っていただくために、議員のほうからもお話ございましたように、デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会を設置させていただきました。学校管理職、栄養教諭、家庭科教諭、保護者の代表の方々、さまざまな立場の方々に参画していただき、９項目に係るご意見を教育委員会に頂戴したところでございます。

それでは、ご質問の具体的項目についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、１点目の食材の搬送等についてでございますが、安全安心を最大限に考慮すべきというご意見をたくさんいただきました。具体的には、搬送時には保温コンテナを使用し、さらには保冷材や蓄熱材なども、あわせて使用するべきではないかといったご意見。提供につきましては、適切な温度管理を行うこと。そのため、主食、御飯とお汁物等については温蔵庫、副食、おかずについては冷蔵庫、牛乳については冷蔵保冷庫を使用し保管するようにとのご意見でまとめをしていただきました。

次に、提供方法と量についてでございますが、繰り返しになるところがございますが、副食の提供につきましては、検討委員会では、安全安心の給食を提供するために適切な温度管理をしていただくということで、衛生管理の重要性を考え、冷蔵庫で保管すべきというようなご意見でまとめていただきました。ただ、それを補完する形で、汁物については温かい物は温かく、デザートなど冷たい物は冷たく実施していくようにとのご意見をいただいたところでございます。

量につきましては、中学生という個人差のある世代であることも考えながら、御飯

の調整が必要であるのではないかというご意見のほかに、食べ残し、残飯ということになるかと思いますけども、その意識を重要視してもらい、不足分につきましてはご家庭から補っていただくという方法がよいというご意見でまとめていただきました。

そのため、１２歳から１４歳の摂取基準２２０グラムを目安に、主食についてはご提供するようにということで、ご意見をまとめていただいたところでございます。

アレルギーにつきましても、さまざまなご意見をいただきました。府内のデリバリー方式で、アレルギー除去というような対応を行っているところがないというようなご意見、選択制である以上、アレルギー除去対応は必要ではないといった意見もございましたが、検討委員会の結論といたしましては、安全安心を第一に中学校給食を実施していくためには、アレルギー食材の表示並びに飲用牛乳、牛乳の除去ということは少なくともすべきじゃないかということで、ご意見をまとめていただいたところでございます。

次に、予約システム等々についてでございますが、予約システムにつきましては、利用者の方、また保護者の方の利便性を高めるために、先行他市でいろんな導入方法を行っているところでございます。予約方法、予約単位、予約期限等々、いろんな内容でご検討いただいたところでございます。マークシートを利用した予約方法が一般的ではございますが、スマートフォン、パソコン等々も利用して、そういう方法で実施していくようにというご意見をいただいたところでございます。

次に、予約単位でございますが、１日単位と１か月単位というような並びでご議論をいただき、検討委員会からは１日単位が望ましいというご意見をいただいたところでございます。

最後の予約期限でございますが、これもさまざまご検討いただきました。予約期限につきましては、特に物資選定基準との連携が出てくるということでございます。検討委員会のまとめといたしましては、一部の食品食材のメーカー指定並びに規格の指定というような方法であれば、１週間前から１０日前が予約期限の目安になるのではないかというご意見でまとめていただいたところでございます。

給食の開始につきましては、平成２７年度実施ということで教育委員会事務局からご説明をさせていただきましたが、検討委員会のまとめでは、予約及び周知期間を少し設ける必要があるのではないかということで、２７年６月実施が望ましいのではないかというようなご意見をいただいたところでございます。

教育委員会事務局といたしましては、検討委員会からいただいた報告をもとに、「摂津市中学校給食の導入に係る基本的な考え方（素案）」を作成し、６月１８日の教育委員会議にご提示いたしたところでございます。その場におきましても、教育委員の皆様からさまざまなご意見をいただいており、今後、教育委員会議で最終のまとめをしていただく予定でございます。

最後になりますが、今後検討すべきというご質問でございますけども、検討委員会のまとめの中に、最終ご意見・提言のまとめという欄がございます。そこを少しご紹介させていただきたいと思います。

本検討委員会では、昨年８月より、摂津市デリバリー方式選択制中学校給食の運用面等について、さまざまな視点から検討を重ね、上記のような協議、検討結果を導き

ましたと。搬入、保管、提供方法など一定の結論が導かれたものもありますが、提供量の調整、アレルギーの対応など、給食を実施していく中で改めて検討・協議が必要であるという、そういう見解も出てくるであろうというようなまとめをしていただいたところでございます。今後検討が必要なものは、先ほどご紹介いたしました検討委員会からのそのまとめの中にもご紹介いたしているところでございます。

○村上英明議長　選挙管理委員会事務局長。

（井口選挙管理委員会事務局長　登壇）

○井口選挙管理委員会事務局長　投票所再編を含む選挙事務の見直しについてのご質問にお答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、これまでから投票所の環境改善を初め、投票率の維持向上や事務の効率化等につきまして、高齢者の視点など、さまざまな角度から検討と協議を重ねてまいりました。

投票所の統合につきましては、投票所の面積、代替施設の有無、投票所までの最遠距離、駐車スペースの有無、統合後の有権者数などを指標としておりますが、今回の３か所の投票所統合は、パブリックコメントやアンケート調査の結果なども踏まえまして、去る４月９日の選挙管理委員会定例会において採択されたところでございます。

具体的には、市立第３７集会所を鳥飼小学校体育館へ、市立第４集会所を第二中学校体育館へ、あいあいホール別府を味生体育館へそれぞれ統合し、来春の統一地方選挙より実施する予定でございます。

なお、さきの採択の際には、当該有権者の投票機会の確保に全力を注ぐとの附帯決議がつきましたことから、臨時期日前投票所の開設に向けまして、現在、設置場所や期間などの検討を行っているところでございます。

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　子ども・子育て支援新制度についてです。

いろいろなことを短い時間で決めていきながら、市民にも周知をしていかなければいけないという点では、非常にタイトなスケジュールの中で、しかも、摂津市の保育や就学前教育の大きな変遷について周知も徹底も図っていかなければいけない、公的責任を果たさなければいけないということで、時間に追われているということでありますが、内閣府が発行されている国民向けの「子ども・子育て支援新制度なるほどＢＯＯＫ」というものがホームページにも公開されています。この制度の取り組みについて、そのブックでは、国や都道府県は、制度面、財政面などで支えるけれども、中心は市町村だと、実際に具体的な支援は市町村にお問い合わせくださいと記されているわけです。一見、無責任なように感じますけども、ある意味では国基準の不十分さを補って、摂津市の現状に合った独自の子育て支援施策を展開していくということは可能であります。

そこで、さらに２点お聞きします。

第１は、新たな保育事業である地域型保育は、市が条例で基準などを定めることになっています。国の参酌基準では、保育士の資格のある方の配置の基準が大幅に緩和されていますが、子どもの安全、命にかかわる問題として、市独自として基準を設定する必要があると思いますが、その点のお考えをお聞かせください。

第２は、公定価格なども先日発表されたようですが、保育料など保護者負担はどう

なっていくのでしょうか。少なくとも、保護者負担は現状よりもふやさず、幼稚園の保育料も含めて応能負担の原則が必要かと思いますが、その点のお考えをお聞かせください。

次に、中学校給食の取り組みについてであります。

今、報告のご説明をいただきました。検討委員会は、そもそもデリバリー方式選択制というのが前提の会議でありますから、あるべき学校給食を目指すという点では、いろいろな限界があったと思います。安全性を強調すれば、利便性が損なわれる。利便性を優先すれば、安全性が損なわれるということで、私も傍聴していきながら、いろいろな矛盾にぶち当たったところを拝見いたしました。

その中で、安全安心は、一番の優先課題だとしていることについては評価できるものであります。しかし、この間の中学校給食をめぐる問題で、市民の皆さんが自校調理全員給食を求めておられた。そうした求めには応じられないけれども、デリバリー選択制というものを、より皆さんの要望に応えられるようにしていこうということで、さまざまな意見がつけられてきたかと思います。デリバリー方式選択制を決定した教育委員会の定例会議でも、教育委員さんたちから前向きな提案や意見も出されてきたと思います。

そこで、４点質問いたします。

１、先行市、例えば大阪市で起きている幾つかの問題、給食が冷たい、量の調整ができない、アレルギー対応ができない、経済的な問題で注文ができないというような問題については、この間、議会でも、市民向けの説明会でも指摘されてきた問題です。ところが、今回の報告では、それらの課題はそのまま問題として残されたままであります。この点の議論はどのようにされてきたのか、これまでの議論をどのように生かしていこうとされていたのか、お聞かせください。

また、平成２４年３月２７日、大阪府に提出した中学校給食導入実施計画書によりますと、既に冷たい給食の課題が認識されていたんですね。市民が望んでいた自校調理全員給食との比較でも、デリバリー方式の冷たい給食という欠点を補う方法として、スチームコンベクションオーブンを、コスト計算にも入れて導入を示唆していたわけです。このスチームコンベクションオーブンで温め直して、温かい物を提供する。既に大阪府内でも大東市が大東方式という形で実施されていると思いますが、そういった検討はされたのか。スチームコンベクションオーブンは、知らないうちに消えてしまっていますが、その点はどうなんでしょうか。お聞かせください。

第２に、摂津市の中学校給食導入の第１の目的、食べられていない子どもについて、バランスのよい食事を提供すること。その結果として、喫食率３０％という数値目標を掲げられました。その目的を効果的に達成するために現状の分析、把握、そしてその対応策について、どのように議論されているのか。

三つ目、６月スタートということでありました。周知と準備の期間ということで、一定理解するわけですけども、学校現場や教育委員会事務局の準備は、それでも時間がないのではないでしょうか。学校現場への説明と協議はどのように行われているのか。人の配置を含む支援は、必ず必要だと思います。教育委員会事務局でも、業者さんとの交渉やチェック、指導などについて

は、栄養教諭さん、栄養職員さんの配置などが必要になってきますが、体制強化の準備はどうなっているでしょう。

そして、四つ目については、実施、来年の６月ということでありますが、１年弱であります。検討委員会の報告を受けて、教育委員会として、さらに検討、見直しが求められることはたくさんあると思いますけども、今後の進め方についてお聞かせください。

次に、投票所の問題であります。

選挙は、有権者の政治に参加する最も身近で有効な機会だと思うんですね。パブリックコメントやアンケートの結果に照らして、採択をされたということでありますが、障害を持っておられる方や介護を必要とされている方、高齢者の方々の視点からきちんとした議論や分析が行われていたのか。

例えば、摂津市の保健福祉課で管理されている災害時要援護者は、統合地域である鳥飼西小学校区で１，３９６人、鳥飼小学校区では１，０１５人、別府小学校区では１，６３０人いらっしゃると聞きました。こういった方々に、身近で行ける投票所をなくしてしまっていいのか。今後の方針と、そうした弱者の視点での議論についてお聞かせください。

２回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　子ども・子育て支援新制度についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の地域型保育事業は、ゼロ歳から２歳の乳幼児を対象に保育し、待機児童の解消を図ることを目的に実施されるものでございます。そのため、事業実施に当たりましては、卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が求められております。

地域型保育事業の運営につきましては、市町村が国の省令で従うべき基準または参酌すべき基準として定められた職員配置人数や資格、施設設備等について条例で定め、認可することになっております。また、保育士に加え、国が示すガイドラインによる全国共通の研修を受講し、保育士をサポートする（仮称）子育て支援員も、地域型保育事業に携わることになります。

そのようなことから、地域型保育事業の認可につきましては、保育の量だけでなく、保育の質が確保されるよう、本市の地域性や関係条例等も踏まえた中で、子ども・子育て会議で検討してまいりたいと考えております。

保護者の利用負担額につきましては、国の定める水準をもとに、市町村が階層区分、負担額を設定することになっており、現行の利用者負担の水準を踏まえ、子ども・子育て会議、保育料審議会のご意見を踏まえて定めてまいります。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　中学校給食の２回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、デリバリー方式選択制中学校給食検討委員会でのご議論でございますが、昨年度５回にわたり議論をしていただいたところでございます。議論のスタートに当たりまして、報告書のほうにも記載をいたしております。これまでの経過と導入にかかわってのスケジュール等々をご説明させていただいたところでございます。

議員のほうからお話がございましたように、各方面からの要望書、またデリバリー給食の選択制をお決めになられた検討委員会の報告書等々も、この検討委員会の皆様

にご提示し、事前にそういうことをご提示しながら検討に入っていただいたところでございます。そのような内容を全て承知していただいた上で、今回の決定がなされたものということで、私としては認識をいたしているところでございます。

今、大阪市において、いろいろ各種報道がございます。汁物について、この４月からですかね、来年の４月か、汁物について導入していこうというようなことも大阪市は考えておられると、また実施が始まっているということも聞いております。そのため、検討委員会の結論といたしましては、汁物について、温かい物は温かく、その容器を活用して、冷たいデザート等に活用する場合は、冷たくというような結論になったということでございます。

その大前提と申しますと、やはり議員のほうからも今お話がございました安全な給食を提供するためということで、学校給食衛生管理の基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等々に記載されております食品を１０度以下または６５度以上、この管理がまず第一、基本原則ではないかという結論を出していただいたところでございます。

スチームオーブンというようなお話もご質問にございましたが、再度温め直すということは、その基準からいうと、少しいかがなものかというようなご意見もございまして、そういう結果になったということであると認識をいたしております。

それと、喫食率でございますけども、喫食率につきましては、検討委員会でも少しご検討していただきました。やはり過去のアンケートでございますけども、お弁当が二十何％という数字もご説明をし、やはり利便性も追求しないと喫食率も上がらないんではないかというようなご議論の中で、１週間から１０日前を締め切りにし、１日単位で給食を実施していくようにというご意見をいただいたところでございます。

アレルギー等々、また御飯の量、並びに議員のほうからございました食材の温度管理ですか、そのあたりもやはり検討していただきましたけども、まずは導入に当たっては、やはり安全を基準にしていただきたいと。その中で、先ほど今後の課題といいますか、の中でご説明いたしましたように、検討委員会からも実施をしながら修正すべきは修正していくように、また学校現場ともよく調整をしながら、中学校給食を進めていくようにというふうなご意見をいただいたところでございます。

今後の教育委員会議でございますけども、定例の教育委員会議は毎月第３水曜日ということになっております。先般、６月に素案というものをご提示させていただいて、ご議論がスタートしたところでございます。事務局といたしましては、教育委員会議で最終まとめをしていただき、市としての最終的な方針を決定していきたいと、こういうふうに考えております。

○村上英明議長　選挙管理委員会事務局長。

○井口選挙管理委員会事務局長　今後の方向性についてのご質問にお答えをいたします。

先ほどご答弁いたしました３か所の投票所は、いずれも投票所としては狭隘で、出入り口で頭をぶつける、バリアフリー用の仮設スロープでつまずく、照明が暗いといった安全面を危惧する声が、投票に来られた方々や投票管理者などからも寄せられております。

このほかにも、市内には狭隘な投票所が５か所ございます。衆参同日選挙を想定した場合の対策といたしまして、隣接保育所

への統合だけでなく、投票区域の見直しも視野に入れた取り組みが必要であると考えております。

また、投票事務の効率化といたしまして、投票所における受け付け時間の短縮を図るなど、正確で迅速な事務処理に努める必要もございます。加えまして、高齢者や足のご不自由な方々の視点からも、過度の負担とならないような配慮も十分行う必要性も感じております。

このような点を踏まえまして、選挙管理委員会では、より多くの有権者の皆様に投票所へお越しいただき、安心して投票していただけますよう、引き続き狭隘な投票所の改善、解消を計画的に進めますとともに、来春の統一地方選挙に照準を合わせまして、新たに電子名簿対照システムを導入する予定でございます。

さらに、今回の統合によりまして、投票所が変更となります地域の皆様に対しましては、広報紙のほか、自治会回覧や個別啓発チラシなどを通じまして、周知と啓発には万全を期してまいりたいと存じます。

○村上英明議長　安藤議員。

○安藤薫議員　子ども・子育て支援新制度についてでありますが、市独自の基準を立てていくという点で、小規模保育事業のことを少し取り上げました。小規模保育事業は、１９名以下の保育をする施設として新たな認定を受けるわけですけども、Ｂ型でいえば、保育士の資格が半分でよろしい。Ｃ型でいえば、保育士の資格がなくてもよろしい。５名以下の施設であれば家庭的保育事業と言われますが、保育士の資格が要らない。また、夜間などを想定している居宅訪問型においても、研修さえ受けていれば大丈夫だというような国基準であります。

先般、民間の無認可の保育サービスで、痛ましい死亡事故がありました。こんな認可外の保育施設の事故が多発しているわけで、子どもたちの命を守るという点では、市としてしっかりとした基準を設ける必要があるということを申し上げておきたいと、要望しておきたいと思います。

中学校給食でありますが、温度管理というのは、これは２年前からわかり切っていることであります。わかり切っていることの中で自校調理、温かい給食を目指して頑張るんだという説明をされてきたのが教育委員会です。

当時の教育長は、温かい物を提供するためにどういった機械的な措置ができるかについても、再度詰めて進めていきたいとおっしゃっています。また、アレルギー対策についても、しっかり取り組んでいきますと。これは教育委員会定例会議の中で、デリバリー方式を決定したときの会議、前の検討会議で保護者代表の２人の方が異論の意見を上げているということに対して、当時の教育長が、大丈夫ですということを教育委員の皆さんに説明をされているわけですね。ですから、中学校給食実施の責任は教育委員会にあるわけですから、そのときの議論をしっかりと踏襲して、検討委員会の報告は報告として、しかし、教育委員会が持っている問題意識を、一歩でも二歩でも前に進めていくというような議論はこれから必要だと思いますし、市民は見ています。保護者の方々も見ていると思います。その点について、もう一度その点のお考えをお聞かせください。

投票所につきましては、方向性は、今またお話ありましたけども、弱者の視点、高齢者の視点での分析というのは、私は非常に不十分だと思います。期日前投票所の設

置であるとか周知徹底ということでありますけども、今後の投票所の統廃合にもかかわる問題として、やはり丁寧に弱者の視点での分析をして、区分の見直しであるとか、または統廃合の再検討ということを、強く私は要請したいと思います。

１点だけ。

○村上英明議長　答弁を求めます。教育長。

○箸尾谷教育長　今の学校給食についてのご質問にお答えしたいと思いますけれども、今、議員のほうからおっしゃっていただきましたように、検討委員会で検討はいただきましたが、最終的な決定は教育委員会のほうできちんとしていきたいというふうに思っております。

先日の教育委員会議におきましても、検討委員会の提案につきまして、素案という形で事務局でまとめて出させていただきました。それに対して、教育委員さんのほうからさまざまなご意見をいただきましたので、もう一度その意見も踏まえまして、案をもう一度つくり直しまして、教育委員会にかけたいというふうに思っております。

事前に、基本的な方向性が定まりました時点で、議会のほうにも一定説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○村上英明議長　安藤議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後４時３１分　延会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　村　上　英　明

摂津市議会議員　　東　　久美子

摂津市議会議員　　市　来　賢太郎

# 摂 津 市 議 会 継 続 会 会 議 録

平成２６年６月２６日

（第３日）

# 平成２６年第２回摂津市議会定例会継続会会議録

平成２６年６月２６日（木曜日）
午前　９時５９分　開議
摂　津　市　議　会　議　場

---

１　出席議員　（２１名）

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 森西　正 | ２番 | 木村勝彦 |
| ３番 | 上村高義 | ４番 | 福住礼子 |
| ５番 | 藤浦雅彦 | ６番 | 村上英明 |
| ７番 | 三好義治 | ８番 | 東　久美子 |
| ９番 | 市来賢太郎 | １０番 | 中川嘉彦 |
| １１番 | 増永和起 | １２番 | 弘　豊 |
| １３番 | 山崎雅数 | １４番 | 水谷　毅 |
| １５番 | 南野直司 | １６番 | 渡辺慎吾 |
| １７番 | 嶋野浩一朗 | １８番 | 大澤千恵子 |
| １９番 | 野原　修 | ２０番 | 安藤　薫 |
| ２１番 | 野口　博 | | |

１　欠席議員　（０名）

---

１　地方自治法第１２１条による出席者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 森山一正 | 副市長 | 小野吉孝 |
| 教育長 | 箸尾谷知也 | 市長公室長 | 乾　富治 |
| 総務部長 | 有山　泉 | 生活環境部長 | 杉本正彦 |
| 生活環境部理事 | 北野人士 | 保健福祉部長 | 堤　守 |
| 都市整備部長 | 吉田和生 | 土木下水道部長 | 山口　繁 |
| 教育委員会教育総務部長 | 山本和憲 | 教育委員会次世代育成部長 | 登阪　弘 |
| 教育委員会生涯学習部長 | 宮部善隆 | 監査委員・選挙管理委員会・公平委員会・固定資産評価審査委員会事務局長 | 井口久和 |
| 水道部長 | 渡辺勝彦 | 消防長 | 熊野　誠 |

---

１　出席した議会事務局職員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事務局長 | 藤井智哉 | 事務局次長 | 川本勝也 |

１ 議　事　日　程

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1, | | | 一般質問<br>福　住　礼　子　議員<br>上　村　高　義　議員<br>森　西　　正　議員<br>弘　　豊　議員<br>中　川　嘉　彦　議員<br>木　村　勝　彦　議員<br>藤　浦　雅　彦　議員 |
| 2, | 議　　案 | 第　４０号 | 平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号） |
| | 議　　案 | 第　４１号 | 平成２６年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| | 議　　案 | 第　４５号 | 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議　　案 | 第　４６号 | 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 3, | 報　　告 | 第　　６号 | 和解に関する専決処分報告の件 |
| 4, | 議会議案 | 第　　７号 | 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書の件 |
| | 議会議案 | 第　　９号 | 中小企業の事業環境の改善を求める意見書の件 |
| | 議会議案 | 第　１０号 | 「手話言語法」制定を求める意見書の件 |
| | 議会議案 | 第　　８号 | 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の件 |

---

１ 本日の会議に付した事件
　日程１から日程４まで

（午前９時５９分　開議）

○村上英明議長　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、中川議員及び増永議員を指名いたします。

日程１、一般質問を行います。

まず最初に、理事者から、昨日の安藤議員の一般質問に対する答弁の中で、一部訂正をしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。選挙管理委員会事務局長。

○井口選挙管理委員会事務局長　おはようございます。

昨日、安藤議員さんの投票所関連のご質問に対します２回目の答弁の中で、「隣接投票所への統合」と申し上げるべきところを誤って「隣接保育所への統合」と答弁いたしましたので、訂正をお願い申し上げます。申しわけございませんでした。

○村上英明議長　ただいまの発言の訂正を許可いたします。

それでは、順次質問を許可します。

最初に、福住議員。

（福住礼子議員　登壇）

○福住礼子議員　おはようございます。順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、市民課窓口業務の休日開庁実施について、昨年の第３回定例会で、市民の利便性を図る日曜開庁の実施について質問をいたしました。

市民課におきまして、日曜開庁を実施していただき、まずはその労をねぎらいたいと思います。ありがとうございました。

さて、市民課において、繁忙期を選んで日曜開庁を初めて実施され、どのような結果だったのか、実績や来庁された方の反応など、具体的に教えていただきたいと思います。

次に、「赤ちゃんの駅」の市内拡大についてですが、大阪府の子育て支援交付金特別枠を活用した事業の一つとして、子育てをしやすい環境が重要であると考えて取り組まれたかと思います。

現在の赤ちゃんの駅の設置状況と事業の目的がどのように果たされているのか、お聞かせください。

次に、犬猫殺処分ゼロを目指した啓発運動の推進について、昨年、藤浦議員が公園の野良犬、野良猫対策について質問をされました。猫対策としては似ている点がありますが、所有者不明の犬猫が多数殺処分されていることから、公明党は殺処分ゼロを目指して、人と動物が幸せに共生できる社会の実現に向けた取り組みが必要であると考え、環境省に犬猫殺処分ゼロ実現に向けての提言書を提出いたしました。

動物愛護管理法の中には、飼い主等の責任として動物の健康と安全を確保し、人に害を加えたり迷惑を及ぼさないように努め、みだりに繁殖することを防止する、感染症の予防に注意を払うとあります。

犬は狂犬病を注射して登録する義務がありますが、狂犬病にはかからないから、家から出さないからと登録していない犬がいます。また、飼育できない集合住宅で犬猫を飼い、近隣の人も見て見ぬふりをしなければならない状況もあります。

猫は健康ならいつでもワクチン接種ができますが、伝染病にかかりやすく、たとえ屋内で飼育していても、人間の衣服や靴から菌が入ることもあるため、生後８週から１４週目に初回ワクチンの接種を行い、妊娠する確率が高いため、生後６週を過ぎると早期不妊手術が望ましいとされています。

飼育する方は、動物の習性を知り、かわいがり、正しく飼っていただきたいですが、身勝手な飼い方をされる方も後を絶ちません。

本市において、平成２５年度の犬猫に関する苦情実態はどのような内容でしょうか。また、犬猫殺処分数がわかればお答えください。

以上で１回目の質問を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

（杉本生活環境部長　登壇）

○杉本生活環境部長　市民課窓口の日曜開庁についてお答えをいたします。

本年３月２３日、３０日、４月６日の３日間実施いたしました市民課窓口の日曜開庁につきましてでございますが、３日間の申請等の件数は、転出入が４２件、各種証明書の交付が１０３件、印鑑登録が４０件、その他戸籍届け出等が若干数となっております。

これは、当初の想定に近い結果であったと考えております。

また、転入手続に来庁された世帯の内訳としては、平日に来庁しにくい単身世帯や夫婦２人世帯が中心で、子育て世帯は６件、高齢者世帯は１件となっております。

来庁された方には、引っ越しと同時に、同日に届け出ができたと、印鑑登録になかなか行けなかったので助かった等、おおむね好意的な意見をいただき、実施によって一定の成果があったものと考えております。

○村上英明議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　赤ちゃんの駅についてのご質問にお答えいたします。

この事業は、外出されたお子様連れの方々が町の中でおむつ交換や授乳をする適当な場所がなく、困ることがないようにとの趣旨で、平成２３年度から開始したものでございます。

初年度には、市役所、公民館、市民サービスコーナー、公立保育所、幼稚園などの公共施設におむつ交換台やベビーキープ、ベビーベッドなどを整備し、２０か所を指定いたしました。その後、民間の保育所、幼稚園等にも働きかけ、さらに２０か所をふやし、計４０か所での実施となっております。

赤ちゃんの駅と指定している施設では、市民の皆様にわかりやすいようにのぼりやプレートを設置しており、せっつみんなで子育てガイドやホームページなどにより周知を行っているところでございます。

市役所では、手続等で窓口に来られた市民の方々にご利用いただいているほか、外部施設においてもおむつ交換や授乳をされる保護者の方々にご利用をいただいているところでございます。

今後とも、さまざまな方法で周知を図り、数多くの方が気楽にご利用いただけるよう努めてまいります。

○村上英明議長　保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　平成２５年度の犬猫に関する苦情実態と殺処分件数につきましてのご質問にお答え申し上げます。

犬猫に関して市民から寄せられます苦情相談といたしましては、ふんの放置、ふん尿に関する悪臭、鳴き声が大きく迷惑、放し飼いのため危険といった内容が多く、また野良犬や野良猫の場合は、捕獲に関すること、餌づけしている方への苦情といった内容も加わり、いずれも生活環境、衛生にかかわる内容が多くを占めております。

また、犬猫の処分件数につきましては、平成２４年度では、大阪府内で犬が８３９頭、猫が５，９９２頭、合計６，８３１頭、平成２５年度では、速報値ではございますが、犬が４１３頭、猫が４，７７５頭、合計５，１８８頭となっております。平成２１年度の犬猫の殺処分件数が１万１３６頭でございましたので、５年間でほぼ半減している状況でございます。

○村上英明議長　福住議員。

○福住礼子議員　ありがとうございます。

それでは、２回目の質問をさせていただきます。

休日開庁については、開庁するとなると、駐車場入り口に警備の方が立たれますし、市役所に入りますと、ふだん見なれている市民課のエリアが大変広く感じられ、市民への事前の広報はありましたが、開庁された３日間のうちには雨の日もあり、来庁者数が大変気になりました。

ご答弁にありましたように、業務担当者の方々にも実施した手応えがあり、よかったのではないかと推察いたします。

市民課として、サービス向上に当たり、今後の計画については引き続き検討されるのか、お聞かせください。

次に、赤ちゃんの駅整備事業として、公共施設と民間を含む保育所、保育園、幼稚園など４０か所に設置されているとのことですが、施設内の場所に固定された形かと思います。子ども連れで参加できるイベントが多く開催され、必要なときに屋外でも設置できる移動式のものはないでしょうか。

また、せっつみんなで子育てガイドには、商業施設の設置を募集していくとありましたが、今後はこの事業をどのように展開されるのか、お聞かせください。

次に、全国の犬猫殺処分数は、平成２４年度が犬３万８，０００頭、猫１２万３，０００頭、合計１６万１，０００頭でした。平成１６年度が３９万５，０００頭だったことから比べれば減少しています。

摂津市の犬猫相談窓口である大阪府動物指導箕面分室に行ってまいりました。昨年１年間で、摂津市から持ち込まれ処分されたのは、犬はゼロ、所有者不明赤ちゃん猫２３頭、負傷猫６頭で、そのうち赤ちゃん猫は４頭です。箕面分室には数頭の犬が一時保護されており、摂津市内で捕獲され、警察によって持ち込まれた犬２頭もおりました。

譲渡可能な犬はホームページに写真が紹介され、所有者が見つかるといったケースもあります。先ほど大阪府の殺処分数をお聞きしましたが、そのうち約８割が子猫という状況です。

猫は１回の出産で４匹から６匹子猫を産み、１年間に３回出産をし、生まれてきた子猫は生後６か月ぐらいから孫猫を産み、１年間で１匹の母猫から最大５０匹以上になる計算です。公園やその周辺に住みついた猫は、もともと飼い猫であったのに捨てられた猫かその子孫です。猫たちは生きていくためにごみをあさるなどの行為をし、あるいは人に食べ物をねだることになります。そして、ふん尿や発情期の鳴き声など、結果を顧みない餌やり行為が環境を損ね、繁殖によるトラブルが拡大されます。

殺処分数を減らすためだけでなく、苦情相談に対応していくためにも、猫の不妊去勢手術が必要だと思います。昨年、市の野良猫対策についてのご答弁では、野良猫の数を減少させる目的とはしていないため、野良猫対策の抜本的な解決には結びつかない点は認識している。不妊手術補助事業の

活用の意義について、研究を行ってまいりたいとのことでございました。

現在はどのような啓発に取り組んでおられるのか、お聞かせください。

以上で２回目の質問を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　今回の日曜開庁については、利用者から一定の評価をいただけたものと考えておりますが、開庁について何で知ったかをお聞きしたところ、多くが事前の電話での問い合わせによるとのお答えでございまして、事前の周知をより充実すべきであったと考えております。

サービス向上に向けての今後の計画はとのことでございますが、休日の開庁については、窓口業務全般についての全庁的な議論を踏まえて進めていく必要があると考えますが、市民課については、混雑する３月、４月期の対策として有効であり、引き続き実施方法について検討してまいります。

また、以前にも議員からも窓口ではもっと笑顔があったほうがといったご提案をいただいておりますが、制度的な検討と同時に、サービスの基本である接遇の向上にも留意して業務の改善に努めてまいります。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　移動式の赤ちゃんの駅に関するご質問にお答えをいたします。

イベント時などに活用できる屋外用のものといたしましては、平成２３年度から導入をいたしております。四方を囲むような形で、赤ちゃんの駅とプリントした小型のテント内におむつの交換のできる簡易なベッドや折り畳式の椅子などをご用意し、こどもフェスティバルや市民マラソンなどのイベントの際に活用をしているところでございます。

ご質問にございましたように、まだまだ周知されていない部分があると認識もしており、今後はさらに多くのイベントで活用していただくよう、関係者への周知を行ってまいり、子育て中の保護者の方々が安心してイベントにも参加できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

先ほどもご答弁申し上げましたが、赤ちゃんの駅は、おむつ交換が必要になったり授乳場所が見つからなかったりという子育て中の方々の外出時の悩みに対しての支援策でございます。

今後は、民間事業者にもご協力をいただけるよう、さらに子育て支援が進むことを考えていきたいというふうに考えております。

その議論につきましては、子ども・子育て会議などの場を活用し、今後の方向性をご議論していただく予定にしております。

○村上英明議長　保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　野良猫対策の推進につきまして、市はどのような啓発をしているのかということについてのご質問にお答え申し上げます。

現在、大阪府では、国の基本方針に沿って、大阪府動物愛護管理推進計画を実施しております。主な内容といたしましては、犬猫の引き取り数の削減や返還・譲渡率の向上、殺処分をなくすことを目指し、犬猫の譲渡を積極的に行うための拠点施設としまして、平成２８年度に（仮称）動物愛護管理センターの開設に向け、整備を行っております。

また、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例を一部改正し、平成２６年７月１日から、犬猫など１０頭以上の多頭数飼養者に対して届け出義務を課することとなって

おり、動物愛護の推進を一層図るよう取り組みがなされております。

本市におきましては、猫の苦情に対して市職員による現地巡回調査の実施や猫が嫌がる超音波発生装置の貸し出し、市広報紙や市ホームページでの注意喚起、啓発看板の設置など、飼い主に対するモラル向上に重点を置いた啓発活動を行っております。

今後、飼い主に対して猫の正しい飼養を理解していただくために、猫の生態や習性、不妊去勢手術の活用などを市広報紙や市のホームページなどに掲載し、大阪府と連携しながら適正な飼養の啓発に努めていきたいと考えております。

○村上英明議長　福住議員。

○福住礼子議員　ありがとうございました。

３回目の質問をさせていただきます。全て要望でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

休日開庁については、引っ越しと同じ日に手続ができてよかったと市民の声にあるように、土日を使って引っ越しをされる方は多いと思います。ことしは４月１日から消費税が上がるため、転入転出の時期が例年とは違ったかもしれませんが、繁忙期での休日開庁は市民課としての効果があり、今後の休日開庁を検討していく上で参考になったのではないでしょうか。

転入転出に必要な国民年金、国民健康保険、介護保険なども手続ができれば、市民サービスのさらなる向上になります。各課の仕事の流れや人員数も違い、休日開庁するためには、業務改善や人材育成などの課題が出てまいりますが、市民課が先陣を切って日曜開庁を実施された結果を踏まえて、まずは庁内全体で検討をお願いいたします。

また、パスポート申請ができるようになり、申請は代理人でもできますが、パスポート受理は本人しか受け取れません。今回取り扱わなかった業務についても検討していただき、異動の多い春からゴールデンウイーク期間、さらには月１回休日開庁の実施をしていただくよう、要望いたします。

次に、移動式の赤ちゃんの駅は、こどもフェスティバルや市民マラソンなどに活用されているようですが、導入して３年になりますが、余り知られていないように思います。

以前、文教委員会において担当課長が、赤ちゃん連れ、幼児をお連れになる野外イベントに活用するほか、地区市民体育祭、校区の子どもさん中心とした行事などには貸出台帳を整備してお貸しできればと考えていると答弁されております。

市で開催されるイベントはたくさんあり、人が集まる場所にはトイレの設置が不可欠なように、乳幼児にもおむつ交換が気兼ねなくできる場所が必要です。また、屋外では授乳しにくいから家族でイベントに参加できないというのでは残念です。移動式テントの管理は、現在、子育て支援課がされていますが、イベントに関係する各課への貸し出し、学校や団体への貸し出しなどを検討して、運用方法をもっと広げていただくよう要望いたします。

妊婦さんや子育て世代に優しい社会づくりを目指して、いろいろな取り組みがあります。平成２２年から導入されたマタニティマークは、妊娠初期の方に対して、周囲が気づける、配慮がしやすいとして、キーホルダーやストラップなど、全国の９割を超える自治体で配布されています。また、ベビーカー利用者に配慮を求めるベビーカーマークの統一デザインがことし３月に決まり、公共施設や交通機関に使用され、大

阪市営地下鉄・バスでは早速導入されております。

そのほか、次世代育成支援の取り組みを推進する子育てサポート企業として認定をされると、次世代認定マーク「くるみん」を取得し、企業の広告や商品、求人広告などにくるみんマークを使用し、企業にとってイメージアップにもつながり、また税制面での優遇制度を受けることができます。摂津市内では、２社が認定されており、本社が認定を受けている支店もあります。

赤ちゃんの駅は、単なるおむつ交換と授乳の場所だけでなく、子育ての情報交換ができるくつろげる場所にもなるような施設者のぬくもりを感じられる駅であってほしいです。

分布状況を見ると、偏っている地域もあり、妊婦さんや子ども連れの方にとって外出がしやすい環境の整備をするため、ベビーベッドやのぼりを立てるような大きな駅ではなく、赤ちゃんの駅やマタニティマーク、ベビーカーマークを使ったステッカーをつくり、ご理解、ご協力いただける施設や企業に張ってもらってはいかがでしょうか。

子育てをする上でのバリアを少しでも取り除くことが大切であり、利用者のマナー向上も訴えながら、現在子育て中の家族、これから親になる方に、何かあっても立ち寄れる場所があるということを知っていると大変安心でございます。病院、銀行、郵便局、介護施設、自動車販売店、レストラン、スーパーなど、子育て支援の整備拡大に積極的に取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。要望といたします。

次に、犬猫殺処分ゼロの啓発については、よく公園で猫に餌を上げないでください と書かれている看板を見かけ、市内でもたくさん張られている公園もございます。餌を上げる人にとっては、ここには猫がいますよと教えているのと同じだそうでございます。

そこで、堺市では、「犬や猫を捨てることは犯罪です。また耳先カットは不妊手術済みの印」と書きかえて、猫の遺棄や苦情が減ったそうです。

さて、不妊去勢手術をした猫がどのように変わるのか。一つ、前立腺や卵巣、子宮などの性的病気のリスクが少なくなる。２、性的ストレスから解放されるので発情期に起こる大きな鳴き声がなくなる。３、マーキングなどの問題行動がなくなるため、ふん尿など、においや衛生面の問題が減る。４、雄の攻撃性が低下するなどです。

猫は、できる限り屋内で飼育することが大切です。不妊去勢手術をした猫は外に出なくなり、病気の感染や交通事故などの防止にもなります。猫はきれい好きですから、屋内でもにおいが気になりません。

大阪府では、地域猫活動として、地域に住みつく猫を地域住民の合意に基づいて地域で管理する取り組みです。野良猫の寿命は数年で、きちんとしたルールで管理すれば自然といなくなると考えられます。

避妊手術の実施、トイレの場所を決める、餌やりのルールを実践し、特に餌やりは、餌を放置すればカラスとハトが食べたり虫が湧くなど、美観と衛生面の問題が起こりますが、決まった時間と場所で餌を上げるようになると、それまで奪い合っていた猫たちが並んで待つようになります。こういったことは、捕獲して手術や保護がしやすくなり、餌はきちんと後始末をすることで公園管理にも猫にもとってもよい結果

となります。

大阪市では、公園猫適正管理推進サポーター制度に取り組まれ、サポーターになるための要件もあります。不妊去勢手術の助成もされておりません。

摂津市内には、猫を救うための活動を自主的に活動されている方がおられます。手術やワクチン接種で健康にして飼い主を探すこともされ、市広報紙のペット情報の欄がなくなり、大変残念がっておられました。

行政として苦情対応からもう一歩踏み出して、猫に悩む市民、自主的に猫の保護をする市民の方たちとしっかり話を聞く（仮称）猫問題対策会議の開催、モデル地域づくり、イベントでの宣伝活動など、人と動物が幸せに共生できる地域づくりの推進に取り組んでいただくことを要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○村上英明議長　以上で福住議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

（上村高義議員　登壇）

○上村高義議員　おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

改定された緑の基本計画についてお尋ねいたします。

平成１０年にこの緑の基本計画が策定されておりましたが、ことしの２６年３月に見直し、改定され、我々のところに冊子が届いております。今回、新たな緑化への取り組みがスタートするとのことでありますが、大いに期待を持っております。とりわけ、摂津市は、山がなく、緑化に対する思い入れが近隣市よりも高いものがあり、今までにもさまざまな取り組みがされ、成果も上げてきております。

第４次の摂津市の総合計画の中でも、みどりうるおう環境を大切にするまちづくりに取り組み、住みたい、住み続けたい摂津のまちづくりに取り組んでまいりますというふうに定めております。

この総合計画の中の施策の一つである緑の基本計画が今回改定したとのことであります。この際、改定に至った経緯、改定内容、概略、今後の取り組みの基本的な考え方について、一度お聞かせをいただきたいと思います。

以上で１回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。都市整備部長。

（吉田都市整備部長　登壇）

○吉田都市整備部長　改定された緑の基本計画についてのご質問にご答弁申し上げます。

緑の基本計画は、平成１０年３月に策定されてから１５年を経過しており、第４次総合計画の見直しに合わせまして、中間年次の見直しを行ったものでございます。

見直しの背景といたしましては、これまでの緑化整備では高度成長期にかけての人口増加、市街化の進展や国の公共事業の拡大にも助けられ、公園、緑道などの整備を進めてまいりましたが、昨今の少子・高齢化などの社会情勢並びに国庫補助事業の見直しなどによりまして、新たな緑の面的整備が非常に困難な状態となるなど、緑を取り巻く環境が大きく変化いたしてまいりました。

今回の基本計画の見直しは、面的な公園、緑地などの整備に重きを置くのではなく、市民・事業者・行政などによる花壇活動などを中心とした協働の輪を広げなが

ら、身近に実感できる緑の環境づくりに努めるものといたしております。

特に、緑化活動を軸としたコミュニティー拠点でもあります鶴野苗圃を協働の発信源といたしまして、市内の都市公園に地域苗圃を展開しながら、市民・事業者と協働で公共施設や民有地などの空間に新たな緑を形成し、もって第４次総合計画の目標でもありますみどりうるおう環境を大切にするまちの実現を目指すことを基本理念といたして取りまとめたものでございます。

以上です。

○村上英明議長　上村議員。

○上村高義議員　ただいま改定に至った経緯、そして今後の取り組み方向、理念等々に答弁いただきました。平成１０年から比べて、摂津のまちもさま変わりしていろんな社会状況の変化があったということと、今後をまた見据えた取り組みをされるということでありました。

とりわけ、力を入れているのは協働という言葉に力が入っていたような気がします。

先般、我々建設常任委員会で、長野県の諏訪市の行政視察に行ってまいりました。公園、街路樹等の協働管理についてということで勉強してまいりました。

諏訪市では、２７か所の都市公園があるわけですけども、その中の比較的小さな公園、小規模な１ヘクタール未満の公園を市民団体、近隣の市民団体にお願いして管理を行っていただいておるということで、そこで協定書を結んで、行政の役割、市民団体の役割をきっちり書いて運営しているということであります。

また、ケヤキ並木というのがあるんですけども、そんなケヤキ並木の木の下にある桝ですね、植樹桝の管理、これは花壇があるんです。その花壇なんかも市民にお願いして、協定書を結びながらやっていく。これは社会実験段階なんで、まだどうなるか、検討というか、実践しながらいろんな問題を探っていくという取り組みをされておりました。

身近な公園をこういった形で市民にお願いして、市民が参画することで自分たちの公園だという意識づくりも大いに役立っているんではないかなというふうに感じました。

そこで、摂津市としても、今部長から答弁ありましたように、協働という公園の管理を掲げている中で、実際、摂津市ではどのような形で行おうとしていかれるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

また、協働相手である市民、そして事業者に対して、周知ですね、この基本計画を改定されましたよということと、そして今後こういう取り組みをしますんで協力をお願いしますといったことの取り組みはどうされていくのか、一度お聞かせ願いたいと思います。

以上、２回目終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。都市整備部長。

○吉田都市整備部長　先日の建設常任委員会の行政視察におきまして、諏訪市での取り組みにつきまして、そしてこれからの本市での今後の取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

諏訪市では、市民が中心となり、都市公園の維持管理について協定を締結しながら実践されている現状について説明を受け、さらに現場視察も行ってまいりましたが、この取り組みの趣旨といたしましては、きめ細やかな行政での公園管理には限界があり、また市民の自由裁量が制限されるなど

の問題を踏まえての管理協定を締結されていたという状況でございます。

本市では、ちびっこ広場に関しましては、地元自治会などとのかかわりを持ちながら、地元主体の一般的な管理をお願いをしている状況でありますが、諏訪市でのように、市民との協定による管理依頼ではなく、都市公園規模の管理に関しましては、市が直接的に維持管理を実施いたしており、今回の視察研修によりまして、幅広い管理主体者の選定も今後の管理のあり方について参考になるものと思っております。

特に、第５次行政改革におきましては、管理業務のあり方について検討、見直しを掲げておりますので、諏訪市の実践モデルも参考にしながら、本市にとりまして、よりよい管理環境を検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

次に、新たな緑の基本計画についてのどのように周知していくかのご質問についてご答弁を申し上げます。

今回の緑の基本計画の策定に合わせまして、概要版を策定いたしており、いろいろな緑や環境などにかかわりますイベントや集会などにおきまして、概要版を配布しながら、幅広く周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、ホームページにもアップいたしておりますが、人材育成にもかかわります緑の実践教室などの活動につきましても、今後も新しい情報を市民、企業の方々に提供いたしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○村上英明議長　上村議員。

○上村高義議員　ありがとうございます。

今、諏訪市の行政さんの取り組みを参考にしながらやっていくと、いただくということと、あと、周知等々については、これからやっていくということでありました。

そこで、一歩掘り下げてお尋ねしますけども、実はこの総合計画の実施計画の中にも、事業者の緑化リーダーの育成を行いますと、こう書いておるわけですね。そして、摂津市は市民と事業者と行政が一体となって協働で取り組みますというふうに先ほども答弁ありました。

実は、諏訪市は協働相手に事業者は入ってないんです。市民と行政という協働を行っている。摂津市は市民と事業者と行政と、これは摂津市のまちの構造が、まさに特徴があらわれている取り組みではないかなと思いますし、やっぱりこの事業者の協力というのがなくては、この緑化というのはなかなか進まないんではないかなと思っています。

その中で、やっぱりこの事業者の緑化リーダーということについて、どう育成、取り組んでいくのか、そこを一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、この市内、この基本計画の中にワークショップを開催していきますと書いておるんですけども、これは今後、摂津市の公園の新しい運営のあり方について、今後ワークショップを１０か所で１０回ほど開催しますと、こう書いておるわけですけども、実はそのことについて、どういった形で取り組んでいくのかということを答弁願いたいんですけども、その中の一つとして、実はプレーパーク、冒険型公園といいますか、このプレーパークというのは全国に２７０か所ぐらいあるみたいなんですけども、実は公園で、例えばバーベキューをしたり、あるいはそこで泥だんごをつくったり、いろんな遊びをするんですけども、親は一切口出さない。親はじっと見ている

だけで、子どもが主体的に遊ぶのがプレーパークという位置づけをされとんですけども、実は私どもの近くに小さな公園があるんですけども、先日そこに、散歩でよう通るんですけども、実は最近そこの公園の近くに新しい住宅ができまして、新しい入居者が入ったんですけど、実はそこに小さなお子さんが三、四人いてて、いつも公園で遊んでいるんです。ある日行ってみると、公園の隅っこに、多分水をまいたんでしょうね、水をまいて泥をつくって、泥だんごができとるわけですよ。本来は、摂津市の公園では、そういうことをしたらいいのかどうかね、非常に難しいんですけども、実はそういったことをしてもいいですよという公園を決めるわけですよね。

そうすると、遠慮なくそこで子どもたちが自由に遊べる。水遊びしたり、いろんな木登りをしたりということができる公園をプレーパークという位置づけをされとるわけです。摂津で今思い当たるのは、青少年広場のある公園はバーベキューができる設備になっていますけども、あとガランド水路なんかも水路が通ってますんで、あそこで水遊びをしてもいいですよということで指定するわけですよね。私の近くだと、ふるさと公園というのがあるんですけど、そこに公園の中に一応川みたいなのが流れとるわけですけども、実はそこで川遊びをしてもいいですよということがプレーパークを指定するというか、摂津型プレーパークの取り組みをすると。そのことが、新たな子どもたちがまたコミュニティーも図れますし、子どもたちに喜びができ上がってくるんではないかなと思っています。

そういったことで、このプレーパークということも、このワークショップの中でぜひ議論していただいて、具体的にはどうするかというのは、このワークショップの中で多分でき上がってくると思うんですけども、そういった新たな公園のあり方、今、公園というと、いろんな使用禁止だらけの看板がかかっていますけども、あれもしたらだめ、これもしたらと書いとんですけど、そうじゃなくて、子どもたちがこういうことをしたいと言ったら、それに応じた形で公園を変えていくという取り組みもこれから必要になってくるんではないかなと思っていますんで、そういったことも視野に入れながら、やっていただきたいということで、その辺も含めて一度答弁をお願いしたいと思います。

○村上英明議長　答弁を求めます。都市整備部長。

○吉田都市整備部長　まず、事業所施設での緑化リーダーの育成についての今後の取り組みについてのご質問にご答弁申し上げます。

今回新たに見直しました緑の基本計画におきましても、基本方針では、市民・事業者が積極的に緑にかかわる機会の充実、環境づくりを行い、緑にかかわる人を育て、ふやしていくものといたしております。

そのための取り組みといたしまして、花と木の実践養成教室や花と緑の相談指導などの充実を図りながら、さらに緑の講習会などの開催を企画し、地元企業への参加を含む呼びかけをさらに強化することで、緑を「活かし」、「守り、育て」、「増やし」ていく道筋を確立していくことが必要といたしております。

さらに、緑の情報発信や緑のマップの作成など、身近で緑について意識できる仕掛けも展開していくことといたしております。

公園利用や活動についての市民事業者が

参加してのワークショップの開催につきましては、緑の基本計画では、重点的な取り組みのうち既存公園・緑地の市民参加型の管理運営を掲げておりまして、これを実践していくには、地域特性や地域の企業を含む市民意識を十分認識した対応が必要でありますので、必然的にワークショップ的な場の設置は不可欠というふうになってまいるというふうに考えております。

ご提案がありましたプレーパークにつきましては、利用される大人、子どもが自由に参加し、自由な行動の中で自己責任において行動をされるということが、このプレーパークの趣旨となっております。それを本市に置きかえまして、今後考えていく中におきましては、相当周辺の方々のご意見も伺いながら、そして利用される方々の利用しやすい内容も検討する必要があろうかなというふうに考えておりますが、今回の緑の基本計画における基本施策や施設内容の具体化の折に、地域に呼びかけながら開催いたしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上英明議長　上村議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

（森西正議員　登壇）

○森西正議員　それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

職員間の業務量の平準化についてですけれども、第５次行政改革実施計画には、職員間の業務量平準化及び連携強化を図るとともに、職員個々が業務効率化に取り組み、時間外勤務に頼ることない業務体制を構築するとあります。業務終了と同時に、残業がなく帰れることができる課と、夜遅くまで残業されている課と差があるように思います。季節的に残業が発生するというのではなく、一年を通して残業が発生している課もあるように思います。

その現状の認識と対応策についてお聞きをします。

続きまして、複数校合同部活動、拠点校方式部活動についてですけれども、中学生の選択の幅を広げられる部活動編成のためには、複数校合同部活動、拠点校方式部活動が必要であると考えております。

以前から質問をしておりますけれども、複数校合同部活動については、相談があれば対応できるよう準備している、拠点校方式部活動については、条件整備やルールづくりについて確認しながら進めていく予定であるという答弁でした。

その後の進捗状況についてお聞きをします。

続きまして、子ども・子育て支援新制度についてですけれども、他の多くの議員も質問をされましたが、違う視点から質問をさせていただきます。

新制度により、市内の保育所、幼稚園にとってどのような選択があるのか、また市の財政負担はどうなるのか、今まで認可外となっていました小規模保育など地域型保育事業も市町村の認可事業となるが、小規模保育に対する考えについてお聞きをします。

１回目、以上です。

○村上英明議長　答弁を求めます。市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　職員間の業務量平準化のご質問にお答えいたします。

職員間の業務量に差異があることにつきましては、所属する課の業務量並びに業務の困難性、さらには季節的な量の増減、そ

して職員自身の事務処理能力や適材適所の問題など、非常に多岐にわたる要因が考えられ、結果といたしまして、時間外手当の多寡によってある程度確認できるものと考えております。

人事課におきましては、毎年、次年度の時間外手当、非常勤職員等の賃金、研修等の予算に係るヒアリングを実施しており、その際に組織、個人双方の時間外勤務の状況等について確認を行っております。

ご指摘のとおり、時間外勤務の状況からは、その業務量の差異が見てとれます。ただ、この差異が直ちに是正の必要な差異であるのか否かは、先ほど申し上げました多岐にわたる要因の分析が必要となります。

人事課では、この時間外等の要因分析を踏まえ、場合によっては正規職員または非常勤職員の追加配置を行ったり、人事異動として組織課題と職員能力を見据えた適正配置に努めているところでございます。

ただし、それぞれの課が組織として、また職員が個人として業務の効率化に取り組む努力がなければ、適正な業務執行体制を構築することはできないとも考えており、今後とも、庁内の連携強化を図るとともに、人材育成の観点も怠ることなく取り組んでまいりたいと考えております。

○村上英明議長　次世代育成部長。

（登阪次世代育成部長　登壇）

○登阪次世代育成部長　複数校合同部活動、拠点校方式部活動についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、議員ご指摘のとおり、中学生の部活動選択の幅を広げ、活動を保障する観点から、２校以上の部が合同して行う合同部活動や一つの中学校の部活動へ、その種目の部活動のない他校の生徒たちが参加する拠点校方式部活動については、意義があるものと考え、本市の中学校部活動振興相談員が、大阪府中学校体育連盟の示す合同部活動や拠点校方式部活動実施のためのルールについて、各中学校へ周知してきたところでございます。

現状としましては、まず複数校による合同部活動につきましては、昨年からは同一市内の中学校による合同編制だけでなく、大会予選などの小地区をまたがらないのであれば、他市の中学校との合同編制も可能となるなど、公式戦参加条件は緩和されてきております。

現在、単独では公式戦へ参加できない部活動を抱える中学校がないため、合同部活動実施に向けた具体的な相談はない状況でございます。

一方、拠点校方式部活動につきましては、大阪におきましては、公式戦の参加条件等について、いまだ中学校体育連盟での結論が出ていない状況であることから、実施には至っておりません。今後とも、引き続き中学校体育連盟に確認を行い、各校とも情報を共有してまいります。

続きまして、子ども・子育て支援新制度についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものでございます。

現在、本市で開設されている私立保育所、幼稚園、認定こども園に新制度実施に伴う施設運営についての調査を行っておりますが、保育所の選択肢としましては、共通の給付である施設型給付の対象として、幼保連携型認定こども園、または保育所型認定こども園への移行、もしくは現在の認

可保育所を継続する、三つの選択肢がございます。

また、幼稚園の選択肢としましては、共通の給付である施設型給付の対象として、幼保連携型認定こども園または幼稚園型認定こども園への移行、もしくは施設型給付の幼稚園への移行の三つの選択肢に加え、従来の私学助成の給付を受ける認可幼稚園という四つの選択肢がございます。

市内の認定こども園につきましても、今後の運営形態について確認を行っております。

新制度施行に伴う本市の財政負担につきましては、各施設の施設類型の選択により市の負担額が確定するものであり、現時点では具体的な金額は未定でございます。

待機児童の多いゼロ歳から２歳児を対象としました小規模保育事業を初めとするＣ型保育事業につきましては、国の省令をもとに、市町村が条例で設備及び運営に関する基準を定め、認可することになっております。

現在、第３回定例市議会への上程に向け準備を進めているところでございます。

○村上英明議長　森西議員。

○森西正議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

職員間の業務量の平準化についてですけれども、分析が必要であるという答弁でありますが、事務方トップの副市長にお伺いをしたいというふうに思います。

第５次行政改革には、可能な限り全体の人件費抑制を図りながらも、必要な人員については、業務量と質に応じて適正に配置しますともあります。職員間の業務量平準化を総体的にどのように考えているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

続きまして、複数校合同部活動、拠点校方式部活動についてですけれども、合同部活動実施に向けた具体的な相談はなかったというふうなことでありますが、合同部活動が可能であるということは学校だけに理解をされていることであり、恐らく生徒や保護者には周知をされていないのではないかというふうに思います。

その周知が必要だと思いますけれども、見解をお聞きしたいというふうに思います。

続いて、子ども・子育て支援新制度についてですけれども、第５次行政改革では、市立保育所民営化を拡大し、平成２８年度実施とあるが、新制度で策定する摂津市子ども・子育て支援事業計画への反映をどのように考えているのか、お聞きします。

新制度では、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育室を充実するとあり、第５次行政改革では学童保育室を委託するとあります。昨日、他の議員の質問には、平成２８年度より運営を順次委託するという答弁でありました。現在、民間保育園が卒園生を対象として実施している学童保育があります。民間保育所の学童保育が一定市の学童保育事業を補完していただいているという以前の質問に対する答弁でありました。

それでは、民間保育園の学童保育の現状を認識しているのか、お聞きをします。

また、企業立地等促進条例にて、事業所内保育施設の整備に対して奨励措置をするという制度があります。新制度による地域型保育事業である事業所内保育事業と企業立地等促進条例をどのように考えているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

以上、２回目終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　合同部活動や拠点校方式部活動の生徒、保護者への周知についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、中学校の部活動編制を生徒や保護者のニーズに沿ったものにするためにも、合同部活動や拠点校方式部活動の紹介や公式戦参加の条件のみならず、練習のために他校に出向くことから生じる生徒指導上のトラブルや移動途中の安全確保等の課題が想定されますことから、実施につきましては、中学校での十分な協議のもと、最終判断されるものであることなどを、生徒、保護者にも丁重に説明する必要があると考えております。

教育委員会といたしましても、今後、生徒、保護者への周知等について、小中学校と調整してまいります。

次に、子ども・子育て支援制度に関連する質問にお答えいたします。

保育所の民営化につきましては、第５次行政改革実施計画におきまして、多様化する保育ニーズに対応し、子育て支援を推進するため、保育所の民営化を拡大しますと記載しており、平成２８年度実施という工程となっております。

今後、必要なサービス量の確保に当たって、公立保育所の建てかえによる定員増の必要性や建てかえ後の運営のあり方について、子ども・子育て会議でのご意見も頂戴し、子育て支援事業計画にも反映させてまいりたいと考えております。

また、民間保育園が、卒園生などを対象として低学年児童の預かりを実施されていることは認識しております。本年２月に、事業の実施状況をお聞きするなど状況把握に努めてきたところでございます。

今後、子ども・子育て会議におきまして検討してまいります。

事業所内保育事業は、国の省令に基づき、市町村が条例で職員数、設備、面積等を決定し、その基準に適合した施設を認可し、その運営に対する補助を行うものでございます。

企業立地等促進条例におきましても、事業所内保育施設設備に対する奨励措置制度もあることから、関係課が事業所内保育施設の情報を共有し、協議してまいります。

○村上英明議長　副市長。

○小野副市長　森西議員の職員間の業務量の平準化について、お答え申し上げたいと思います。

ご指摘のように、第５次行革の大きな柱の中に、平準化を入れております。森西議員が言われている中身というのは、私が推測するに、職員間の不公平さがあるんではないかと。これは多分、職員の誰かから聞かれたかもわかりません。私も、職員のほうから、あの課は非常にゆっくりしていると、うちの課は日々の業務が物すごい業務で時間外があると。これ、副市長、不公平じゃありませんかということをよく聞きます。

これは事実、そういう声は。私は、この声は余り無視しておくと、人のところはいいように見えるよなということで済ませるもんではないなと。その不平不満が非常にモラルの低下を招くということは強く認識すべきと思います。

それで、このことにつきましては、私は、やはり人事異動の時期にいつも公室長、人事課長からその中身を聞きますが、その職員の配置状況については、いろんな問題が起こってまいります。いつも感じますのは、私はやはり６０歳もしくは６５歳まで雇用するならば、４０年間雇用するこの重みというのを、やはり課長はもう少し

きっちりと把握しておかないと。それでこの職員がだめだとか、この職員が欲しいとか、その議論の前に、いつも感じるのはそこなんですね。だから、このことについては、この議会本会議でも出ます。また、所管の総務常任委員会でもこの時間外問題も出ました。時間外の把握は誰が本当にやっているのかという議論もあります。

みんなこれは相関関係がありますので、私はこの場でもう一度言いたいのは、課長はその大きな人材を育てる義務がある。そこのことを抜きにして、いわゆるこの議論は余り意味がないのかなと思います。

したがって、私は、いま一度、ここに書いています業務の平準化につきましては、例えば時間外であれば、過去からの委員会でもありましたように、一時的なものなのか、恒常的なものなのか、季節的なものなのかと。これもやはり課長が基本的にそのことを把握して、その職員の業務量が偏っておるのか、もしくは職員の資質能力にも若干問題があるのか、指導しなきゃならないのかとか。それからもう一つは、専門的に職務を担っておりますが、やはり主担、副担をつけておかないと、必ずミスが起こると。このことも指摘されてまいりました。

そういうことも課長はきちっと考えて、専門的になっておりますが、係の中の応援体制をどう持つか、大きくは課としてどう持つかというようなことを、基本的にそこのことを私は問わなきゃならないと。この平準化問題は、単に人事だけが持つもんではなくて、それは課長、部長はそのことをきちっと把握した上でこの議論をしないと、この議論はいつまでも続くと。時間外の命令にしても一つはあります。

したがって、私はこの第５次の行政改革並びに人材育成計画、いろんな問題を含んでおります、これは。したがって、平準化の問題には必ずそこに突き当たると思いますから、ミスの問題の根絶もありますし、そこを総合的に捉まえた中で、まず課長、部長がいかに平準化を図るかということの中身をきっちり把握して人事に持ってくる。そこからしか始まらないというように思いますので、これは強く督励してまいりたいと。指摘のないような形で考えてまいりたいというふうに思っております。

○村上英明議長　森西議員。

○森西正議員　それでは、３回目の質問をさせていただきます。

職員間の業務量の平準化についてですけれども、今、副市長のほうからご答弁いただきましたけども、職員の中から、複数の職員の中からそういうふうな声がありました。課長が残っているから、若い者がなかなか帰れないんだというふうな、そういうふうな声も聞いておりますので、そういうふうな部分、全体的な部分を検討していただいて、平準化を図っていただきますように、ぜひともよろしくお願いしたいというふうに思います。

続いて、複数校合同部活動、拠点校方式部活動についてですけれども、学校教職員から、新しい部をつくることは少なく、希望する部活動がなかった場合、中学生で学校に部活動設置に向けた働きをする生徒は恐らく皆無であると。希望外の部活動に入部する生徒がほとんどだというふうに思いますけれども、生徒から声が上がらなくても、保護者、ＰＴＡから声を上げることができる体制づくりを構築していただきたいというふうに思います。

まず、保護者への周知をよろしくお願いいたします。

そしてまた、拠点校方式部活動についても、さまざまな課題が解決され、実施に向け、中体連に対し全ての中学生が平等に部活動、将来の選択を広げることができるよう要望していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、子ども・子育て支援新制度についてですけれども、公立保育所の建てかえによる定員増の必要性や建てかえ後の運営のあり方を、子育て支援事業計画にも反映していきたいという答弁であります。

公立保育所には、別府保育所のべふこども園、正雀保育所、鳥飼保育所、子育て総合支援センターがあります。建てかえということになりますと、現地建てかえなのか、別の場所での建てかえなのか、正雀保育所の横には旧味舌小学校跡地が、子育て総合支援センターの裏には旧三宅小学校跡地があります。第５次行政改革実施計画では、旧三宅小学校、三宅小学校跡地のあり方を検討し、平成２７年度には方針を決定するとありますが、跡地のあり方の一つとして検討すべきであるというふうに考えます。

また、公立保育所と公立幼稚園は認定こども園への移行をするのか、移行しないのかも検討すべきであるというふうに考えます。

これらについては、要望とさせていただきたいというふうに思います。

新制度によって、保育所運営が厳しくなるということが決してあってはならないというふうに思います。保育所運営が厳しくなると、市民の子育てに影響を及ぼすことになります。新制度で示されている保育所に対する国の法定価格と現行の保育所運営費負担金に金額の差異はあるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

また、保育所運営費補助金、行革により１５％から１０％に削減をしておりますけれども、その保育所運営費補助金の取り扱いについてはどうなるのか、お聞きをいたします。

また、保育所の認可定員の１１５％まで弾力化運営を実施をされておりますが、新制度により弾力化運営に変更が生じてくるのか、お聞きをいたします。

学童保育事業についてですけれども、学童保育事業の国の補助金は１小学校区に１か所のみと定められていますけれども、新制度の実施に伴い、変更されることはないのか、お聞きをいたします。

民間保育所、保育園の学童保育に対して、現在のように、今後も補助がなければ学童保育から撤退するということが生じてくる可能性があります。そうなれば、各小学校で実施している学童保育室に民間保育園の学童保育の児童が流入するということになり、１００名を超える学童児童数も考えられ、大変危惧するところであります。

第５次行政改革で市単独で実施している各種補助金を見直しますとありますけれども、民間保育園への学童保育に対して、国の補助金がなければ、市の単独補助も検討すべきであるというふうに考えております。

そしてまた、地域型保育事業についてですけれども、現在まで認可外保育園であったのが新制度の基準に沿えば認可となるわけであります。いわゆる基準が緩和をされているというふうになるわけですけれども、その点、市の指導をしっかりとしていただきますようにお願いいたします。

そしてまた、新制度で認可外保育とする事業所やサービスに対して、これは認可事業と同様に行政が指導を実施するように、

その点は十分によろしくお願いしたいというふうに思います。

この点は要望とさせていただいて、質問を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　子ども・子育て支援制度についてのご質問にお答えいたします。

新制度で示されております保育所に対する国の公定価格と現行の保育所運営費負担金の関係でございますが、新制度に移行する保育所に平成２７年度公定価格で示されている児童１人当たりの保育単価は、現行の保育所運営費負担金と同額であります。

今後、子ども・子育て支援新制度の財源が確保された場合は、増額されるとお聞きしております。

保育所運営費補助金につきましては、市単費で国の保育所運営費負担金に上乗せ補助しているものでございまして、今後の国の公定価格を参考に検討してまいります。

保育所定員の弾力化の取り扱いにつきましては、現行制度と変更がないと認識しており、基本的には現行制度の取り組みを継承することになると考えております。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　学童保育の国の補助金についてのご質問にお答えいたします。

学童保育事業に対しましては、国の補助金制度が設けられており、児童数に応じた補助基本額が定められております。国が３分の１、大阪府が３分の１というふうな枠組みになっており、本市ではこの補助制度を活用して事業を実施しているところでございます。

現在の国の補助金交付要綱によりますと、同一小学校区内に既に補助金の対象となっているところがある場合には、新たな交付の対象とはしないと示されております。

新制度によります学童保育事業は、昨日もご答弁申し上げましたが、地域子ども・子育て支援事業の一環として位置づけられることになります。財源としては、国の予算の範囲内ではございますが、交付金というような名称で支給されるということとなっております。

現在は、その詳細は示されておらない状況にございますので、財源を含めて今後の国の動向把握に努め、市の方向性を検討してまいります。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○村上英明議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　先ほどの森西議員の質問の中で、複数校合同部活動についての拠点づくりということで、私はこれを過去において、決算・予算委員会、またこの本会議場でもやっぱりその必要性を訴えてまいりました。

その中で、積極的に連絡をとり合って合同部活動に向けての取り組みをするというような前向きなご答弁をいただいたことを記憶しております。

今回、そのご答弁と、非常に後退したようなご答弁を先ほどお聞きしましたけど、その過程、私が質問したときと、それから現在までの、一体どのような取り組みをされているのか、一遍きちっとご説明をお願いしたいと思います。

○村上英明議長　答弁を求めます。次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　先ほど答弁を申し上げましたように、やはり中学生の生徒たちにとりまして、部活動というのは学校生活の中で非常に大きな部分を占めておりま

す。また、生徒指導の関係からいいましても、非常に大きな部分を占めております。したがいまして、生徒たちが望む部活動をできる限り希望に沿って対応していくということは基本的な考え方だというふうに思っております。

したがいまして、教育委員会といたしましても、この間、中学校の部活動の振興相談員を新たに配置をさせていただきまして、各学校の部活動の現状把握、それから先ほどから申し上げておりますように、大阪府の中学校体育連盟の示しておりますこの間のルールのいろんな変更なり、あるいはその変更に向けた協議の内容等について把握をし、学校のほうへそれを周知に努めてきたところでございます。

また、今、森西議員のほうからご指摘もあったように、単に学校だけではなく、保護者等の周知につきましても、これまでも取り組みを行っておりますけども、今後さらに今までのご意見をいただきましたことを踏まえまして、さらに周知の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○村上英明議長　渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　それは、相当、今から四、五年前、ご答弁いただいたようなご答弁と同じようなことでございまして、私がそのとき質問したときには、子どもたち、そして保護者もその合同部活動の熱望を、希望を非常にしてはったわけですね。そのような方法はとれないのか、摂津でクラブがないから中体連とか大阪府の大会になかなか出られない。そのような状況を何とか打破してほしいというようなことを受けて、私は委員会等で質問したと思います。

そのとき、積極的にその事情を、現状を把握して、そのような機会を一つでも与えなあかんというような形で、当時の理事者がご答弁いただいたというふうに思います。

そして、積極的に事情を調査して、その方向に向かってやっぱりいきたいというようなご答弁をいただいたというふうに思いますが、今ご答弁を聞いておりますと、非常にそのときのご答弁と似通って、またそこから先のもっともっと熱意を持って取り組むというような形をご答弁いただいたことと、年数が非常にたっているのに全く変わらないようなご答弁でございまして、一体その間、具体的にどのような取り組みをされたかということを私は聞いておるわけであって、非常に、その点しっかりともう一遍ご説明をお願いしたいと思います。

（「議長、整理したらええんや。関連質問いうのはあかんねん」と木村勝彦議員呼ぶ）

○村上英明議長　今の渡辺議員の質問、先ほど森西議員からの一般質問の中で関連の質問ということであろうかと思いますので、それは今後また委員会なり、また質問等々でお願いをできたらなというふうに思うわけでありますけども、いいですか。じゃあ、渡辺議員。

○渡辺慎吾議員　私たちが議会で質問するということに関して、質疑応答してきっちりその答えをしたことをやっぱりやってもらわなあかんわけですね。

先ほどその内容を聞いておりますと、非常に、私もずっとこの様子を見ておりますと、そのご答弁のような状況には来てないんです。保護者と、そして子どもたちの意見を聞いて、そういう機会を与えるように努力しますということを言っておられたんですけど、例えば森西議員の質問のときに、こういうような状況で一生懸命努力し

てこういう現状がありますというご答弁が当然僕は返ってくるように思うとったんですが、そのようなご答弁はなかったわけです。

我々が言ったことに関して、実際その場しのぎの一つのご答弁をされておったんやったら意味がないわけですよ。やっぱり、言うて、答弁されたことに関して、現実にやってもらわなあかん。そういうことによって、議会というのは成り立っていくというふうに思うんですが、そういう点、全然進歩がないので、非常に私はその辺のことを聞きたいということでやったわけです。

議長の一つのお言葉もありますから、今後、委員会においても、私は委員会は今違いますけど、これからさまざまな継続してやっていきたいと思いますが、その点を性根入れてやっぱり理事者側も受けとめてもらわんことには、我々が何回質問しても、何年たっても同じような答弁をするようでしたら、これは非常に私としたら、我々議員の立場はないわけですから、その辺、議長からしっかりと言っていただきたいと思います。

以上です。

○村上英明議長　今後の答弁については、またしっかりと質問者の答弁等を見据えて、そしてまた、これまでの質問者の意見を踏まえて、またこれからもしっかりとした答弁をお願いをしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、以上で森西議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

（弘豊議員　登壇）

○弘豊議員　それでは、一般質問させていただきます。

まず、高齢者のための福祉施策について４点伺います。

第１に、第５次行政改革実施計画の中に、施策の拡充項目として高齢者の見守り支援や介護予防の事業が挙がっていますが、これは具体的にはどういった内容なのか、お聞かせください。

第２に、福祉サービスの利用状況についてです。高齢者の数がふえるに従って、その分制度利用の需要は増しているのではないかと思われますけれども、一方で利用が減っている福祉サービスがあるように見受けられます。その主なものと、それぞれ理由についてお聞かせください。

第３に、とりわけ民間賃貸住宅の家賃助成制度についてですが、おととしの決算の民生常任委員会でもお聞きした経緯がありますが、改めて現状についてお聞きしたいと思います。

第４に、これは高齢者のためのみということではありませんけれども、地域福祉活動拠点について、現状と今後の整備方針についてどうなっているのか、お聞かせください。

次に、第６期せっつ高齢者かがやきプランについて伺います。

５月１４日に、この第６期かがやきプランの策定のための審議会が開かれています。議事録も拝見し、具体的にはこれから詰めて作業をしていかれることと思いますが、社会保障と税の一体改革を柱としたプログラム法の成立と、それから先日の国会で可決された地域における医療・介護の総合的な確保を推進するための関係法律、この整備等をする法律など、大きな影響を及ぼすことになるのではと心配しています。

医療や介護に果たす国の責任を定め、自助努力と相互扶助、公的責任は市町村任せ

という方向に怒りを禁じ得ませんが、そんな中でも本市としてどういった計画をつくるのか。市民の暮らしの実態に寄り添った丁寧な計画づくりが求められていると私は思っています。

そこで質問ですが、第１に、介護保険料について、国においては低所得者に対する保険料の軽減策が示されていますが、どのようになるのか、お答えください。

第２に、介護認定の要支援１、２の方のサービスを保険の給付から外し、市町村に担わせる新たな地域支援事業に切りかわることになりますが、本市としての見通しはどうなるでしょうか。

第３に、国は２０２５年、団塊の世代が後期高齢者になるのを見据えて、地域包括ケアシステムの構築を行うとしていますが、本市としての取り組みの状況についてお聞かせください。

以上、１回目の質問とします。

○村上英明議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　見守り支援や介護予防の充実についてのご質問にお答えします。

高齢者がいつまでも安心して地域で暮らせるためには、見守り支援や介護予防の充実などの体制整備が重要と考えております。

本市では現在、見守り支援の主なものといたしまして、ひとり暮らしの高齢者等を対象にヘルパー資格を持ったライフサポーターが随時訪問を行い、対象者から生活相談を受けるとともに、心身の状況を早期に察知し、受診勧奨や必要なサービスへとつなげるなどの対応を行っております。こうした訪問の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに、日常的に地域での見守りが図られるよう関係機関と連携し、ネットワークの構築に取り組んでまいります。

また、介護予防の充実につきましては、高齢者みずからが健康を増進できるよう、地域で活動する健康づくりグループの支援、新たに立ち寄り体操タイムとしまして、保育所や幼稚園との連携による園児と高齢者の交流、３月に完成いたしましたウオーキングコースを活用したノルディックウオーキング講座などを推進してまいります。

今後も、高齢者の介護予防を図る観点から、地域を拠点とした介護予防について検討を進めてまいります。

次に、福祉サービスの利用状況についてのご質問にお答えします。

高齢者の福祉サービスのうち、利用者数が減少いたしましたのは、ふれあい配食サービス、住宅改造費用の助成、緊急通報装置となっております。

まず、ふれあい配食サービスにおきましては、平成２４年度が昼食１万３，１５５食、夕食１万３，３３７食で、平成２５年度が昼食８，０５１食、夕食１万２，３１０食となっております。昼食の減少につきましては、ふれあい配食の趣旨である見守りという観点から、障害者の作業所への配食を見直ししたことによるものでございます。夕食の減少は、近年、民間の個別宅配業者が増加し、民間の配食サービスを利用する高齢者がふえているためと考えられます。

次に、住宅改造費用の助成におきましては、平成２４年度が１０件、平成２５年度が２件となっております。減少の理由につきましては、もともと住宅改造の件数につきましては、年間で多寡が生じることや、

住宅改修支援が介護保険制度で行えることがケアマネジャー等を通じて利用者や家族に浸透していることなどによるものと考えております。

最後に、緊急通報装置の利用者数でございますが、平成２４年度末の２１３名が、平成２５年度末には２０５名となっております。この制度は、ひとり暮らしで病弱な方などを対象とし、４２名の増加となりましたが、病院への入院、介護保険施設への入所、転出などで５０名の減となったことから、全体では３．７％の減少となったものでございます。

次に、高齢者世帯民間賃貸住宅の家賃助成制度についてのご質問にお答えいたします。

高齢者への家賃助成制度は、家賃の一部を助成することにより、高齢者が住みなれた地域で住み続けられることを支援する制度であり、平成２５年度におきましては、２３９名の方が助成の対象者となり、３，０２８万４，７００円の助成を行っております。

次に、地域福祉活動拠点についてのご質問にお答えいたします。

地域福祉を推進するための地域福祉サービス圏域の拠点を確保するために、まず中学校区に１か所ずつの整備を目標に進めてまいりました。平成１３年度に第一中学校区、平成１８年度に第四中学校区、平成１９年度に第二中学校区、平成２４年度に第五中学校区の整備が済み、第三中学校区の整備につきましては、地域の意向をお尋ねいたしたところ、地域の広さや現在の活動が小学校の多目的ホールやいきいきプラザ、地区公民館で実施されており、このような身近な場所が活動しやすいとのご意見をいただいております。

福祉ニーズが増大、多様化していく中で、今後、より一層地域のつながりづくりを強化し、福祉活動を推進する必要があると認識いたしております。

平成２７年度に次期地域福祉計画を策定する予定でございますので、１２小学校区の地区懇談会などを開催していく中で、地域のニーズを把握して活動拠点のあり方を検討してまいります。

第６期せっつ高齢者かがやきプランの策定につきまして、１点目、第６期の介護保険料についてのご質問にお答えいたします。

第６期の介護保険料につきましては、せっつ高齢者かがやきプランの第６期計画策定審議会におきまして、今後の６５歳以上の人口、要介護認定者数、施設の整備、利用者のアンケート調査などについて議論をいただき、介護に必要なサービス供給量を推計し、給付費の総額を把握の上、介護保険料額の試算を行ってまいります。

現時点におきましては、第１回の審議会が始まって間もなく、保険料の試算までには至っておりませんが、これからも介護保険利用者が増加することから、保険料が上がる見通しと認識をいたしております。

本市といたしましては、国が示す低所得者への保険料の軽減割合の拡大や新たな９段階別の区分を基本に、低所得者に配慮した保険料の試算を行ってまいります。

次に、要支援者の地域支援事業への移行についてのご質問にお答えいたします。

平成２７年の介護保険の制度改正により、要支援者に提供しております訪問介護と通所介護は、市町村が取り組む地域支援事業として、平成２９年４月に実施することとなりました。

本市では、要支援者が現在９６５人と、

要介護認定者の３１．４％を占めることから、相当量のサービス提供に対応できるメニューの構築が必要であると考えております。

現時点におきましては、介護事業者の専門的サービスや働く意欲のある高齢者が集まるシルバー人材センター、ＮＰＯによる掃除、洗濯などの生活支援、地域ボランティアによる交流の場の提供など、それぞれの強みを伸ばし、多様なニーズに対応する訪問介護と通所介護の新しいスタイルを検討し、コストや利用者負担を意識した持続可能な制度として、地域の特性に合った介護予防事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、摂津市における地域包括ケア体制の構築についてのご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムは、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活の支援が切れ目なく一体的に提供される体制であり、地域の実情に応じて構築していくことが重要とされております。

本市では、在宅医療、介護連携の推進を目的に、医師会や歯科医師会、薬剤師会、訪問看護師などの医療職と地域包括支援センター、介護支援専門員等の介護職が合同で多職種連携研修会を開催し、市域全体における連携強化を図っております。

また、今年度からは地域ケア活動の単位となる各中学校区において、医療、介護の専門職や地域の関係団体などで構成する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実や地域課題について話し合い、高齢者を中心とした地域の支え合いや新たなサービスの必要性などについて検討を進めてまいります。

今後、他機関、他職種と連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

○村上英明議長　弘議員。

○弘豊議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

高齢者のための福祉施策についてです。

見守り支援や介護予防の充実では、体制の整備が重要とのことですが、質的や量的な拡充が本当に図れることになるのか、不安に思っています。今年度の予算委員会の中で、愛の一声訪問事業が週３回から１回へ、これは減らされたことが報告されました。委託の事業者側から申し出があったということでしたが、なぜそうなったのか、これは検証されているんでしょうか。

ふれあい配食サービスや緊急通報装置についても、民間サービスを含め、ほかの制度に置きかえられることができるかもしれませんが、希望者が望んでいるのに受けられないというようなことになっていないのか、実態の把握について、これは求めておきたいと思います。

家賃助成制度についてです。

この間、立ち退きや収入が減ったことによる生活苦などから転居を余儀なくされる方の相談、続けざまに何件も聞きました。最近は、平屋の借家も減り、文化住宅も随分減りました。階段の上りおりが困難だったり、かといって、エレベーターのついているマンションなどは共益費を含め高くつくので無理といった感じで、高齢になってからの転居は苦労も多いです。

住みなれた地域で安心して暮らせる住まいの確保といった点からも、月額家賃５万円以下という基準の上限、これは２人以上の世帯だったら５万５，０００円まで引き上げることが現実的だと思うのですが、答

弁を求めます。

地域福祉活動拠点については、以前からいろいろと要望もしてまいりましたし、当面中学校区ごとの整備、これは、あと三中校区を残すところというところで検討もされているということで、しっかりと実現につなげていただきたいと思います。

その上で、今後のあり方については、現在活用している公民館や学校施設等でよいのか、もしくはだめなのか、方向性をしっかり打ち出していただきたいと、要望としておきます。

第６期かがやきプランについての２回目です。

保険料の検討については、これからの作業ということで、既に引き上げが前提のような、先ほどの答弁でしたけれども、できるだけ値上げにならないような努力が必要だと私は思っております。上からおりてくるワークシートに数字をはめ込んで、それで決定というふうなことには決してならないように強く求めておきます。

また、厚労省は、２５年に標準月額８，２００円といった試算を出しているようですが、これはとんでもありません。保険料がふえた分、実際のサービスや給付が受けられるかという疑問には到底答えられるものにはなっていませんし、３年で採算を合わせる計画ですから、２５年をめどにして、徐々にならしていくというようなことには決してならないように、このことについても強く要望しておきます。

要支援者に対する保険外しの問題については、第５期計画の検討の際にも、介護予防・日常生活支援総合事業という言い方で市町村に選択が迫られていました。本市を含め、大阪のほとんどの自治体で無理だと、他市の動向を見てから考えると、こういった消極的対応だったと思うんです。

今回、法制度の改定で、これがいや応なく押しつけられるわけですが、既に実施している自治体がどうなっているのか。利用者にはサービスの低下と自己負担の増加、介護事業所には単価の引き下げ、報酬低下、結局、給付金の抑制が介護予防の取り組みを弱体化させている要因になっているのではないでしょうか。

先ほどの答弁で、訪問介護と通所介護は平成２９年から新しいスタイルに切りかえるとおっしゃいましたが、これまでと同等もしくはより充実させた介護予防として、そういうサービスになり得るのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、摂津市における地域包括ケアについてですが、総合計画にも地域ケア体制の拡充が触れられているように、住みなれた地域で医療や介護が安心して受けられる、そうした仕組みをつくっていくことは本当に大事です。ただ、国が進めようとしている地域包括ケアシステム、これは給付の抑制が大前提にあって、医療や介護を受けられる人を大幅に狭めるものとも言えます。

私は、障害者福祉の現場で働いていたころに、障害のある人が地域で当たり前に暮らしていける社会をと、ノーマライゼーションとかインクルーシブとか、そうした言葉も使われ、施設や病院から地域生活に移行する支援が強まっていった時期、これを思い出します。

当然、支援の質も量も向上させないといけないわけですから、結果、障害者福祉への予算はふえてきたと思います。今、なぜ入院や特養が必要な高齢者を地域に帰すことが給付の抑制につながるのか、医療や介護を必要としながら行き届かない市民がふ

えるということにはならないのか。部長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

以上、２回目の質問です。

○村上英明議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　それでは、弘議員さんの２回目のご質問にお答え申し上げます。

まず第１点、乳酸菌飲料の配達による安否確認が従来の週３回から週１回となった経過でございますけれども、従来、ひとり暮らしの高齢者に対し乳酸菌飲料の配達により安否を確認いたします愛の一声訪問事業につきましては、事業者の都合によりまして、２６年度から従来の週３回から週１回の配達と減少いたしております。

次に、ふれあい配食につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、昼食の減少につきましては、ふれあい配食の趣旨としまして、見守りという観点で実施をいたしております。障害者の作業所への配食につきましては、作業所へ通所されておられるということで見守りができているということで、趣旨に沿った見直しをさせていただいたことによるものでございます。

また、夕食につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、近年の民間の個別宅配業者が増加していることが一因ではないかというふうに考えております。

次に、家賃助成についてでございますが、これまで月額１万円を上限として助成を行ってまいりましたが、平成２５年度から非課税世帯の高齢者には１，０００円の上乗せを行いまして、上限を１万１，０００円とする拡充を図ったところでございます。

基準につきましては、総務省統計局が公表いたしております住宅・土地統計調査結果というのがございます。本市の高齢者が入居する借家の家賃平均が４万５，６３３円となっております。本市の設定しております５万円の助成対象基準額のほうが現在上回っているという点から、現時点では家賃の対象上限額の引き上げについては考えてございません。

次に、要支援者の地域支援事業への移行についてでございますけれども、地域支援事業への移行によって、これまでと同等のサービスが提供できるのかというお問いでございますけれども、それに向けて現在努力をさせていただいているところでございます。

最後に、地域包括ケアシステムの地域移行によって、医療、介護の費用を抑制するということについて、私の考えということでございますけれども、２０２５年問題というのを踏まえたときに、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるようにすることというのは、非常に市として大きな業務であるというふうに考えております。

そうした中で、２０２５年問題というのは本市だけの問題ではなく、日本全体の問題でございます。その中で、ふえ続ける介護給付費に対して、先ほども申し上げましたように、給付費がふえれば介護保険料も上がらざるを得ないという要素がございます。その中で、どういったことができるのか、非常に大きな問題であるというふうに考えております。その中で、少しでも給付費を減らし、保険料の上がり幅を抑えるということは、非常に大きな課題であるというふうに考えているところでございます。

以上です。（「議事進行」と弘豊議員呼ぶ）

○村上英明議長　弘議員。

○弘豊議員　済いません。一番最初にお答えいただいた愛の一声訪問事業の件なんです

けれども、これについては、委託の事業者さんから申し出があって１回に減ったというようなことがこれまでも報告されてますし、そういうふうに認識しているわけなんですけれども、何でそういうふうな事業所が、以前だったら週５回やっていたのを３回に減らし、１回に減らすと、そういうふうな状況にならざるを得なかったのかなみたいなことについては、きっちりと検討、把握をしておいてほしいというふうなことで、求めておいたわけです。

ちょっと私の質問の仕方が悪かったせいか、今回ちょっとここで答弁を求める予定ではなかったんですけれども、その点について十分、ほかの制度も含めですけれども、把握に努めていただきたいというふうに、これは要望としておきます。

そういうことでありますので、先ほどの答弁いただきましたけれども、私の質問の趣旨はそういったことではありませんでしたので、申し上げておきます。

○村上英明議長　じゃ、２回目の質問ということで、弘議員。（「３回目」と弘豊議員呼ぶ）

３回目、ごめんなさい。３回目ということで。

○弘豊議員　失礼いたしました。３回目の質問です。

絞って質問させていただきます。家賃助成についてですけれども、総務省統計局の調査による４万５，６６３円ということで、家賃平均の答弁いただきましたが、これは市営や府営の住宅なんかも含んでいるのではないでしょうか。現時点で基準の引き上げは考えていないということでしたけれども、ぜひこれから考えていただき、将来的には実施していただけるように要望としておきます。

あと、高齢者を取り巻く環境は、年々苦しさ、また切実さは増しているというふうに思っています。それに対する責任が基礎自治体である市にも大きくかかっているとも言えます。

そんな中で、独自の支援を強めることについて、最後になりますけれども、森山市長のほうから答弁を求めて、私の質問３回目といたします。

○村上英明議長　それでは、答弁をお願いします。市長。

○森山市長　弘議員の３回目の質問にお答えをいたします。

福祉全般にわたって、いつも言ってますけど、口じゃあ「福祉、福祉」と簡単に言えますけれども、奥が深く幅が広い、限られた財源、限られたマンパワーでいかに目的を達成していくか、非常に難しいんですが、けど大切な課題でございます。

全体的に捉えまして、いつもご指摘いただくんですが、ことし一年のことだけであれば即これもしましょう、あれもしましょうとなるんですけれども、私で言うならば、最低４年間のきちっとした計画、財政計画等々を立て、そして将来に、また１０年、２０年先の摂津市の見通し、総合計画という一つの視点に立って、ご指摘のこと一つ一つを踏まえながら、よりよい方向に向けていこうと思いますんで、ご理解をいただきたいと思います。

○村上英明議長　弘議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

（中川嘉彦議員　登壇）

○中川嘉彦議員　それでは、質問をさせていただきます。

まず一つ目、地域のイベントを通じた活気あるまちづくりについてですが、今後、

全国的に人口減少していくことが想定される中、摂津市における人口低減に歯どめをかけるために、市の魅力づくりを進め、摂津ブランドを確立、発信していく必要があると考えます。

市の魅力づくりについてお教え願います。

二つ目、少子化対策についてですが、昨日、総務省は住民基本台帳に基づく人口動態調査の結果、ことし1月１日現在を公表しました。日本人の総人口が５年連続減少して少子・高齢化が一段と深刻化しているということでした。前年より約２５万人減の約１億２，６５０万人です。１４歳以下の年少人口の割合も１３％、約１，６４９万人と過去最低です。

また、先月、すごく衝撃的な発表がありました。若者が東京圏に一極集中する現在の人口移動が続けば、２０４０年には５２３の市町村が消滅する可能性があるということでした。全国１，８００自治体の２９．１％が消滅してしまうおそれがあるということです。

合計特殊出生率、１人の女性が生涯に産むとされる子どもの数が多少回復したとしても、出産人口の９５％を占める２０から３９歳の女性人口が、２０１０年と比べ２０４０年に５割以下に急減する自治体が全体の４９．８％、８９６に上るといいます。

また、先週１７日に、２０１４年版少子化社会対策白書が閣議決定されました。簡単に説明させていただくと、若い世代の未婚率は上昇が続き、最新の２０１０年の時点で男性２５から２９歳、７１．８％、３０から３４歳、４７．３％、３５から３９歳、３５．６％、女性、２５から２９歳、６０．３％、３０から３４歳、３４．５％、３５から３９歳、２３．１％です。

そして、５０歳時点の未婚者の割合を示す生涯未婚率は、２０１０年で男性２０．１％、女性１０．６％で、上昇傾向が続いています。これは、男性５人に１人、女性１０人に１人が結婚しないということです。ゆゆしきことだと考えます。

また、晩婚化、晩産化も進行しています。日本人の平均初婚年齢は２０１２年で、夫３０．８歳、妻２９．２歳と上昇傾向を続けております。さらに、女性の晩産化も進み、第１子を出産した平均年齢は２０１２年で３０．３歳、第２子３２．１歳、第３子３３．３歳だそうです。

統計の数字を羅列してしまいましたが、簡単に言うと、日本が危ない、摂津市も危険だ。日本の存亡にかかわることなんです。他人事ではないんです。少子化が進行すると、労働力の減少による経済成長率の低下や年金、健康保険といった社会保障制度の崩壊にもつながる深刻な社会問題なんです。

このように、全国的に人口減少が進んでいくことが想定される中、市では将来人口の推計でどの程度の人口減少を想定しているのか、またその推計結果に対し、若者の定住促進や少子化対策にどのように取り組んでいるのか、お教え願います。

１回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。市長公室長。

（乾市長公室長　登壇）

○乾市長公室長　市の魅力づくりを進めていくことについてのご質問にお答えいたします。

人口減少への対応は大変重要であると認識しており、また従来から転入者、転出者ともに多数に上ることもあわせて考えます

と、定住化促進のため、市の魅力づくりはぜひとも取り組んでいかなくてはならない課題であると考えております。

そのため、本年４月に策定いたしました第５次行政改革実施計画において、市の魅力づくりブランド戦略推進を掲げ、取り組んでいくことといたしております。

取り組み内容といたしまして、市の魅力、自慢の掘り起こしや新たな魅力づくりを行い、現行の地域資源とともに、摂津の魅力のブランド化を図りたいと考えております。さらに、これを市内はもとより全国へ向け、戦略的に発信することを考えております。

これにより、摂津市のイメージや認知度を高め、来訪者がふえるとともに、定住化促進につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、将来の人口推計と定住促進、少子化対策の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

市の最上位の計画であります総合計画の策定時に、平成３２年度までの将来人口を推計し、南千里丘地域と吹田操車場跡地の開発による人口増加も考慮した上で、合計人口を８万人と見込んでおります。

これは、推計当時の平成２０年度人口と比較いたしますと４．９％の減少となっております。また、推計人口８万人を年齢区分別に見ますと、０歳から１４歳の年少人口割合が１２．５％、１５歳から６４歳までの生産年齢人口割合が６２．５％、６５歳以上の老年人口が２５．０％となっております。平成２０年度人口と比較いたしますと、年少人口割合は１．９ポイント、生産年齢人口割合は５．１ポイントの減少となっております。

この推計結果から、人口減少を最小限にとどめる必要性も考慮し、総合計画の策定を行っております。また、本年度は、定住促進のため、子育て環境を重点テーマと位置づけ、子どもの医療費助成の対象年齢拡大や妊婦健診助成額の拡大など、子育て世代への子育て支援、子どもたちがみずから育っていく子育ち支援に取り組んでまいっているところでございます。

○村上英明議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　それでは、２回目質問させていただきます。

まちづくりについてですが、摂津の魅力のブランド化は喫緊の課題であります。第５次行政改革実施計画の情報戦略の中で、ブランド戦略は今年度中に検討、平成２７年度以降実施となっています。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

イベントの一つに、摂津市商工会青年部が主催して、Ｄｏｎ丼祭が去年の１１月に行われました。すごくいい取り組みだと思います。市内外約７０の飲食業者に協力していただき、５００円程度で店の自慢の丼を提供する、盛況だったと聞いております。このようなイベントが定期的に行われ、摂津市イコール何々というふうに定着すればいいのにと私は思います。

そして、このような取り組みを私は摂津市商店、摂津市株式会社、オール摂津として取り組みたいと考えております。

例えば、食べ物を戦略的摂津ブランドと決めたら、メディア、新聞、テレビ、ソーシャルネットワークなどを使って、ご当地グルメのイメージが強いＢ級グルメによるＢ－１グランプリなど開催すれば、盛り上がるんではないかと考えます。

摂津市単独で厳しければ、北摂地域の市町村に声をかけ、もっと言えば、大阪全体を巻き込み、大阪初のＢ－１グランプリを

摂津市から発信する。すごいこととは思いませんか。摂津市には、鳥飼なす、銘木団地など、摂津ブランドになり得るものがあると思います。これらを利用したイベントを開催し、活気あるまちづくりを進めていくことについてお教え願います。

次に、少子化対策は、結婚、妊娠、出産、育児、それぞれの段階において支援が必要であると考えます。内閣府が創設した地域少子化対策強化交付金を活用し、結婚支援事業に取り組むことについてお考えをお教え願います。

終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。生活環境部長。

○杉本生活環境部長　摂津ブランドの一例として挙げられました鳥飼なすや銘木団地を利用したまちおこしの取り組みでありますが、鳥飼なすにつきましては、本市農業振興会に対しまして助成を行い、その普及に努めていただいております。また、消費生活相談ルームのキャラクターとして作成しました「なす丸くん」をイベントや印刷物に活用するなどしております。

さらに、大阪府のなにわの伝統野菜として認証され、大阪ミュージアムに登録されておりますことから、市内外で紹介され、その認知度は高まってきているものと考えております。

銘木団地につきましては、大阪銘木協同組合並びに大阪銘木青年会が銘木朝市や市のイベントへの参加など、さまざまな普及広報活動を行っておられ、マスコットキャラクター「杢三（もくぞう）」の作成に当たっては、本市商工業活性化補助金を交付し、その活動を支援しております。

○村上英明議長　教育総務部長。

○山本教育総務部長　少子化対策についての２回目のご質問にお答えいたします。

地域少子化対策強化交付金、国の内閣府において創設された交付金でございますけども、この交付金は少子化交付金によりますと、少子化社会の問題は結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観にかかわる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである。一方、少子化等による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く関係する問題であるとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で社会的課題であるというような観点から、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援の先駆的な取り組みを行い、もって地域における少子化対策の強化を図るということを目的に創設された交付金で、平成２６年度１年限りの事業であるということで伺っております。

事業の実施主体は地方公共団体で、一般市、摂津市に置きかえますと、基準額は８００万円となっております。交付率は１０分の１０となっておりますが、既存事業は対象とならず、審査の上、他市でも実施していない新たな事業に対してのみ交付されるということになっております。

また、事業実施に当たっては、市町村は都道府県が定める事業計画に沿って計画を作成することとなっており、現在、大阪府におかれましては、計画が示されていないというような状況になっております。

事業の国の要領によりますと、結婚に向けた情報提供等、大きな項目で言いますと、四つの項目が掲げられております。ただ、対象外というような項目もございまして、まず一つは、施設整備に関する経費については対象外というふうになっております。また、結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催事業及びその

関連事業は対象としないということになっており、このような事業を除いた先駆的な取り組みについて交付金が交付されるものであると考えております。

○村上英明議長　中川議員。

○中川嘉彦議員　それでは、３回目、全て要望とさせていただきます。

まちづくりについてですが、摂津ブランドを新たに地域資源の創造、発掘するのか、現行のものを生かすのか、早く市民の皆様のコンセンサスを得て、摂津ブランドを確立、強力的に発信していただきたいと思います。

また、総合計画において協働のまちづくりが掲げられています。協働のイベントの事例として、淀川わいわいガヤガヤ祭が挙げられます。公益社団法人日本河川協会から平成２６年、河川功労者表彰を受けるなど、意義深い成功例の一つではないかと考えます。

各地域地域で、協働のイベントが市民の自発的な盛り上がりの中からたくさん出てくるように、取り組みをさらに広げ、活気ある、魅力あるまちづくりを進めていくよう要望いたします。

次に、少子化対策の地域少子化対策強化交付金ですが、私が不思議に思うのは、国は今、深刻に少子化対策を考えているはずなのに、この事業が単年度になっていることです。また、地域独自の先駆け的な取り組みなど、条件が厳しいと感じます。そして、事業実施に当たっては、大阪府が定める事業計画に沿って作成するとなっています。しかし、大阪府からいまだ示されておりません。内容も、調べる限り、冊子や講演など間接的なものにしか適用しません。具体的なことをしないと、もったいなく感じます。

結婚支援事業として、街コンを実施することは、地元の飲食店を活用することにより、地域の活性化や摂津ブランドのＰＲ、また魅力づくりにもつながるため、国からの補助は得られなくても、市の単独事業として実施してもいいと思います。するべきだと考えます。

街コンだけで少子化問題を解決できるとは思っておりません。しかし、今まで国や政府がいろんな対策を講じてきたにもかかわらず、この少子化の流れを変えることはできなかった。このことを深刻に受けとめ、市町村レベル、地方自治体目線で何ができるのかを考えたとき、街コンも一つのツールとして私はありだと考えます。

行政が街コンをバックアップ、支援、後援するなんて考えられないという意見もあると思います。市外の人間にもお金を使うのか、若者の飲食に税金を使うかのように、市民のコンセンサスが得られないかもしれません。しかし、先進的に摂津市が若者定住に向けた街コンを主導することにより、摂津ブランドのイメージアップと考えると、私は摂津市にとって総合的にプラスだと考えます。

街コンは、現在、全国的に普及し、名前自体も浸透、定着しております。民間業者や商工会、商店街など、主催団体はいろいろあります。また、街コンよりもっと踏み込んだのが婚活です。ちなみに、他市ですが、鳥取県米子市は、昨年５０万円、岡山県美咲町は７０万円、お金を出しています。何が言いたいのか。各自治体、男女の出会い、少子化問題に必死だということです。ぜひ、最後にシステム運用方法は民間の知恵をおかりするとして、男女の出会いを提供する街コンを少子化対策の一つと位置づけ、前向きに検討していただけるよう

要望します。

以上で終わります。

○村上英明議長　これで中川議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午後０時　　休憩）

---

（午後０時５９分再開）

○村上英明議長　休憩前に引き続き再開します。

次に、木村議員。

（木村勝彦議員　登壇）

○木村勝彦議員　それでは、順位に従って一般質問を行います。

まず最初に、通学路の安全対策についてであります。

私は、平成１７年第４回定例会において、議案第１０５号に対する賛成討論の中で、統廃合問題について、市民と事前に話し合いをして約束をしたことを三つ指摘をいたしました。

一つ目は、旧味舌小学校の体育館を災害時の避難場所として残すこと。二つ目は、通学路の安全対策、具体的には正雀本町二丁目、イー・ティー・ワン前に信号機の設置をすること。三つ目は、味舌小学校と味舌東小学校を統合した後の校名は味舌小学校とすること。以上、三つのことを約束したことを踏まえて議案に賛成をしました。

結果として、体育館は避難所として指定をされ、校名は味舌小学校と決定され、そのことによって１４０年の伝統を守ることができたことは、自分の母校として大変誇りに思いました。

通学路の問題につきましては、三島荘住宅自治会や阪急住宅自治会などの児童のうち、地域によっては本来の通学路である市民図書館横にある市民図書館北交差点や府道十三高槻線と正雀一津屋線の交差をする正雀三丁目交差点の横断歩道を渡らずに、近くの正雀一津屋線エミ薬局前の信号機のない横断歩道を横断しており、大変危険であるということを地元自治会から要請をいただいておりました。

正雀本町二丁目２１の１、イー・ティー・ワン付近に現在設置されている横断歩道に新たな信号機を設置して、通学路の安全を図るというように要望してまいりましたけれども、その後、教育委員会の通学路の指定に対する取り組みについて、信号機の設置についてどのような進捗となっているのか、お答えください。

２番目に、府道用地の有効利用についてであります。

昭和４２年に大阪府の都市計画決定が行われた府道十三高槻線は、反対、賛成、紆余曲折を経て、十三高槻線反対期成同盟として、一部地下構造とし、上部について地元が利用することができることで合意をして、地元自治会、大阪府、摂津市との間で工事着工協定の締結がされました。

そして、工事に着手をされました。先般、４月２５日に、本線の開通の見学会が行われ、本線が開通をしました。側道の整備も、平成２７年４月には工事が完了します。上部利用の進捗についてお伺いします。

３番目に、防災対策についてであります。

昨日、異常気象による１時間１１０ミリの短時間大雨警報が発令される中、局地的大雨で首都高速が水浸しとなり、埼玉県和光市では高架下で車が水没する中で、女性が閉じ込められる事故が発生をしました。その前には、三鷹市では季節外れのひょうが積もって、翌日も残っていました。

摂津市では、昨年の９月１５日、この日は第１２回の摂津市議会の選挙の投票日でありました。朝から降り始めた雨が夜中に豪雨となり、安威川、大正川が溢水をするおそれのある特別警戒水域まで達したことから、夜中２時ごろに市長をトップとする災害対策本部を設置されました。幸いに大事に至らず、無事朝を迎えられたことで安堵いたしました。

私は、新人議員のころ、先輩議員から、過去において安威川が決壊をして市役所庁舎が浸水をして大きな被害を出したことを聞かされました。治山治水は政治の要諦であるということを教えられました。

私の毎日の散歩のコースに、安威川橋が入っています。橋の上から河川を注意して見ておりますと、大阪湾の干潮時の影響と思われる浮島が多く出現します。その数が年々増加しているように思います。これは、土砂の堆積が進んでいると感じています。茨木土木事務所にしゅんせつを強く働きかけるべきだと考えますが、市の対応をお問いいたします。

次に、正雀川は、正雀下水処理場が廃止をされ、水量が大幅に減少しています。過去、ユスリカが発生をし、人工的に島がつくられましたけれども、現在、その島に草が茂っていて、ゲリラ豪雨の水量が増加したとき、流れを妨げることになります。早急に除草、しゅんせつをすべきであります。茨木土木に要請すべきであると考えますが、お考えをお聞かせください。

以上、３点についてお答えください。

○村上英明議長　答弁を求めます。土木下水道部長。

（山口土木下水道部長　登壇）

○山口土木下水道部長　通学路の安全対策についての土木下水道部に係りますご質問にお答えいたします。

府道正雀一津屋線イー・ティー・ワン前の正雀本町二丁目北交差点につきましては、小学校統廃合に伴います味舌小学校通学路の安全対策の一環として、平成１９年に教育委員会とともに摂津警察署へ信号機の設置の要望を行っております。

また、平成２２年には、地元自治会からも通学する児童の安全を確保するために信号機の設置の要望が提出されており、本市も以降、摂津警察署へ毎年要望書を提出してまいりました。

このような要望活動の結果、本年４月に摂津警察署より信号機設置が決定された旨、連絡があったものでございます。

当該交差点の信号機につきましては、府道十三高槻線と正雀一津屋線の交差点にある正雀三丁目交差点との距離の問題や信号機設置場所の検討に時間を要したなどから、これまで信号機設置は見送られてきましたが、地元自治会などの強い要望活動や信号機設置場所について関係機関との協議も調ったことなどから、本年度、押しボタン式信号を設置する運びになったものでございます。

なお、設置につきましては、年度内に完了の予定と伺っております。

続きまして、防災対策についてのご質問にお答えいたします。

安威川のしゅんせつにつきましては、これまでも河川管理者でございます大阪府茨木土木事務所に要望を行っておりますが、河川管理者からは、５年に一度実施する河川測量で、土砂の堆積状況を把握し、土砂などが河川断面の２０％を阻害する場合にしゅんせつするという全国的な基準があると聞いております。

安威川においては、直近では平成２３年

度に河川測量が行われておりますが、議員ご指摘の安威川橋付近につきましては、阻害率が２０％を下回っているというしゅんせつ対象箇所から外れております。

河川管理者からは、月に１回の河川パトロールを通じて土砂の堆積状況などの把握に努めていることや阻害率が２０％に至らない場合でも、河川敷の遊歩道に土砂が堆積するような場合は、しゅんせつを行っているとも聞いております。

しかしながら、本市は地形的に低地であり、一たび河川が氾濫いたしますと甚大な被害も予想されます。また、全国的に異常とも言える豪雨が発生しており、昨年９月１５日は、安威川も特別警戒水位寸前という状況に陥りました。安威川の整備水準が現状１０年確率の降雨に対応したもので、整備目標である１００年降雨確率に対応できるのは安威川ダムの完成後とも聞いております。

このような状況から、しゅんせつによる河川断面をできるだけ確保していく必要があると考えており、引き続き河川管理者に対しまして早期のしゅんせつを要望してまいります。

また、正雀川についてでございますが、河川を管理いたします大阪府茨木土木事務所は、正雀川は吹田市岸部五丁目地内で分岐しており、ほとんどの水は正雀川分水路を経て山田川へ流れ、分岐点下流の正雀川には毎秒１０立方メートルを超える水は流下しない構造となっていると聞いております。また、分岐点から下流で、大きな流域はないとも聞いております。

一方、阪急正雀駅南側は、河川断面は毎秒４０立方メートルの流下能力があるということでございます。河川内で草が繁茂していても、流下能力上は問題がない旨聞いております。しかしながら、本市といたしましては、美観、景観の観点から問題があると考えておりますので、今後、河川内の草刈りを要望してまいります。

以上でございます。

○村上英明議長　教育総務部長。

（山本教育総務部長　登壇）

○山本教育総務部長　通学路の指定についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の箇所につきましては、教育委員会といたしましても、児童の安全な通学のため、信号機の設置が必要であるとの認識のもと、土木下水道部と歩調を合わせ、摂津警察に対して要望を行ってまいりました。

通学路に関しましては、学校長が保護者を初め地域住民の方々と関係者と協議をして、適切な通学路を指定するということになっております。

また、教育委員会は、関係機関等から通学路に関する情報を得たときは、速やかに学校長に提供するものと定められております。

このたび、摂津警察署から市に対して、信号機設置の決定がおりたとの連絡が土木下水道部にありましたことを教育委員会としてもお聞きし、その内容を味舌小学校に対して情報提供いたしたところでございます。

学校長からは、信号機の設置時期が明らかになった時点で、地域の関係者の方々と通学路の件について協議に入っていくとのご意向を確認いたしております。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　ご質問の十三高槻線の上部利用の現状と今後のスケジュールについて、お答えいたします。

都市計画道路の十三高槻線正雀工区は、平成１１年に事業着手し、正雀川のアンダーパスなど長期的な工事を経て、ことし４月２５日に地下道部分の交通開放を行いました。また、平成２６年度末には、側道部分の整備が完了する予定となっております。

地下道部分の上部利用については、本年６月１１日に、関係部署である総務部及び保健福祉部、都市整備部による調整会議を行い、大阪府の道路電気設備を除き、上部利用が可能な敷地、幅約１６メートル、長さ約８０メートルの敷地となり、横断する道路配水管と計画されている水道や下水道の引き込みを考慮しますと、建物部分長さ３５メートルと公園部分長さ４５メートルとに区分けすることを確認いたしました。

今後は、この区分けに基づき、府の側道整備工事と敷地周辺整備の調整を行っていく予定です。具体的な上部整備につきましては、平成２７年に実施設計、平成２８年に建設完了を目指し、地元関係団体と調整を行いながら進めていく予定です。

○村上英明議長　木村議員。

○木村勝彦議員　信号の問題は、これは当初信号を設置する場所の近くの地権者からクレームがつきましたし、府警本部から調査に入られて、ここは無理だというような決定も下された中で、地元も頑張りましたし、役所のほうも大変頑張っていただいて、先般、摂津警察のほうから大体めどがついたという報告も私は受けております。

そういう点で、ある程度見通しはついてきましたけれども、やはり先ほど申し上げましたように、信号機と同様に、やはりそこには通学路に認定をされなければならないという一つの大きな難関がございました。そのことも、ほぼ教育委員会として努力をしてクリアされるということで、大変安心をしておりますし、そういう点では地元の正雀本町二丁目、三島荘、阪急住宅のお母さん方、子どもさん方は大変安心されて喜んでおられると思います。

そういうことで、今後とも設置実現をするまでしっかりと見届けていってもらいたいと思います。

防災問題につきましては、先ほど申し上げましたように、昨年の９月１５日にそういう事態が発生をして、災害対策本部まで設置をされたという実態、そしてまた先ほど申し上げましたように、過去に安威川が決壊をして市役所が水没をするというような事故も起こっておりますし、そういう点では、安威川の整備目標である１０年確率、そういうことも今の時代には通用しない時代に入ってきております。全国各地でゲリラ豪雨が発生をして、いろんな被害が多発しております。そういう点では、そういう１０年確率あるいは１００年確率を超越して、やはり現実を踏まえて、危険のある河川については、しゅんせつをしてもらう。そういうことについて、茨木土木にやっぱり強力に申し入れをしてもらうということをこの機会に改めてお願いをしておきたいと思います。

府道の上部利用につきましては、これは十三高槻線反対期成同盟が結成をされて、建設されるまでの間、５０年間、反対運動が続いてまいりました。そして、いよいよ正雀一津屋線まで完成する中で、強制執行を待つだけでは能がないと。やはりここで方向転換をして、一部地下にしてその上に上部利用さすと。そして、上は地元が利用するということで協定を結んでできた問題です。これはやはり大きな運動の成果だったと私は思っております。

そういう点では、長年運動を続けてこられた方の思いを十分理解をしてもらって、上部利用については地元がみんなが楽しんで利用できる、そういう施設にしてもらいたいと思います。

そういうことで、今後のそういう整備の努力、この問題にはやはり正雀第１集会所の問題、あるいはまたデイハウスの問題、いろいろ複雑な問題があります。そういう問題も全てクリアをして、本当に上部利用ができてよかったということになるように、しっかりと頑張ってもらいますように、この機会に改めてお願いをしておきたいと思います。

以上で終わります。

○村上英明議長　木村議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

（藤浦雅彦議員　登壇）

○藤浦雅彦議員　それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

最後の質問者となりましたけれども、最後まで元気いっぱい頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

１番目に、第２期摂津市地域福祉計画の検証作業及び次期計画の策定並びに地域ささえあいプランの実施に当たっての社会福祉協議会の役割と実態についてです。

私は、１３年前に市議会議員になって初めて参加をさせていただいた自治研修会で、この地域福祉計画のことを勉強しましたが、そのときにこれこそ地域福祉の切り札だというふうに確信をして以来、ライフワークとしてこれまでに本会議場でも６回質問させていただきながら、その実現に取り組んできたことを思い出します。

今、なぜ再びこのことについて質問することになったかと言いますと、第２次計画が平成２６年度で最終年を迎える。そうした中で、国においては社会保障制度の改革がどんどん進められている。去る６月１８日には、国会において、医療・介護総合確保推進法が可決成立をいたしました。これによりまして、２０２５年問題をにらみながら、高齢者が住みなれた地域で医療、介護、生活支援サービスなどを一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築をし、病気を発症して間もない時期から在宅医療、介護まで一連のサービスを地域で総合的に確保していくことになります。

今回、地域包括ケアシステムに関連をして、国に対して意見書を提案させていただいておりますが、具体的には、この第６期せっつ高齢者かがやきプランを中心にさまざまな計画に盛り込まれていくことになると思います。

その中で、特に見守り、配食、買い物など多様な生活支援の確保、それから最近問題視をされております高齢者の徘回、見守りといったような分野は、この地域福祉計画とその行動計画にあります社会福祉協議会が策定をしている地域ささえあいプランが大変大きな役割を担うことになります。

また、その推進団体である社会福祉協議会の活躍が大変大きく期待をされているところであります。

そうしたことを確認する意味で、今回質問させていただきます。

最初に、第２期摂津市地域福祉計画の検証作業の概略と次期計画の策定及び課題について、また地域ささえあいプランの実践と社会福祉協議会の役割及び実態と課題について、答弁をお願いいたします。

次に、地方公会計制度の導入と自治体ク

ラウドについてですが、総務大臣から今後の地方公会計の整備促進についての通知が発信をされております。そのことを受けて、本市の認識と現状及び方向性についてご答弁をお願いいたします。

次に、第２次摂津市子ども読書活動推進計画の検証と次期計画の策定及び子どもが集まる魅力ある学校図書館づくりについてであります。

学力と読書の間には大変深い大きな関係があり、学力問題は読書環境問題であると言っても過言ではありません。そうした意味から、特に学校図書館の充実について質問させていただきたいと思いますが、１回目には、第２次摂津市子ども読書活動推進計画が平成２６年度で最終年を迎えておりますが、その検証と次期計画の策定についてご答弁をお願いいたします。

以上で１回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

（堤保健福祉部長　登壇）

○堤保健福祉部長　第２期摂津市地域福祉計画の検証作業及び次期計画の策定並びに地域ささえあいプランの実施に当たっての社会福祉協議会の役割と実態についてのご質問にお答えいたします。

平成２１年度に策定いたしました第２期摂津市地域福祉計画の検証作業につきましては、毎年２回推進協議会を開催いたしまして、計画の進捗状況の確認を行っております。

次期計画の策定につきましては、当初予定では５年の計画年度を終え、本年度、次期計画を策定する予定でございましたが、上位計画である大阪府の第２期大阪府地域福祉支援計画が生活困窮者自立支援法制定等の関係から策定年度が１年延長となり、平成２６年度に策定予定となりました。このことから、本市の計画におきましても、大阪府の次期計画の骨子、要点等を踏まえた上で策定する必要があると考え、地域福祉計画推進協議会で諮り、来年度に策定をさせていただくこととなりました。

次期計画の策定に当たりましては、今年度から市内１２か所におきまして社会福祉協議会と共同で地域福祉懇談会を開催し、地域福祉の課題、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。地域福祉推進計画である地域ささえあいプランの実施に当たっての社会福祉協議会の役割等につきましては、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域社会の共通問題の解決に向けた活動とそれぞれの地域に根差した地域福祉を実践し、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進いたしております。

○村上英明議長　総務部長。

（有山総務部長　登壇）

○有山総務部長　公会計制度の導入と自治体クラウドについてのご質問にお答えいたします。

地方公会計の整備促進につきましては、総務省において、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に図ることや財政の効率化・適正化の推進等を目的に、今後の新地方公会計の推進方策や基準のあり方等について議論が進められ、今回、今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書が取りまとめられたところでございます。

報告書の中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されており、今後、平成２７年１月ごろまでに具体的なマニュアルを作成し、原則として平成２７年度から３年間で全ての地方公共団体におい

て統一的な基準による財務書類等を作成するよう、要請していく予定となっております。

また、新公会計制度に係るシステムの整備についてでございますが、国の意向では、システムの整備の重複投資を回避するため、クラウド型システムを視野に入れた地方公共団体共通のシステムを一括構築をし、平成２７年度のできる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供していくことを予定されております。

本市におきましては、昨年度よりファシリティマネジメントの観点から公有財産台帳の整備を進めておりますが、本格的な複式簿記、発生主義に基づいた新公会計制度の導入には至っていない現状でございます。

本市といたしましては、国や近隣市の取り組み事例の動向を注視し、制度導入のための経費負担を上回る効果やメリットがどの程度あらわれるのか、導入後の事務負担等も慎重に見きわめた上で、本格的な制度導入の必要性や時期を含めまして、そのあり方について判断してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　生涯学習部長。

（宮部生涯学習部長　登壇）

○宮部生涯学習部長　第２次摂津市子ども読書活動推進計画の検証と次期計画の策定についてのご質問にお答えいたします。

本市では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成１７年度に摂津市子ども読書活動推進計画、平成２２年度に第２次計画を策定し、子どもの読書活動の充実に取り組んでおります。

本推進計画につきましては、毎年、次年度実施に向けまして各推進項目を検証し、進行管理を行っております。

図書館職員による出張おはなし会や４か月児健診に合わせて読み聞かせを実施し、絵本を配布するブックスタート事業、ママパパ教室での絵本読み聞かせの啓発活動、また市内小中学校における読書活動推進サポーターによる学校図書館活動の充実、活発化など、子どもの読書活動の推進に一定の成果を上げることができたものと考えております。

次期計画につきましては、これまでの成果や課題、また現在の社会状況の変化などを踏まえ、読み聞かせの活動の推進や学校における読書活動の充実を図るとともに、学校図書館と市民図書館との連携を強化するなど、子どもがみずから進んで読書に親しみ、生涯にわたる読書週間が身につくよう、第３次の子ども読書活動推進計画を策定し、施策の充実を図ってまいります。

策定スケジュールにつきましては、本年度、関係各課より第２次計画の成果及び課題を整理した上で、社会教育委員会議及び図書館等協議会での審議、パブリックコメントの実施を経て、平成２７年３月をめどに策定する予定といたしております。

○村上英明議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

１番目の次期摂津市地域福祉計画の策定についてですけども、先ほどの答弁では、大阪府の上位計画に生活困窮者自立支援法関連を盛り込むということで、１年おくれるということでございました。また、今年度からは、市内１２か所で地域福祉懇談会を実施して、課題やニーズを把握されるとのことでございます。どうか活発な意見が出されるように、創造的な懇談会の運営をお願いをしたいと思います。

そして、地域福祉計画について、まだま

だ市民啓発をしっかりと行っていただきながら、意見集約を行い、策定をお願いいたします。

策定に当たりましては、さまざまな計画、特に摂津市の総合計画とか、また健康せっつ２１、これから策定されますかがやきプランなどの計画と整合性をしっかりとらないといけないと思います。

特に、これから策定されていく地域包括ケアシステムとの整合性も大変重要だと思います。

こういった面で、どのように考えておられるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、社会福祉協議会は、自治会や校区福祉委員会などを通じて福祉現場に大変深くかかわっておられると思いますが、さらなる役割を担う活動を展開するために、その課題についてどう考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

それから次に、公会計制度の導入についてですけども、財政の見える化を進めるということは大変重要なことであります。先ほど国の動き等について細かくご答弁いただきましたけれども、私どももこの導入については大変推進をしております。どうか、導入に当たってはさまざまな問題があると思いますけれども、一つ一つその問題を乗り越えていただいて、先ほど２７年度から３年間をめどにという導入のスケジュール感も示されましたけども、総務省の通達に基づいて、遅滞なく粛々と導入を進めていただきますように、これはお願いし、要望といたします。

次に、３番目の第３次摂津市子ども読書活動推進計画の策定についてでありますが、その検証方法等について、内容について先ほどご答弁をいただきました。

これは第３次になりますので、さらに次なる課題を明確にしていただきながら、そしてさらに子どもの読書環境が向上するように、次期計画の策定、しっかりとお願いをしたいと思います。これは要望しておきたいと思います。

その中で特に、学校を中心とした図書館づくりについて、さらに質問させていただきたいと思います。

子どもが集まる魅力ある図書館づくりについて、私ども公明党議員団は、先ごろ市内の三宅柳田小学校、そして味舌小学校、また第二中学校、第五中学校のそれぞれ学校図書館を視察をさせていただきました。それ以外にも、私は地元の千里丘小学校とか、また第三中学校の図書館もよく知っております。

中学校では、総体的に子どもたちが手にしないだろうと思われるような大変古い文学全集などが比較的多く、その所蔵冊数を稼いでいるような気がいたしました。中には、学校開設以来並べられていると思われるような本も結構存在していました。思い切って廃棄処分すべきだと思いました。

また、本の配置や飾りつけ、環境づくりは、この配置されている読書活動推進サポーターさんの感性とか力量によって随分ばらつきもあるようにも思います。

三宅柳田小学校や千里丘小学校では、低学年が下に座って読めるようなスペースも設けられていました。また、細かいことですけれども、暗幕などの紫外線対策がなされていないために、本の背表紙が焼けてくすんでしまっている残念な状態になっているものもありました。

こうしたさまざまな状態を把握をした上で、実はことし２月に私ども議員団として、森山市長、箸尾谷教育長宛てに、子ど

もたちが行きたくてたまらない学校図書館づくりで学力向上を目指すための要望書というものを提出をさせていただいております。

本市における学力・学習状況調査の結果から見えてくるものは、日常の読書時間数が全国平均よりも短い、国語の授業の理解度も全国平均よりも短いというのが特徴でした。近年の学力の低下につながる読解力の低下は、明らかに読書量の低下に比例するものであることを示しております。

そうした中で、本市では早くからブックスタートの実施や学校図書館、図書室のエアコンの設置、読書活動推進サポーターの配置など、積極的に子どもたちの読書環境の整備に努められておられることを大変高く評価するところであります。

また、国におきましては、平成２８年度までに学校図書館の図書標準冊数整備や新聞配備及び担当職員配置を目指して学校図書館図書整備５か年計画が実施をされているところであります。

本市のこれまでの取り組みが学力の向上につながるように、まずは子どもたちが行きたくてたまらない学校図書館をつくるために、さらなる取り組みを強く求めたいと思います。

細かいことも含めて、次のことについてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

１番目には、学校図書標準冊数を割り込んでいる小学校が９校、それから中学校が４校ありますが、図書購入のための予算措置を行うとともに、各校ともに新聞を配備することについて。また２番目には、探したい本がすぐ見つかるように工夫をされた書架の配置をすることについて。３番目には、古い図書の整理、入れかえや傷んだ本の補修をすることについて。４番目には、学校読書活動推進サポーターの個人差を補うために、先進事例視察や研修会等で夢のある場所を演出するための装飾や管理運営のレベルアップを図ることについて。５番目には、学習情報センターとして年間利用計画を立て、授業などさまざまに活用することについて。６番目には、子どもたちがより読書に親しめるように、市独自の読書ノートを作成することについて。これは堺市でつくられている読書ノートですけども、小学校の低学年用、それから高学年用、それから中学生用という３種類の読書ノートがつくられて、全児童・生徒に配布されています。

この中では、それぞれ読んだ本の書いた人の名前とか読み始めの日、読み終わった日、また一言の感想といったことを書くようになっていまして、１００冊を目指して、１００冊を達成すると、読書キングということで表彰されるような、こういうノートになっています。こういった独自のノートを作成することについて。

それから、７番目には、紫外線で図書が傷まないように窓に暗幕入りカーテンを取りつけることについて。８番目には、小学校図書館に子どもたちが床に座って読書ができるスペースを設置することについて。そして９番目には、今注目をされているビブリオバトルというやり方を取り入れて、学校大会とか全市大会なども企画をすることについて、それぞれお考えをご答弁お願いいたします。

以上で２回目を終わります。

○村上英明議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　地域福祉計画等に係ります２回目のご質問にお答えいたします。

次期地域福祉計画の策定に当たりましては、関係部局で作業部会を設け、各部局の意見を集約した上で策定する予定であり、各計画との整合性は図れるものと考えております。

構築を進めております地域包括ケアシステムにつきましては、さまざまな方が住みなれた地域で生活し続けることができるよう、地域における支援体制の充実を図るため、地域ケア会議や多職種連携に係る会議を開催いたしております。

今年度策定いたしますかがやきプランに、地域包括ケアシステムの理念を盛り込む予定であり、内容を十分精査した上で次期計画に反映してまいりたいと考えております。

また、社会福祉協議会がさらなる活動を展開していくことにつきましては、昨年度、社会福祉協議会は地域包括支援センター業務を受託し、相談窓口の体制整備を進めました。さらに、今年度は新規に職員の雇用を行うとともに、課・係制を導入し、指揮命令系統の見直しを行うなど、組織体制の強化にも努めております。

今後の課題といたしましては、ライフスタイルが多様化し、問題も複雑化している中、住みなれた地域で暮らせるよう、個々の状況に見合ったサービスプランの提案や地域ケア会議を代表とする地域での支援体制の確立、介護予防事業の充実など、市とより一層連携し、推進していく必要があると考えております。

○村上英明議長　次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長　それでは、魅力ある学校図書館づくりのご質問についてお答えいたします。

１点目の学校図書標準冊数を割り込んでいる学校への図書購入費の予算増額と学校図書館への新聞の配備についてでございます。

学校図書の購入予算は、例年小学校が年５５０万円、中学校２５０万円を学校の児童数、クラス数に応じて配分いたしております。

平成２６年５月現在、本市の国の定める図書標準の達成率は小学校が０．８５６、中学校が０．８２２でございます。

標準を達成している学校は、小中１校ずつでございますが、今後は、予算の制約もあり、一挙に図書標準の達成とはまいりませんが、魅力ある本を手に取りやすい形で配列するなど、より効果的なレイアウトの工夫等にも取り組みながら、学校図書館における蔵書の充実のため、予算獲得に努めてまいります。

また、新聞の配備につきましては、国の予算が１紙分しかついていないことや児童生徒のニーズの低さ等もございますが、教育に新聞を取り入れる全国的な取り組みもありますことから、今後先進的な事例の情報収集に努めてまいります。

２点目の探したい本が見つかるよう工夫された書架の配置でございますが、本市におきましては、全小中学校に配置している学校読書活動推進サポーターを中心に、探したい本がすぐ見つかるよう、日本十進分類法に基づく蔵書の分類と配置を行っております。

また、子どもたちが見て回りやすい書架の配置や本のレイアウト、さらに目をひくポップの利用など、工夫を心がけております。

また、情報が少なく探しにくい本につきましては、常駐している読書サポーターが手助けする体制を構築しております。

３点目の古い図書の整理、入れかえや傷

んだ本の補修でございます。

学校図書館では、蔵書数もさることながら、児童生徒のニーズに合った魅力のある本を整備することが重要でございますので、読書サポーターが教員と連携しながら、子どもたちの意見も取り入れながら適宜古い本を整理いたしております。

また、傷んだ本の補修につきましても、補修用品等を常備し、読書サポーターが適宜行っております。

４点目の学校読書活動推進サポーターの研修についてでございます。

現在は、サポーターの事務連絡会を年１回実施し、その際に各学校の取り組みの情報交換をしておりますが、今後は先進事例研究や研修会等の実施についても検討してまいります。

５点目の学習情報センターとして授業でもさまざまに活用することでございますが、現在でも学校図書館は授業における調べ学習の場として活用しておりますが、今後は最新の情報が手に入るよう、蔵書の選定を行うとともに、インターネットを通じた情報収集等についても検討してまいります。

６点目の市独自の読書ノートの作成につきましては、読書ノートはみずからの読書の履歴が明らかになりますことから、貯金をためるように読書が楽しくなり、またそれらの積み重ねが力になる等の事例報告もございますことから、今後その効果等について研究をしてまいります。

７点目の紫外線で図書が傷まない暗幕入りカーテンの配備につきましては、その必要性等について読書サポーターや学校と協議してまいります。

８点目の小学校図書館に児童が床に座って読書できるスペースの設置でございますが、現在、小学校では畳やカーペットを敷いたり座れるスペースのある学校もございますが、その効果や読書時の姿勢等について、他市の状況等も参考にしながら、学校や読書サポーターと協議してまいります。

９点目のビブリオバトルを取り入れ、学校や市の大会を企画することにつきましては、まずその内容や効果について情報収集に努め、必要に応じて学校にも紹介してまいります。

○村上英明議長　藤浦議員。

○藤浦雅彦議員　それでは、３回目、質問させていただきます。

１番目の社会福祉協議会の発展についてですが、先ごろ社会福祉協議会は会長がかわられて、新たにスタートされたと伺っています。先日届きました「せっつ社協ニュース」に新会長の就任挨拶が載っておりましたけども、「期待され、求められ、喜ばれる福祉サービスを展開、実施してまいる所存であります」と結ばれていました。今まで多くの人に期待をされて求められていました自主性・創造性のある社協の職員の育成と組織改革で、喜ばれる福祉サービスが展開されることを期待したいと思います。

何と言っても、一番末端の福祉現場に携わっておられるので、さまざまに求められているサービスの提案があっていいと思いますけれども、今までそういった提案があったのでしょうか。

また、そうした中から、市の委託ではなく、自主事業も展開をすることが今後の地域福祉にはぜひとも必要だと考えますけれども、こういった点はいかがお考えでしょうか。

さて、これまでの地域福祉計画は、その実施主体を社会福祉協議会、校区福祉委員

会などを通じて自治会などの地縁組織を中心に据えてまいりました。きのうの質問にもありましたように、市内の自治会加入率が以前よりも随分下がってきている。６１％ということで答弁がありましたけども、さらにこの体制だけで負担を多くしていく、まだまだいろんな福祉の活動が出てきますから、負担を多くしていくということは大変難しくなってきているのではないかと考えます。

もう少し違った角度の体制づくりも必要になってくるのではないかと思います。午前中のこの議論の中でも、この新たな資源を発掘をして、これからの地域支援事業を考えていくというふうな答弁もありましたけども、この地域福祉の考え方においても、そういった新たな資源の発掘というものは必要ではないかと考えます。

ここで一つ事例を紹介したいと思います。

一昨年、民生常任委員会で行政視察に行かれました埼玉県の行田市では、いきいき・元気サポート制度というものが実施をされています。市が実施主体となりまして社会福祉協議会が運営主体となり、市民が利用者でもありサポーターでもある有償ボランティア登録による相互扶助制度です。この制度については、平成２４年第３回定例会で、我が党の南野議員が一般質問で導入についての是非を問うていますが、そのことに対して、当時の担当部長からは、本市においても行田市の制度を目標に、まずは福祉に関する総合窓口の設置などについて調査研究していくと答弁があり、非常に肯定的なイメージを抱いております。次期地域福祉計画の策定に向けて、今年度から地区懇談会も実施をされるということから、地縁組織を主体にした体制以外の体制の構築をにらんで、もう一歩踏み込んだ意見が集約できるように取り組んでいかれてはどうかと思いますが、そのことについてご答弁をお願いします。

それから、魅力ある学校図書館づくりについてですが、細かいところをいろいろとご答弁いただき、ありがとうございました。

まず、標準冊数についてです。

特に、中学校で古い本を多く所蔵しているという話をしました。古い本を除くと、随分その冊数が下がると思います。標準冊数に達成している、２校あると言われました。その一つは第三中学校ですね。そのうち半分近くは、大変古くて生徒が手を出さないような本です。読書サポーターさんによっては、それも大事だというふうに、そういう感覚の方もおられるかもわかりません。しかし、蔵書数が減ってしまうということもあって、なかなか学校でも捨てづらい、処分しづらいというのが現状ではないでしょうか。ここは勇気を持って古いものは処分をしていただきたいと思います。

蔵書は量より質だというふうにもおっしゃいました。これも理解できます。しかし、実態を把握をした上で、最低必要量は要ると思います。どうか実態の把握をぜひお願いをしたいと思います。

また、飾りつけ、配置などは、読書活動推進サポーターのレベルを上げ、情報交換などをすれば、幾らでも向上できるのではないかと思います。本市のサポーターも、先ほど年１回の事務連絡と言われてましたけども、できれば月１回、情報交換会、研修会、先進事例の視察など、もっと活発な取り組みをお願いしたいと思います。

教育委員会のほうで、学校図書館の一斉点検をぜひ実施をしていただき、実態を細

かく把握をしていただいて、古い本の処分や環境の改善を実施をいただき、その上で明年以降に本当に子どもたちが集まる魅力ある学校図書館を構築し、学力向上にもつながっていく取り組みを展開していただきたいと思います。

そのためには、市長の決断による予算組みも必要となります。これは強くお願いを申し上げ、要望しておきたいと思います。

地元千里丘小学校の取り組みを紹介したいと思います。

千里丘小学校の図書館も以前は古い本が多く存在していましたが、１１年ほど前に思い切って古い本の整理をしました。案の定、図書館の本棚がすかすかになってしまいました。これではいけないと、ＰＴＡで読書環境の充実をテーマに学校、ＰＴＡで学校図書館の充実に取り組み、毎年ＰＴＡ予算としては２０万円を、１０年間以上にわたって図書の購入を続け、また保護者に呼びかけて家庭で大事にされてきた子ども向け図書を贈呈をしていただいたり、図書の確保に奔走してまいりました。

保護者で図書委員を編制をして、昼休み、放課後、夏休みのプール指導日などの図書室開放や本の修理、図書室に季節感のある飾りつけを行い、ＰＴＡ図書新聞を発行して、夏休みの工作展などを図書室で開催するなど、保護者にできるだけ図書室に関心を持ってもらう努力も行ってまいりました。

１０年前はエアコンもなく、夏は扇風機を何台も設置をしていました。やがて、図書室にエアコンが設置をされ、その後、読書活動推進サポーターが配置をされましたが、今でも図書委員とサポーターさんと一緒になって活動しております。

また、保護者によるおはなし一座という学校内サークルが十数年前からあり、朝の読書タイムや平和登校のときに読み聞かせボランティアも行っております。

学校図書館のあり方もやっぱり関係者による協働が大事ではないでしょうか。市は本を買う予算を提供していただいておりますが、ソフトの面でよりよくしていくには、学校であり、子どもたちであり、保護者であり、地域であるかもしれません。そうした関係者が一緒になってつくり上げてこそ、生きた読書環境ができ上がるのではないかと思います。

大阪府でも、すこやかネットを発展させて、学校支援ボランティアの推進というのを推進をしています。その中には、この図書館のボランティアなども取り上げられています。大変取り組みやすい事例だと思います。まずは、モデル校を指定をして実施をするという方法もあります。

最後に、教育長に、この図書環境の整備、学校図書館のあり方、協働による学校図書館の管理運営についてどのように考えておられるのか、また子どもたちの図書の推進について、どういう構想を持っておられるのか、最後にお尋ねをして私の質問を終わりたいと思います。

○村上英明議長　答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長　次期地域福祉計画の策定に係る３回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、社会福祉協議会独自のそういう活動についてでございますけれども、午前中の弘議員さんの質問にもございました地域福祉活動拠点などがその例ではないかと思っております。この事業につきましては、社会福祉協議会が３分の２の財源を出し、それに対して市がまた残りの財源を補助す

るという形で整備をさせていただいているところでございます。

また、ここを拠点としまして、小地域ネットワーク事業など、まさしく地域福祉の細かいところに届くような事業をされているというふうに思っております。

また、新たな資源の発掘についても、今申し上げましたような地域福祉活動拠点だけでは、今後、介護予防事業の市町村化ということになかなか対応できるものではないというふうに考えておりますので、また歩いていけるところにそういうものが確保できるよう、社会福祉協議会とも協力しながら、新たな資源発掘を目指していきたいというふうに考えます。

それから、藤浦議員さんから行田市の実施されておりますいきいき・元気サポーター制度についてご説明をいただきましたけれども、私どもも行田市さんのそういった元気サポーター制度の創設の経過や取り組みの状況についてご報告を受けております。行田市さんや行田市の社会福祉協議会の熱意を持った取り組みであるというふうに感じました。本事業につきましては、地域において支え合いミーティングを重ねられ、集めた市民の声を結び、年月をかけて築き上げられたと聞いております。

本市におきましても、次期地域福祉計画の策定に向け、今年度から実施予定の地域福祉懇談会や既に実施いたしております地域ケア会議におきまして、市民の皆様の声を聞かせていただきながら、社会福祉協議会などの関係団体と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

○村上英明議長　教育長。

○箸尾谷教育長　学校図書館に関するご質問にお答えします。

学校図書館には、大きく分けて二つの役割があるというふうに考えております。

一つは、子どもたちが自分で自由な本を好きに選んで読書に親しみ、読書の楽しさを知るといった読書センターとしての役割、そしてもう一つは、調べ学習等に代表されるように、辞書や辞典あるいはインターネット等を活用して、物を調べたりあるいはまとめたりするといった情報の集積所といいますか、学習情報センターとしての役割、大きく分けてこの二つがあるかなというふうに考えております。

昨年出されました国立青少年教育振興機構の子どもの読書活動に関する報告書というものがありまして、それによりますと、相関関係を調べた六つの調査項目があります。

一つが、未来志向、社会性、自己肯定、意欲・関心、文化的作法・教養、そして市民性、この六つの項目なんですが、この六つの項目とも全てにおいて、子どものころに読書活動が多かった成人ほど、現在の意識・能力が高いというような結果も出ております。

そういった意味で、本市の子どもたちにも学校図書館や市民図書館等を大いに活用していただいて、読書の習慣をつけていただきたいというふうに考えております。

そしてまた、私個人的には、それらに加えまして、学校図書館、特に放課後の活用を考えていきたいなというふうに思っております。

家に帰ってもなかなか学習する環境にない子どもでありますとか、中学校でも部活動をしていなくて、特に目的もなく放課後を過ごすような子どもが本を読んだり宿題をしたりしながら、他学年あるいは他クラスの子ども、そして読書サポーターといった方々と一緒に過ごすことができる場所と

いう意味です。ふだんの学級での友達関係、人間関係とは異なるそういったさまざまな人とのかかわりが、教室とは違った意味で子どもたちを成長させてくれるんではないかなというふうに考えております。

そのためにも、何と言っても、そういった活動を支援していただきますＰＴＡの図書サークルの方々や、あるいは民生児童委員さんを含め、保護者や地域の方々の協力が欠かせないものというふうに考えております。

今後、今議員のほうからお示しいただきました千里丘小学校での取り組みでありますとか、あるいはご要望いただいております趣旨なんかも踏まえながら、子どもたちが自分のペースで安心して過ごし、本や人と触れ合いながら、学習し成長できる場を地域の方々と一緒につくり上げていきたいなというふうに考えております。

○村上英明議長　藤浦議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程２、議案第４０号など４件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

（野口博総務常任委員長　登壇）

○野口博総務常任委員長　ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

６月１１日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４０号、平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分、議案第４５号、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第４６号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の以上３件について、６月１３日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査をしました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○村上英明議長　文教常任委員長。

（嶋野浩一朗文教常任委員長　登壇）

○嶋野浩一朗文教常任委員長　ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

６月１１日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４０号、平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分について、６月１３日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○村上英明議長　民生常任委員長。

（森西正民生常任委員長　登壇）

○森西正民生常任委員長　ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

６月１１日の本会議において、本委員会に付託されました議案第４０号、平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分及び議案第４１号、平成２６年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）の以上２件について、６月１２日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○村上英明議長　委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　討論なしと認め、討論を終わります。

議案第４０号、議案第４１号、議案第４

５号及び議案第４６号を一括採決します。

本４件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、本４件は可決をされました。

日程３、報告第６号を議題とします。

報告を求めます。

土木下水道部長。

（山口土木下水道部長　登壇）

○山口土木下水道部長　報告第６号、和解に関する専決処分報告の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、報告第２号のとおり、支払督促の申し立てが、異議の申し立てにより訴訟に移行しましたが、その後、和解に至りましたので、地方自治法第１８０条第１項の規定により、平成２６年６月１３日に専決処分し、同条第２項の規定により報告するものでございます。

事件番号、和解の相手方、和解の条項は報告第６号の記載のとおりでございます。

１ページの１、事件番号でございますが、貸し付けが２口ございますので、それぞれ別の事件番号が付されております。

２ページをご覧ください。

３、和解条項につきましても、事件番号ごとに記載いたしております。

和解に至る経緯でございますが、平成２６年５月２７日に、吹田簡易裁判所にて通常裁判が行われました。市は一括返還を求めておりましたが、相手方は経済的事情により一括返還が困難であり、分割納付を希望される旨の主張があり、これを受け、裁判官から和解の勧告がございました。

市は、この勧告に応じ、別室にて司法委員と話し合い、相手方の経済状況などを把握する中で、一括での返還が困難と判断されることや、月々の分割額も市によって著しく不利益なものでないと判断されることから、和解に応じたものでございます。

和解の内容につきましては、２ページの（１）、（２）それぞれのア、イに記載のとおり、未償還元金、支払督促申立費用、裁判費用を合計した金額を分割し、毎月月末までに納めることとしております。

また、滞納が２回になった場合の取り決めにつきましては、（１）、（２）それぞれウに記載のとおりでございます。

（１）、（２）のエ、オにつきましては、それぞれアに規定した債務以外は相手方に請求しないこと、また和解条項に定めているもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するものでございます。

（１）、（２）のカにつきましては、それぞれ訴訟費用は、ア（イ）の支払督促申立費用及び（ウ）の裁判費用を除き、各自が負担することと定めているものでございます。

以上、和解に関する専決処分報告の内容説明とさせていただきます。

○村上英明議長　報告が終わり、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程４、議会議案第７号など４件を議題とします。

お諮りします。

本４件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本４件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

弘議員。

（弘豊議員　登壇）

○弘豊議員　日本共産党市議会議員団を代表して、議会議案第８号に対する反対討論を行います。

今回の意見書案に反対する理由の第１は、意見書の中で介護基盤整備について推進を図るための支援強化を求めていますが、そもそも全野党の反対を押し切って与党のみの賛成多数で成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、地域医療・介護総合確保法案そのものが高齢者の医療・介護をないがしろにするものであり、到底認められるものではないからであります。

同法は、特養ホームの入所者を要介護３以上に限定するとしています。特養ホームの待機者約５２万人のうち、１７万８，０００人は要介護１、２の人です。これらの人は、虐待など一部の例外を除いて対象外となり、待機者の枠からも除外されてしまいます。行き場のない高齢者が劣悪な環境のお泊まりデイなどに押し出されることが危惧されます。

このことについて、政府は、サービス付き高齢者住宅などを受け皿にすると言いますが、月額１５万円から２５万円もの負担が必要で、特養ホーム申請者の多数が貧困、低年金である現状からも受け皿にはなり得ません。

また、同法では、利用料について、単身者で所得１６０万円以上の方はこれまで１割負担だった介護保険サービスが、２割負担に倍加することになります。また、入院難民、みとり難民が社会問題になっているのに、病床の大幅削減を進めようとしています。さらに、都道府県に病床再編計画をつくらせ、従わない場合はペナルティーまで科して在宅に押し戻す計画であり、重大です。

反対する理由の第２は、患者７人に看護師１人体制をとる病床を９万床も削減する診療報酬改定を行い、病院から患者の追い出しを加速させ、入院から在宅を強引に進めながら、在宅の基盤を悪くする診療報酬改定をさらに進めることにも矛盾があります。

意見書案指摘のとおり、ことし４月から訪問診療の報酬引き下げが行われました。これは、月２回以上定期的に訪問診療を行った場合、老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者住宅、マンションなど、同じ建物に住む複数の患者を同じ日に診療すると、診療報酬を約４分の１に大幅に削減するとし、既に医療現場に苦難と混乱をもたらしています。

意見書案にある適切な調査と対応を求めるよりも、このようなやり方は即刻やめるよう求めるべきです。

反対する理由の第３は、意見書に取り上げている支援策そのものが消費税を増税して、社会保障・税一体改革を推進することを求めているからであります。すなわち、国民に負担を押しつけて、医療も介護も福祉の後退の方向であり、認められません。

このように、地域包括ケアを市民の立場に立って進めるのであれば、政府が進めている診療報酬改悪や地域医療・介護総合確保法、これを撤回させることこそが必要であり、そうでなければそれこそ医療・介護の給付抑制の道具としての地域包括ケアシステムになってしまうということ。このことを指摘をし、反対の討論とします。

○村上英明議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　以上で討論を終わります。

議会議案第７号、議会議案第９号及び議会議案第１０号を一括採決します。

本３件について、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明議長　異議なしと認め、本３件は可決をされました。

議会議案第８号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○村上英明議長　起立者多数です。

よって、本件は可決をされました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成２６年第２回摂津市議会定例会を閉会します。

（午後２時１２分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長　　村　上　英　明

摂津市議会議員　　中　川　嘉　彦

摂津市議会議員　　増　永　和　起

☆　添　付　資　料

# 平成２６年第２回定例会審議日程（案）

| 月　日 | 曜 | 会　議　名 | 内　　容 | 開 議 時 刻 |
|---|---|---|---|---|
| 6 ／ 11 | 水 | 本会議（第１日） | 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 | 10:00 |
| | | | （議会議案届出締切　17:15） | |
| 12 | 木 | | 民生常任委員会（第二委員会室） | 10:00 |
| 13 | 金 | | 総務常任委員会（第一委員会室）<br>文教常任委員会（第二委員会室） | 10:00<br>10:00 |
| | | | （一般質問届出締切　12:00） | |
| 14 | 土 | | | |
| 15 | 日 | | | |
| 16 | 月 | | | |
| 17 | 火 | | | |
| 18 | 水 | | | |
| 19 | 木 | | | |
| 20 | 金 | | | |
| 21 | 土 | | | |
| 22 | 日 | | | |
| 23 | 月 | | 議会運営委員会（第一委員会室） | 10:00 |
| 24 | 火 | | | |
| 25 | 水 | 本会議（第２日） | 一般質問 | 10:00 |
| 26 | 木 | 本会議（第３日） | 一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 | 10:00 |
| | | | 議会運営委員会（第一委員会室） | 本会議終了後 |

# 議　　案　　付　　託　　表

平成２６年第２回定例会

〈総務常任委員会〉

議案 第 40 号　平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分

議案 第 45 号　摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案 第 46 号　摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

議案 第 40 号　平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分

〈民生常任委員会〉

議案 第 40 号　平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号）所管分

議案 第 41 号　平成２６年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号）

# 平成２６年　第２回定例会　一般質問要旨

質問順位

| | | |
|---|---|---|
| １番　市来賢太郎議員 | ２番　大澤千恵子議員 | ３番　山崎雅数議員 |
| ４番　増永和起議員 | ５番　水谷毅議員 | ６番　東久美子議員 |
| ７番　嶋野浩一朗議員 | ８番　安藤薫議員 | ９番　福住礼子議員 |
| １０番　上村高義議員 | １１番　森西正議員 | １２番　弘豊議員 |
| １３番　中川嘉彦議員 | １４番　木村勝彦議員 | １５番　藤浦雅彦議員 |

## 市来賢太郎議員

１　学童保育について
２　ふるさと納税について

## 大澤千恵子議員

１　自治会の加入率について
２　学校図書館教育について
３　不妊治療助成について
４　学校の校門前の配布物について
５　人間基礎教育について
６　子ども・子育て支援新制度への対応について

## 山崎雅数議員

１　生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業について
２　風しんワクチンの接種費用の一部助成について
３　生活保護制度の適正な運用について
４　豪雨対策について

## 増永和起議員

１　中小業者への力強い支援策について
２　国保広域化・都道府県単位化と摂津市の国保料値上げについて
３　市税・国保料の滞納処分、支払督促・少額訴訟制度の現状について

## 水谷毅議員

１　食品トレイの試験回収とごみステーションの今後のあり方について
２　樹木の倒壊、枯れ枝の落下による事故を未然に防ぐための総点検及び対策実施について
３　災害発生時の通報手段について

## 東久美子議員

１　学校環境整備について
２　防災対策について
３　図書館、図書センターについて
４　子ども・子育て支援新制度について

## 嶋野浩一朗議員

１　小中学校における指導力の強化について
２　小中学校でのいじめ対策について
３　救急搬送について
４　水道料金について

## 安藤薫議員

１　子ども・子育て支援新制度と公的責任について
２　来年４月導入の中学校給食について
３　投票所再編を含む選挙事務の見直しについて

## 福住礼子議員

１　市民課窓口業務の休日開庁実施について
２　「赤ちゃんの駅」の市内設置の拡大について
３　犬猫殺処分ゼロを目指した啓発運動の推進について

## 上村高義議員

１　改定された緑の基本計画について

## 森西正議員

１　職員間の業務量平準化について
２　複数校合同部活動、拠点校方式部活動について
３　子ども・子育て支援新制度について

## 弘豊議員

１　高齢者のための福祉施策について
　（１）見守り支援や介護予防の充実について
　（２）福祉サービスの利用状況等について
　（３）民間賃貸住宅の家賃助成制度について
　（４）地域福祉活動拠点の整備について
２　第６期せっつ高齢者かがやきプランの策定について
　（１）介護保険料について
　（２）要支援者の地域支援事業への移行について
　（３）摂津市における地域包括ケア体制の構築について

## 中川嘉彦議員

１　地域のイベントを通した活気あるまちづくりについて
２　少子化対策について

## 木村勝彦議員

１　通学路の安全対策について
２　府道用地の有効利用について
３　防災対策について

## 藤浦雅彦議員

１　第２期摂津市地域福祉計画の検証作業及び次期計画の策定並びに地域ささえあいプランの実施にあたっての社会福祉協議会の役割と現状について
２　公会計制度の導入と自治体クラウドについて
３　第２次摂津市子ども読書活動推進計画の検証及び次期計画の策定並びに子どもが集まる「魅力ある学校図書館づくり」について

推薦者名簿

平成２６年第２回定例会

## 農業委員会委員推薦の件

| 名　　称 | 委　　員 |
|---|---|
| 農 業 委 員 会 委 員 | 林　　章 |

議決結果一覧

| 議案番号 | 件　　名 | 議決月日 | 結果 |
|---|---|---|---|
| | 農業委員会委員推薦の件 | ６月１１日 | 決定 |
| 報告　第 1 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件 | ６月１１日 | 承認 |
| 報告　第 2 号 | 訴えの提起専決処分報告の件 | （６月１１日　報告） | |
| 報告　第 3 号 | 平成２６年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）専決処分報告の件 | ６月１１日 | 承認 |
| 報告　第 4 号 | 平成２５年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件 | （６月１１日　報告） | |
| 報告　第 5 号 | 平成２５年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件 | （６月１１日　報告） | |
| 報告　第 6 号 | 和解に関する専決処分報告の件 | （６月２６日　報告） | |
| 議案　第 40 号 | 平成２６年度摂津市一般会計補正予算（第１号） | ６月２６日 | 可決 |
| 議案　第 41 号 | 平成２６年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第１号） | ６月２６日 | 可決 |
| 議案　第 42 号 | 工事請負契約締結の件 | ６月１１日 | 可決 |
| 議案　第 43 号 | 工事請負契約締結の件 | ６月１１日 | 可決 |
| 議案　第 44 号 | 工事請負契約締結の件 | ６月１１日 | 可決 |
| 議案　第 45 号 | 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件 | ６月２６日 | 可決 |
| 議案　第 46 号 | 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 | ６月２６日 | 可決 |
| 議会議案 第 7 号 | 総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書の件 | ６月２６日 | 可決 |
| 議会議案 第 8 号 | 地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の件 | ６月２６日 | 可決 |
| 議会議案 第 9 号 | 中小企業の事業環境の改善を求める意見書の件 | ６月２６日 | 可決 |
| 議会議案 第 10 号 | 「手話言語法」制定を求める意見書の件 | ６月２６日 | 可決 |